

佛教文化研究

第22号

淨土宗教學院研究所

佛教文化研究 第二十二号

目次

仏教における懺悔の思想について ——その一——	沢
道綽禪師の淨土觀	佐
—時機相応の淨土—	成
法然の專修念仏義成立の波紋	中
—興福寺奏状をめぐる諸問題—	佐
中世の淨華院について	澤
淨土宗列祖伝類に関する総合的研究	藤
—とくに『淨土鎮流祖伝』を中心として	田
平野福	田
田原井	藤
祐秀隆祐	田
史公	健
美作誕生寺所蔵近世文書	照
高谷雄善輝吾	三
編集後記	一

仏教における懺悔の思想について——その一——

照 謙 田 沢

序 真実の懺悔について

—特に華厳經を中心にして—

2 入菩提行論の懺悔(1)

—懺悔思想の基本的理義—

3 入菩提行論の懺悔(2)

—死の不安との関連において—

仏教に於る懺悔の思想について

序

仏教において、懺悔ということが一つの儀式作法を通してあらわれ

ている原初形態は、初期仏教々回の行事である「布薩」及び「自恣」においてみられる。布薩(*upavasatha*)は、月二回、同一地域内の比

丘たちが一同に会して戒律の個条を読みあげて、犯した罪を懺悔する行事であるが、*upavasatha*なる原語は“a period of preparation for the Soma sacrifice”⁽¹⁾といふ語意があるように、もとは、ヴヨーダの祭りにおいてソーマ祭の準備の日を意味し、これを受け、仏教興

起の時代には、主要な行動の為に準備する」とを *upavasatha*、ウボー

仏教における懺悔の思想について

サタと呼んでいたのであり、仏教もこれを採用したといわれる。その布薩の行事が、戒律を読みあげて懺悔していくことに主たる意味をもつてゐることは、懺悔が仏道を実践する為の準備段階として考えられていたのであり、懺悔が為し子えられてはじめて、仏道を修行し、さら

に伝道にいく前提条件が満足することを意味するのである。安居が終った最終日に、比丘が相互に自らの犯した罪を告白し懺悔しあうという自恣(*pravāraṇa*)も、安居を終えて修行・伝道に旅発つための準備としての意味をもつものであつたと思われる。

そういうわけで、懺悔ということは、実践道の項目には数えあげられることはあまりなく、特に初期仏教に於ては、律関係のものには散見せられても、経論関係の中では、問題として扱われていない。

懺悔が実践道としての性格をもつてとりあげられてくるのは、大乗仏教に於てであり、華嚴經入法界品、金光明經懺悔品、觀普賢菩薩行法經などはその懺悔を説いている。けれども、大乗仏教の論書の中で、まさしく懺悔について論じられているものはきわめて少ないが、七世紀に在世した中觀派の寂天(*Sāntideva*)の『入菩提行論』(*Bodhi-*

caryā-avatāra) の懺悔品 (pāpa-deśanā) がそれを詳説しているものであることは、曾て山口博士によつて紹介せられたとある。」この『入菩提行論』にはプラジュニヤー・カラマティ (Prajñākaramati) の細疏があり、『論』の偈文の意味の理解を容易ならしめる。

今は、特に華嚴経と入菩提行論とに於て、またその関連の中で懺悔について考察してみたい。

1 真実の懺悔について

—特に華嚴経を中心にして—

懺悔といえば、直ぐ想起せられるものとして、「略懺悔の文」

我昔所造諸悪業
皆由無始貪瞋癡

従身語意之所生

一切我今皆懺悔

をあげができる。これは、般若訳華嚴経四十巻本の第四十巻卷末のいわゆる「普賢行願讚」の第八偈①であるが、この偈は大乘仏教に於ける懺悔のあり方を要約した形で語つたものとして重要である。即ち、初期仏教に於て行われた隨犯隨懺（罪を犯すに随つてその折に懺悔していく）という形の懺悔ではなく、むしろ我々の存在そのものが罪の存在であるという人間觀に立つて自らを懺悔することを意味している。我々は常に身口意の三業において生きているのであるが、自ら

り、我が物ありと我執我所執し、そこに愛憎違順する迷惑・流転が渦卷いている苦惱・荒乱としての自分でしかない。因みに、この「普賢行願讚」は、梵文原典とともに、異訳として、東晋佛陀跋陀羅訳『文殊師利發願經』、唐不空訳『普賢菩薩行願讚』があるが、今、この般若訳四十華嚴経の偈文にのみ、無始 (anadi) なる語が、貪瞋癡を修飾する語として挿入されていることは、思想的なふかまりがそこに見られる。従つて、この場合の懺悔は、犯した罪悪を懺悔するというあり方ではなく、罪惡に充ち満ちた人間存在そのものを懺悔するというあり方であるから、一切我今皆懺悔 (pratidēśāmi ahu sarvam) といつて、今、その一切を懺悔するのである。

因みに月輪博士は「普賢行願讚の註疏（竜樹・世親・陳那・嚴賢）に就て」の中で、この第八偈が次のように注釈せられているのを紹介せられている。

「自性」と「因」と「所依」との三つで罪惡を懺悔することを説く。其の自性とは自ら造ったあらゆる罪惡で具さに今世と後世に造りつつある又作るであろう罪とその隨喜等の惡である。因とは貪瞋癡の力によりてといえるもの。所依とは身口意に依る。此の如き此等一切を諸菩薩の大前に在る如くに深海の意志を以て刹那刹那に懺悔し縮少して擦りへらそうというのである。

と。これによれば、懺悔は、ただ為したる惡（自性）のみということではなく、貪瞋癡（因）と身口意（所依）とも含めたもの、それが一切であるが、その一切を、真剣に（諸仏菩薩の大前に在る如くに深海の意志を以つて）、刹那刹那に懺悔するということがわかる。「一切我

今」の今とは、刹那刹那の今であるのである。

この普賢行願讚第八偈の懺悔は、普賢菩薩の十種広大行願の第四懺除業障に基くものであるが、その第四懺除業障を説明する四十華嚴の經説は次の通りである。⁽⁶⁾

復次善男子、言懺除業障者、菩薩自念、我於過去無始劫中、由貪瞋癡、發身口意、作諸惡業、無量無邊、若此惡業有體相者、盡虛空界不能忍受、我今悉以清淨三業、徧於法界極微塵刹一切諸仏菩薩衆前、誠心懺悔、後不復造、恒住淨戒、一切功德、如是虛空界尽、衆生界尽、衆生業尽、衆生煩惱尽、我懺乃尽、而虛空界、乃至衆生煩惱不可尽故、我此懺悔無有窮盡、念念相續無有間斷、身語意業無有疲厭。と。ここでは懺悔とは懺除業障であるが、その懺悔は、菩薩のなすべきものとして「菩薩自念」という語が注意せられよう。従つてこの懺悔は、菩薩の透徹した智恵によって自らの罪悪性が「我於過去無始劫中云々」と自覺され、今悉く清淨三業を以て誠心に懺悔がなされ、その後はまた惡を造らないことが誓われる。懺悔の心事は以上で充分説明し尽されるはずであるが、さらに、衆生界、衆生業、衆生煩惱が尽すべからざるものである故に、「我が此の懺悔も第尽ることなし」といわれるに到つては、懺悔といながらも、それは、「衆生無邊誓願度、煩惱無數誓願断」の菩薩行としての慈悲に展開していくことがすでに予想されている懺悔である。従つて、

この懺悔は、菩薩の般若の智慧の内容としての、「空亦復空」の実践であり、智慧に於て実践せられる「理想的懺悔」である。そういう懺悔のあり方が、華嚴經（八十華嚴）第四十八卷の卷末に

仏教における懺悔の思想について

は「真実懺悔」という言葉であらわされている。「菩薩摩訶薩は如何にして一切の過惡を悔除するか」という問いに對して、

諸業不從東方來、不從南西北方四維上下來而共積集、止住於心、但從顛倒生、無有住處、菩薩如是決定明見、無有疑惑⁽⁷⁾

と説かれる。ここでは、諸業の起因するところが顛倒（viparyāga）にあることを示すのであるが、それは『中論』觀顛倒品第二「十三の第一偈「貪瞋癡は憶想分別から起る。何故なれば貪瞋癡は淨不淨顛倒より生ずるが故に」の意味するところ、或いは『中辺分別論釈疏』相品、虛妄分別の雜染相を説く中で、「無明は顛倒の因である。所以は無明に陥入りたるものは真性に迷うが故に（tattve-samnohad）、無常等を常相と見るによりて顛倒と称せられるからである」という内容において理解される。

八十華嚴の當該の個處では、つづいて、

說我說我所說衆生說貪瞋癡種種諸業 而無我無我所 諸所作業、六趣果報 十方推求悉不可得⁽⁸⁾

と説かれる。この所説は、中論觀法品第十八第二偈（a—b）「我がないとき、いかにして我所があろうか」の月称釈に、

我が不可得（anupalambha）があるから、我的施設（pajñapti）の根拠である五蘊なる我所は、もはや不可得なり。たとえば車が燃えるとき、その車の部分も燃えるから不可得なるが如し。恰もそのごとく、觀行者は我的無我を了解するときに、そのときに、蘊の自体である我所をも無我なりと決定的に了解する。⁽⁹⁾

といつて、我我所の不可得なることが説かれるが、今、華嚴經でも、

そういう内容において我所、さらには諸所作業、六趣果報の不可得が説かれる。

またさらに、つづいて、

諸天子、於意云何、彼諸影像、可得説言來入鏡中、從去不、答言不也、諸天子、一切諸業亦復如是、雖能出生諸業果報、無來去處⁽¹⁾

と説かれる。これは、『中論』帰敬偈における不去不來、さらには觀去来品第二の所論などを想起せしめるものがある。去來とは、去るはたらき、来るはたらきというわれわれの動作・作業が、縁起において、作者、能作、であり、『中論』ではその動作・作業が、縁起において、作者、能作、所作業の三者の相依相待においてのみ成り立つことを、不去不來としてあらわしていくが、華嚴經においても、鏡に映る影像の上に、去來の動作の成立しないことをのべようとしている。そういうことが、また、

諸天子譬如幻師 幻惑人眼 当知諸業 亦復如是⁽²⁾

とも説かれる。これは『中論』觀有為品第七で月称が引用する四百論

第三二五偈（漢訳広百論破根境品第五）の

諸法如火輪 變化夢幻事 水月彗星響 陽焰及浮雲⁽³⁾

という所説、内容的には、月称がそこで説明する「日常世間に關する

諸事物は、「本来は縁起の故に無自性であつて」幻と夢と乾達婆城等

の如きものであるが、ただ合理を離れたものとしてあるときには、無明

の眼翳の故に慧眼を損害している一切の世間人にとつて、「自性として」定立したものとなつてゐるから、愚昧の人々がまのあたりに認め

ているものも、相依相待によつて定立したことになつてゐるもの（即

ち本来は無自性空なる幻と夢等の如きもの」を指いて他にはない⁽⁴⁾といふ所説で理解されよう。以上、諸業が顛倒より生じ、諸業が不可得であり、諸業が不去不來であり、諸業が幻の如きものであるということを意説の何れもが『中論』との関連の中で理解せられるということは、結局、諸業を空と見ていく立場において懺悔が考えられていることを意味している。かくして、

若如是知是、是真、實、懺悔、一切罪惡、悉得清淨⁽⁵⁾

と八十華嚴の当該の個處では結ばれる。このような空の智見を真実の懺悔とする所説は、法華部の『觀普賢菩薩行法經』には、

汝誦說大乘經故、十方諸佛說懺悔法菩薩所行、不斷結使不住使海、

觀心無心、從顛倒想起、如此想心從妄想起、如空中風無依止處、如是法相不生不滅、何者是罪、何者是福、我心自空、罪福無主、一切

法如是無住無壞、如是懺悔、觀心無心、法不住法中、諸法解脫滅諦

寂靜、如是相者名大懺悔、名莊嚴懺悔、名無罪相懺悔、名破壞心識

（懺悔）行此懺悔者、身心清淨不住法中、猶如流水、念念之中、得

見普賢菩薩及十方仏

と説かれて、罪福ともに自体無く、空であると見ることが懺悔であり、

そういう懺悔のあり方が、大懺悔、莊嚴懺悔、無罪相懺悔、破壞心識、

と特説せられる。この所説は、先の八十華嚴の所説と同じく空觀を立

場とするものであるが、八十華嚴に於ては、諸業が空であると説くに

対して、今は、わが心の空を説いてゐる。これについては、聖提婆の

四百論第七品「欲染享受の執着の断方便を説く」第一七四偈の所説に

よれば、より明確に理解せられよう。即ち、

顛倒を勝智 (kuśala) せない人々にとりて雜染の因となれるものと雖も、顛倒の自性を勝智して「彼顛倒が」機械と幻術師との所造の幻法の如く自性空なりと見る人々には、それがそのまま雜染の因とならないごとく、趣^二有 (gati=bhava) をば幻法等の如く縁起せる物・実有に非る自性なりと見る人々は、顛倒に依りて生起する生死を越えて、罪福 (dosa-punya) の所作事 (kriyā) を離れたる涅槃に到る。

とのべて、有^二趣なる法 (bhāva) を顛倒心の生起するところとなし、法を無自性空なりとする観察を、心の無自性空なる観察において実践しているごとくとする。今、この懺悔を、「破壊心識懺悔と名づく」と説かれているのも四百論の所説が意味するところをいうのである。

また「無罪相懺悔」については、「何者是罪、何者是福、我心自空、罪福無主」の所説よりして、詳しくは、「無罪福相懺悔」ということであろう。これについて詳細に理解しようとすれば、我々は、聖提婆の『百論』捨罪福品、さらには、『四百論』前半八品をどうしても考察しなければならないことになる。山口博士は、それに関して、「捨罪福の捨罪とは、「悪止善行法」なる一経に示す所であつて、いうまでもなく非愛果を招く十惡業道たる惡行 (duṣcarita) を制止して十善業道たる妙行 (sucarita) 中、人天の愛果を招く福業を行ずるの謂であり、捨福とは、かかる人天に往来せしむる善行たる福業をも捨てて遂に無相最上たる般若に依るべきことを示す」とのべられているが、「無罪相懺悔」とは要約すれば、以上のようにになるのである。百論の捨罪福品に於て、「施・戒・智の三共に福報を執するならば、生死

に往來する行のみ」と論じ、遂には福をも捨てて無相最上に依るべきことを示されるが、仏教に於ける懺悔の究竟的なり方は、捨罪のみならず捨福に於て無相最上の般若によるとき、はじめて達成されるのであることがわかる。内容的には「破壊心識」であり、相としては、「捨罪捨福」というあり方において、「大懺悔」「莊嚴懺悔」といわれる所以あり、「真実懺悔」となるのである。

2 入苦提行論の懺悔 (1)

— 懺悔思想の基本的理解 —

華嚴經普賢行願讚に説かれる懺悔は、普賢の十種廣大行願の第四懺悔業障に基くものであるが、その十大行願は、(1)礼敬諸仏、(2)称讚如來、(3)廣修供養、(4)懺悔業障、(5)隨喜功德、(6)請転法輪、(7)請仏住世、(8)常隨仏學、(9)恒順衆生、(10)普皆回向という次第になつてゐる。寂天の『入苦提行論』第二章「罪障懺悔品 (pāpa-deśāna)」の内容も、曾て指摘されているように、六十六偈の中、

- (A) 仏の讚嘆、自己の供養、沐浴、法衣、莊嚴、香、花、食事、灯明、宝蓋、宮殿などの供養 (一~二三偈)
- (B) 仏陀・法・僧への帰依 (二六、四八~四九偈) とあり、
- (C) 四八・四九の二偈を除く二七~六六偈の四十偈がまさしく懺悔・罪の告白について詳説されている。しかしながら、(A)、(B)をも含めて「罪障懺悔品」という一章が構成されているのであるから、懺悔という心事に「仏の讚嘆」「供養」「仏陀への帰依」という三は、その前提となるものといえる。プラジュニヤー・カラマティーは、『入苦提

「行論」第一品の榜題で、

菩提心を取得するため (grahanārthaṁ) に、諸仏諸菩薩は、現前して、敬礼 (vandana) と供養 (pūjana) と〔三宝の〕帰依 (śāraṇagamana) と懺悔 (pāpadēśāna) と隨喜福 (putrīyānumodana) へ、仏への勸請 (buddhādhyeṣṭa) と懲願 (yācana) と菩提への回向 (bodhiparināmana) へをなすために、「第一偈が説かれた。」

といつて第一偈の注釈に入っている。この敬礼以下八つの行は普賢の十大行願の中、八、常隨仏学、九、恒順衆生が省略されたものと同じであり、その次第順序も同じであるが、何れにしても、これらハ「或いは十」願行は、菩提心を得るためになされなければならない実践である。

その中、敬礼、供養、帰依の三は、懺悔をなすための前提となつてゐるのである。

『入菩提行論』においては、罪惡は、菩提心を所依 (āśraya) へするところに消滅すると考えられており、「菩提心の讚嘆」第一品や、きわめて重い罪惡を作しても、もしこれ (菩提心) を頼りとすれば、たちまちに、(kṣanena) それを免れる。(第十三偈 a—b)

それ (菩提心) は劫末の火のように、大なる罪惡をたちまちに焼き尽す。これに対し、無量の称讃を、聰慧の弥勒尊が善財に説かれた。

(第十四偈)

と説かれてゐる。今ふつむりの菩提心 (bodhicitta) へは、菩提を願う心 (bodhipranidhicitta) へ菩提への前進 (bodhiprasthāna) の二種類をいい、内容的には、「無邊の有情界 (aparyanta sattvadhatu) を救おうと、不退転の心 (cittam-anivarttyena) ドルの菩提心を受持

すればその時から」（第一品十八偈）と説かれる。しかし、「上求菩提、下化衆生」の心であり、その菩提心を頼み (āśraya) とするといふに罪惡の除滅があるというのである。従つて、のむに述べる。」といふ、『入菩提行論』罪障懺悔品に説かれる懺悔は、罪惡をたちまちに焼きつくすその菩提心を得るための前提としての実践であるから、最低下の凡夫としての懺悔であり、その故に著者寂天は、我々の存在そのものがいかに罪惡深重であり、それに対する自覚がなければ、どのような恐ろしいことになるかということを生きしく述べているのである。

(a)

懺悔の原語は周知の「くじけ」 kṣama (他人に対して謝罪する) と、desāna (告白) → āpatti-pratide'ānā (自己) に対して罪を改悔する、説罪) との二語が基本的に考えられるが、『入菩提行論』では、その品名が pāpa-desāna であり、その中の偈文も desāna であつて kṣama なる語は見られない。プラシヨニヤー・カラマティの細疏 (以下細疏という) 第一十九偈によれば、「懺悔・告白 (desayāmi) とは、prakāśayāmi (pra—√kāś, to become visible, become evident or manifest) であつて uttānikaromi (uttāni√kī, to open wide (the mouth), makes known) である、na prachādayāmi (pra—√chād, to cover, to hide, to disguise, to keep secret) である」と懺悔が、自らを明るかにし、自らを知らしめ、そして血ぬれりまかしたり隠したりしない、といふ意味であることを明す。第二十七偈では vijñāpayāmi (知らしめぬ=告げぬ)ともいわれるが、身の表示 (kāya-vijñapti) ドルの合掌

(kritāñjali) を捧げる」とも必要である（第二「十七偈の中」）。もらに、

これなる予は、苦を恐れ、師主の前に立つて、合掌を捧げ、幾度も幾度も平伏して (pranipatya)、^レの全てを告白する。（第六十五偈）

を釈して、細疏では、「告白する」というのは口の表示を起こすことであり、合掌するとは身の表示をなすのである。度々平伏して」というのは、極度に心を厭離する (atisayavac-citta-samvega) を示している」と説かれていることから、懺悔は、身口意三業によつて、云いかえれば全身全靈を投げうつて告白をする」ということであり、それには真剣な姿が要求される。

(b)

懺悔にそういう真剣な態度が要求されるのは、少なくとも自分は六道の中では人間として今生きているということを認めるような甘いものではない。第二十八偈では、自分が獸・畜生 (pasu) として自覚され、細疏では、「獸とは多くの迷惑性を自己 (mohabahulatātmano) として説かれ、その上に身口意の三業がなされた」と説明される。而も、そのような自分が、「無始 (anādimat) の輪廻において、或は今生 (janman-yatra) において」（第二十八偈 a）悪をなしているのである。入菩提行論第四品「菩提心の不放逸」第三十二偈では、すべて他の敵の寿命は長くても、実に彼（煩惱）のそれ程ではない。予の煩惱という仇敵のそれは、無始無終 (anādyanta) で甚しく長

い。

といつて煩惱の無始無終性が語られ、同じき第四品第二十一偈では、一刹那に犯した罪惡からも、一劫の間無間地獄に停められる。無始以来 (anādikāla) の劫波にわたる積罪がある以上、何が善趣について説かれえようか。

といって、罪惡の業果がいかに無始以来のものであるかを語つてゐる。細疏では、第二品第二十九偈^aの「愚痴の故に身を滅ぼす (ghātaya)」を釈して「その惡業の果が自分に於て異熟 (vipāka) であるから」と示す。人は、自らの上に無始以来の罪惡の集積を見、今作したる惡が異熟として未来永劫に相続していくことを知つたとき、大いなる恐怖に見舞われるであろう。「私は後に受くべき苦痛 (paścat-tāpa) によってかかる過罪を告白する」（第二十九偈 c d）を細疏は注釈する中で、「後に受くべき苦痛とは、地獄等の不善業の苦の果報を得るによつてである」と述べてゐる。どうしても懺悔をしなければならないという心が起つた契機となるのは、後に地獄等の苦しみが自分の上に異熟·vipāka (consequence of actions in the present or former births pursuing those who commit them) through subsequent existences)^⑤として生ずるからである。というまさにその点にあるのである。

(c)

罪惡を意味する原語は、『入菩提行論』では pāpa (悪) dāruna (逆)・過失を本來的意味とする atyaya, dosa, āpatti' 不純・不淨といふ意味での asubha, などの語を用いてゐる。『入菩提行論』では、^レ仏教における懺悔の思想について

の罪悪を煩惱という点に絞つてとらえていこうとする。第三十一偈の細疏では、「多くの罪過 (anekadoṣa) により汚染せられて (duṣṭena) とは、貪 (rāga) 等の煩惱 (klesa) に汚染せられたるによりてである。自分の力によってではない (na svatantra) もう意味である」といつて、罪過 (doṣa) は結局、貪等の煩惱であることを示すのである。而もその煩惱は、na svatantra である。svatantra は self-will といふ意味でもあるから、自分の意志を越えたところの無始時來の煩惱によつて罪悪がなされていくことを na svatantra といつてゐるのである。

そのことは次のような形でもいわれてゐる。

かようには、自己が (この世の) 偶來 (āgantuka) の客であることを認識しなかつた。そして愚癡と貪愛と瞋恚によつて、多くの罪過を犯した。(第三十九偈)

(細疏に) 私は、全く何もの私でもない。私には何ものもない、

(nāham kasyacit parītaḥ, na me kaścit) と、かくの如く私は観察、伺察しなかつた。まさにその故に、我 (ātma) と我所 (ātmīya) とを貪愛し (anunaya) 執着す (āsaṅga)。それに反する行為に於て憎惡 (vidvesa) は瞋恚 (pratigha) である。

と。今、いひで「自己が偶來の客 (āgantuka) である」というのは、自己の上に、我と我所として執着せらるべき何ものもない、といふことを意味しているようである。にもかかわらず、それを貪愛し執着するところに煩惱の生起があることを説いてゐる。罪惡は煩惱の起因する以外のなにものでもないことがここに明らかになるのである。

それでは、そのような罪惡は何に對していかなる仕方で為されたかについては、第三十偈に、

三宝に對し、父母に對し、師に對し、或は他人に對し、身と語と意を以て、予は矯乱 (ksēpa) から過罪を犯した。

と説かれる。細疏によれば、「三宝は無上の福田 (anuttaragunakṣetra)」であり、「父母等は、恩田 (upakārikṣetra)」もしくは「あり、それらを害するによつて、「広大 (vistara)」にして強度の (tivra) 苦の果報を受けることになる」といつてゐる。

(d)

それでは何故に惡を為さねばならなかつたのであらうか。第三十五偈に、

愛しい者、憎らしい者 (priya-apriya) の為に私は種々の罪惡を犯した。(a—b)

といわれる。細疏には、「愛しいとは、我と我所とである。憎らしくとは、それとは逆のことである。愛しい者には利益と樂 (hitasukha) とを、憎らしい者には、それと反対のことを作すのである」といつて、あくまでも我々の罪惡が、我と我所への執着に係ることをのべている。そして、「種々の罪惡」とは、「殺生 (prañātipāta) や布施しないこと (adatta-dāna) などの差別である」という。他人の為に利益と樂とを与えることは布施行である。しかし、我と我所への執着による布施は罪惡となるのである。罪惡を犯したことの懺悔は、実は、我と我所に對する執着への懺悔である。而も憎らしい者、愛しい者の為にな

された罪悪も、実は無意味なもの (nirarthakam) になってしまう。

それは、第三十五偈の「(自分が) いつかはこれら全ての者を捨てて行かねばならない事実」であり、「やがては憎らしい者も無くなり、愛しい者も存せぬであろう。子も存せず、すべての者も無くあるであろう」(第三十六偈) 事実が現にあるからである。全てが存在しなくなってしまう時、「いつたい何が残つて存在するのか」といえば、

知覚せられた凡ゆる物は、すべて記憶の中に去りゆく、夢で知覚した物のように、一切は過ぎ去つて、再び認められない。(第三十八偈) のである。細疏によれば、「知覚せられた樂の因、苦の因 (sukhahetu, duḥkhahetu) であらゆる物 (愛憎の対象) は、たとえ夢の分位に於て把握する (upalabdhā) 如く、消失して再び認められない。そこにはただ記憶だけ (smaranaṇamātra) が残る」と説かれている。愛しい者憎らしい者という愛憎の対象は過ぎ去つていったが、彼等の為に作したる惡はどうか、といえば、

ただ彼等の為に犯した恐ろしい罪悪だけが私の面前に残っている
(第三十八偈 c-1d)

といって、彼等愛憎の対象は過ぎ去つても、その為に作したる惡は、さらにまた、(punar) 自分の面前 (agratā) にこそあるのである。それを細疏では、「その「惡」は私と共に行くという意味である」といって、罪悪が自業自得であることを示している。

3 入菩提行論の懺悔 (2)

—死の不安との関連において—

仏教における懺悔の思想について

懺悔しなければならない心情をおこす動機となるものは、先に(b)でのべたように「のちに地獄等の苦しみが自分の上に異熟として生ずることになるのでないか」という不安・恐怖からであるが、その懺悔を今しなければならないというその理由は、まさに死そのものが自分の上にいつ来るかわからないということであり、死の到来とともに懺悔をする機会を全く逸してしまうことになるからである。

どうして私はこれ(死)をのがれようか。速かに護り給え。私の罪が滅びない間に、俄かに死が私に到来しないように願う。(第三十

三偈)

を釈して細疏では、「惡が未だ断除 (ksaya) されないその限り私は死んではならない。もしさうでなかつたら惡趣 (durgati) に行くことを怖れるからである」という。

死の不安とは、死にはしないかという不安であるが、さらに、このまま死んでは来世がどうなるか、という不安をその奥に宿している。輪廻転生を怖れる不安を基本としている。それは未だ自らの為したる罪悪を断除していないからである。この不安は死がいつ自分の上に襲いかかってくるかわからないところに起因している。死は予期することなく、ある時突然にやってくることを、

この死は、われわれが事を成し終つたか否かを顧りみない。確信をもつてわれらを亡ぼす。それは健康なると否とによって當てにしがたい。大電撃のように突然にわれわれを襲う。(第三十四偈)

と説かれている。細疏では「もし惡を滅尽 (parikṣaya) せざして、御身に死の機会 (avakāśa) がないのか、というならば、事を成し終

つた (krita) か否か (akrita) 云々と説かれた。ともあれ、死は、「」これは成し終えた、これは未だ成し終えず、と分別 (pariksate) しない。
……私は無病 (niroga) であり若き者 (yuvan) であり、力を有する
身 (balavatkāya) なりと信頼がおかれないものである。突然に大電撃
のようだ、といふのは、予期せざる落雷 (acintita-vajra-pāta) のよ
うにということである」と註釈する。

死はこのように突然に落雷のことく私を襲うとともに、確実に刻々
と私にせまってくる。

昼夜たえまなく寿命はますます減少し、しかも増加の生ずることは
あり得ない。私の死なないことが、どうしてありうるか。(第四十
偈)

と説かれ、細疏では、「絶えまなく (avīśāmam) とは、一刹那 (ksa-
nam) のみにも壊れて停止中斷することがない」のが寿命であり、
「長く生きていても、生命の死は必ず (pariyavasāna) くるのである」
という。このようだべたのち、第四十一偈から第四十三偈において、
死という断末魔の孤独の中で、福徳を積まなかつたことの悔みを説き、
第四十四偈第四十五偈にかけて、地獄に墮したあとのかくしみの行相を
いやが上にも語る。そして、第四十六・第四十七偈において、地獄に
は救いのないことを語る。

臆病な眼差しで四方に救いを求めるときどんな善人が、この大危難
から私を救うであろうか。(第四十六偈)
四方に救いが無いのを見て、子が再び惑いに落ちた時、この大危難
の状態において私は何をなしうるであろうか。(第四十六偈)

と。細疏によれば、救濟 (trāṇa, paritrāṇa) を四方に求めて、^①「」に
も救済者のないのを知つて惑いに陥り、なすべきすべもなくしている
その時の状態を、極熱等の地獄 (pratāpanādi-naraka) の境界 (bhūmi)
であるといふ。この二偈に於て、地獄には救済者 (trāṭri) のいない
ことを明確に言い切つてゐる。ただ地獄に墮ちるその時に、その人を
救う唯一の依所は、第四十二偈にいうところの福善 (puṇya) のみで
ある。

ヤマ (II死神) の使者に攫まれた時に、何處に親戚が求められ、友
人が求められるか。ただ福善のみが、この時に予を救ひうる。しか
も私は、それを防めなかつた。(第四十二偈)

と説かれるその福善 (puṇya) は、仏教では、一般に、生天の果を得
る因行として説かれ、いわゆる方便説であるが、今、ここでは、地獄
に落ちるか否かの瀬戸際のものと考えられている。

しかし、その福徳・福善の一つをも積んでいないその人が、まさに
救われる方法は何か、『入菩提行論』第二章の第四十八偈以降におい
て、そういう人が救われる方法が懺悔の内容に伴つて語られているの
である。

(未完)

〔註〕

①セニエル『梵英辞典』二〇六頁中

②中村元『仏教語彙典』一一七五頁

③「懺悔について」(『仏教学セミナー』第九号)

④大正藏經十、八四八頁上

⑤月輪博士『古稀記念論文集』

⑥大正藏經十、八四五頁上

- ⑦大正藏經十、二五六頁下
 ⑧大正藏經三十、三二頁上
 ⑨山口益『中辺分別論疏』六四頁
 ⑩大正藏經十、二五六頁下
 ⑪Bibliotheca Buddhica p.346
 ⑫大正藏經十、二五六頁下
 ⑬大正藏經十、二五六頁下
 ⑭大正藏經三十、一八五頁上
 ⑮山口益『中論疏』一一三頁
 ⑯大正藏經十、二五六頁下～二五七頁上
 ⑰大正藏經九、三九二頁下
 ⑲山口益『中觀佛教論疏』二三二頁
 ⑲同右 一八七頁
 ⑳同右 二三二頁
 ㉑註③に同じ
 ㉒『入菩提行論』第一品「菩提心の讚嘆」第十五偈「約言すれば、この菩提心に一種を識別すべきである。菩提を願う心と、菩提への前進とである。」（金倉円照訳『悟りへの道』サーラ叢書、六頁参照）。なお、偈文の誤文は、みな、金倉本を依用した。
 ㉓モニエル『梵英辞典』六五三頁
 ㉔同右 一七七頁
 ㉕エジヤートン『仏教梵語辞典』一二四頁
 ㉖モニエル『梵英辞典』六五七頁
 ㉗同右 九七三頁

道綽禪師の淨土觀

—時機相應の淨土—

佐藤 健

はじめに

道綽における佛教觀の基調は、教が時機にかなうということにあつた。彼は佛教をもつて学解理論の対象とはせず、修行得脱の実践的宗教とし、自己の機を反省し、機と教とが相應してはじめて修行が可能となると信じた。これは曇鸞とも、また三階教の信行とも一致する態度であつて、概していえば北地佛教の根本的性格ともいえるものとされる。

しかし曇鸞は「五濁の世、無仏の時」というのみで、仏の入滅後の遠近を問題としていないのに対し、道綽が現在を仏滅後の第四の五百人と見定め、時代が降るにしたがつて機が下劣になるという説示にもとづき、今こそ仏道修行者の最後の時であるという危機感をいだいていることからして、時機の自覚は曇鸞より一層深まつているとみることができる。

彼は求法にあたつても、自己の分別をもつて判断するという態度はとらなかつた。劣機としての自覚は、自己の分別をさけ、仏意に隨順

し、仏の真言を示すことにほかならなかつた。十二の大門からなる『安樂集』は、彼自身が明かすようにすべて經論の文を引いて證明したものである。

いずれにしても道綽の佛教觀の基調が教法の時機相應にあつたとすれば、それは当然彼の淨土觀にも深くかかわつてくるものであろう。道綽は曇鸞のいう無相の相、無生の生といった淨土往生の論理を十分に理解しながら、現在の衆生の機根を深く省察して、阿弥陀仏の淨土が有相の淨土であるとの意義をくりかえしのべるのである。しかもこの淨土こそ、われわれ無智文盲な衆生をひとしく救済するため、純粹清淨な本願に報いて完成された眞実の淨土であるとするのである。

一 有相の淨土

道綽は曇鸞がすでにいう△相即無相▽△生即無生▽といった仏教の相即の教義をいかんなく繼承しているが、とくに空や無生の思想に執する當時の教義学者に対しては、きびしくこれを批判して、現在末法の惡世を生きる凡夫は、すでに空理に立つ無相、無生の教理を理解す

ることも休得することもできないという。もはや現在のわれわれにのこされた道は、凡夫でも修することのできる有相善による有相の淨土への往生であらねばならないと主張する。

現在、われわれが求める阿弥陀仏は、われわれに直接はたらきかける人格的な仏陀であり、その淨土は何人も救いとりたいとの切実な要望により建設された仏土である。淨土への往生はひとえに仮の本願力によるのであるから、上は等覺の菩薩より、下は罪惡の凡夫にいたるまで、すべてわけへだてなく往生することができねばならないとする。こういった立場より道綽は淨土を「凡聖通往」の淨土であるとみる。もしそうであるなら無相を修することができる上地の菩薩はいよいよばず、有相善しか修することができない凡夫も、当然同じように往生することができる。道綽はこの淨土の「凡聖通往」ということにして次のように述べている。

問曰。弥陀淨國既云下位該上下無レ問凡聖皆通往者未レ知唯
修無相得レ生為凡夫有相亦得レ生也。答曰。凡夫智淺多依レ
相求決得往生然以相善力微但生相土唯觀報化仏⁽¹⁾也。

凡夫は智淺であり、そのほとんどは有相の善によって往生を願うのであるが、この有相善でも必ず往生することができるとしている。

しかし有相善は力が微弱であるため、その生ずる淨土は無相土ではなく相土、すなわち報中の化土に生じて報化仏をみるという。凡夫は有相善により報土に往生することができるとしても、その報土は眞実の報土ではないとしている。阿弥陀仏を報身とし、その淨土を報土と規定する道綽が、ここにおいては「凡聖通往」といながら、凡夫の

真実報土への往生を許さないのである。

ここで道綽の有相、無相に関する考えを検討することにより、彼のいう相土への往生が真実であることの意義を明らかにしなければならない。

一般的に有相というのは形やすがたのあるものをさし、有形で他と区別することができるものであり、生滅変化するものといえる。これに反して無相というのは、形がなく、有無の相をこえた△空▽をさすものとされる。つまり、相対的、差別的な有の原理に立つものを有相と呼び、絶対的、平等的な空の原理に立つものを無相とよぶことができよう。こうした点からすれば、阿弥陀仏の西方淨土のように一定の方角と厳淨な形相によって示される淨土は有相の淨土といえ、空の原理に立つて宇宙のすべてがそのまま淨土であるといったものは無相の淨土ということができる。

道綽は『安樂集』の第二大門において、当時の教義学者が指摘したと思われる西方往生の信仰に対する批判をとりあげ、「明⁽²⁾破異見邪執」とし、九点よりその弁明につとめている。その中でも第一番目の「破妄計⁽³⁾大乘無相異見偏執」は彼の淨土教存立の基点にかかわるものといえる。彼は、「或は人ありていわく」といい、

大乘無相勿レ念彼此若願生淨土便是取相転增漏縛。何用求之。

と述べている。これは西方淨土に願生するといったようなことは差別思想であり、取相にとらわれて漏縛を増すものであるという淨土教に対する批判である。あらゆるものには、迷悟とか淨穢とか彼此といつ

た差別があるようであるが、実相無相の立場からすれば、ものそのものの自性はこれといって定まつたものはなく、空々寂々とし、なんら差別の相はないといえる。したがつて彼を念ずとか、此を求めるとかいうことは、まったく凡夫のままであって、眞実は求めるべき仏果もなく、念すべき仏もないといえる。こうした差別的見解から離れることこそが大乗の教えであるといふのである。

もともと隋唐以前より中国において仏教は中国人の民族性としての老莊の虚無思想と関連して、仏教の空無相の思想を重視する傾向がつよかつたといえる。隋の吉藏の『中觀論疏』卷第二末には、
什師未至長安本有三家義。一者釈道安明本無義。謂無在万化之前。
空為衆形之始。(中略) 安和上鑿荒途以開轍。標玄旨於性空。
(中略) 詳此意安公明本無者。一切諸法本性空寂。故云本無。此
与方等經論什肇山門義無異也。

あることからしても、當時こうした考え方が一般的であったといえよう。ここに自然法性空寂の教義を重視し、有相淨土の願生を軽視する風潮が生じていたことを知ることができる。こうした一般仏教界の思潮に対して道綽は次のように述べている。

如レ此計者將謂不レ然。何者一切諸仏說法要具三二縁。一依ニ法性實理。二須ニ順其二縠。彼計大乘無念但依ニ法性「然謗」無縁求即是不レ順三二縠。如レ此見者墮ニ滅空所収⁽⁴⁾。

諸仏の説法には一つには法性的實理、すなわち眞如の道理によるものと、二つには眞俗二縠的道理によるものとの二種がある。この二つの道理を欠く説法はないのである。大乗無相をもつて淨土願生を批判

するのは、まさしく仏の説法の一面としての眞如法性的道理にかなつてゐると偏執するものであり、かえつて因縁の道理にしたがつて往生を求めるなどを批判するのは、眞俗二縠的道理に反していることに気づかぬものであると反駁⁽⁵⁾している。いうまでもなく相即無相、無相即相のいずれにも偏しないものこそ、中道の眞理でなければならぬ。これに達したうえでは、無相でもよく、有相でもよいのである。

曇鸞は『無量寿經論註』卷上の真実功德釈において、

依ニ法性「入ニ清淨相」、是法不ニ顛倒⁽⁶⁾不ニ虛偽⁽⁷⁾名為ニ真実功德⁽⁸⁾。云何不ニ顛倒⁽⁹⁾依ニ法性「順ニ三縠」故。云何不ニ虛偽⁽¹⁰⁾攝ニ衆生「入ニ畢竟淨」故。

といふ、淨土の功徳莊嚴の体用を示し、「攝衆生入畢竟淨」というはたらきこそ、まさしく修行者に如実功徳を得さしめるはたらきであるとしている。

空は絶対無、畢竟淨、無分別智などをいうのであって、決して分別性をおびたものではない。空、無相といふと、人は多くその否定性をみて、その肯定性をみない傾向がある。無分別といふと、いつもその分別に対する否定の態度をとり、無分別の自体に入ろうとしないきらいがある。しかし無分別は決して、單に分別に相対してあるものではない。われわれが無分別のもつ肯定性をみないということは、われわれが現に分別の世界にいて、つねに分別の世界に生きているからであるといえる。

道綽は『無上依經』をひいて、

一切衆生若起ニ我見⁽¹¹⁾如ニ須弥山⁽¹²⁾我所レ不レ懼。何以故。此人雖レ未⁽¹³⁾

即得「出離、常不レ壞、因果、不レ失、果報」故。若起「空見」如「芥子」我即不レ許、何以故。此見者破壞因果、多墮「惡道」。未來生處必背我化⁽⁶⁾。

といい、空見（空の否定性に固執すること）が我見肯定の危険性よりも大きいとさえいいきつてゐる。これは宗教のもつ絶対性を曲解するよりも、道徳の相対性にしたがうほうがまだよいことをいうものである。つまり彼は空有、相無相はもともと不二であるから、二論の道理として、因縁の中に往生を求める淨土願生は決して否定すべきでないことを明すのである。

さらに彼はやはり「凡聖通往」を明して、

淨土該⁽⁷⁾通相土、往生不^レ謬。若知^レ無相離念為^レ體、而縁中求^レ往者多應^ニ上輩生也。是故天親菩薩論云。若能觀^ニ二十九種莊嚴清淨、即略入^ニ一法句[。]一法句者謂清淨句。清淨句者即是智慧無為法身故。

とのべてゐる。淨土が相を離れ、念を絶つた本来不可得空を本質とすることを知りながら、しかも淨土の莊嚴を心におもいかべて、そこへ往生したいと願うことができるのは、多くは上輩の機類であるとする。機根のおとつた中下輩のものはどうてい「無想離念」を知ることができない。そして曇鸞の『無量壽經論註』に明す「廣略相入」の論理をそのままうけ、そのことを論理的に裏づけてゐる。世親は『無量壽經論』において、十七種の仏土の功德莊嚴（器世間清淨、八種の仏の功德莊嚴、四種の菩薩の功德莊嚴（後の二つは衆生世間清淨）の二十九種の淨土の莊嚴を示し「此三種成就願心莊嚴應知略說入一法句」

といつてゐる。曇鸞はこの長行をうけて、これら三種二十九句の莊嚴（広）と一法句（略）とが「廣略相入」を示すものであることを明して、

諸仏菩薩有^ニ「種法身」。一者法性法身。二者方便法身。由^ニ法性法身^ニ生^ニ方便法身[、]由^ニ方便法身^ニ出^ニ法性法身[。]此二法身異而不可^レ分^一而不可^レ同。是故廣略相入、統以^ニ法名[。]

と説明している。△広▽というのは一般には『無量壽經論』に説かれている淨土の二十九種の莊嚴を意味するが、ここでは別して方便法身を指していると考えられる。△略▽というのは一法句であり、法性法身である。法性法身とは法性即法身の意味であるから、法性そのままである。法性法身は法性即法身の意味であるから、法性そのままであるといえる。したがつてそれは無色、無形な言亡慮絶の一如法界にほかならないといえる。この無形の仏が有形の方便法身と不一不異であるという。これは無自性空の立場では、すべてのものが、無自性そのままに世俗的有として現実の世界に生かされていくということである。道綱はこの曇鸞の論理をそのまま継承して、この論理をもつて、

法身無相也。法身無相故則能無^レ不^レ相。

といい、法性法身は無相であるとしながらも、無相であるからこそ、よく相をもつてあかされるのであり、三十二相、八十隨形好とあらわされ、また二十九種の莊嚴としても示されるのであるとしている。こうしてみると先にもべたように無相ということは、ただ単に「相がない」という否定的な意味をもつだけではなく、いかなる相としても限定されることなく、しかもいかなる相としてもあらわれることがで

きる、そういう可能性を内に包んだような無相が、ここでいう無相でなくてはならないことになる。それでこそ淨土の二十九種の莊嚴が一法句に入るとされる。この一法句は真如法性であり、法性法身であつて、無形なるが故に、形があるものとして限定されることがないのである。

だからこそいかなる有形なものとしてもあらわれうる可能性を内に秘めているといえる。このように充実した内容をもつていて、しかも積極的な意味において考えられた空が、眞の無相とよばれるものであるといえる。

こういった相即無相、生即無生の論理を充分にふまえて道縛は、凡夫にはたらきかける淨土は有的なものでなければならぬと、力説するのである。つまり、

今之行者無レ問^レ縉素^ニ、但能知^ニ生無^ニ生不^レ違^ニ諦^ニ者、多応^レ落^ニ

在上輩生^ニ也。

といひ、曇鸞のいうような「廣略相入」の論理を理解し、それを実践し体得することができるのは上輩生であり、中下輩生のものはできな^レといひ。中下輩のものは見生に住して往生するもので、こうしたものは一應往生することができても相土に生じて、無相土をみるとそれが不可能であるとする。このことは第二大門の「破^ニ繫^ニ心外無^ニ法」において、

但法性淨土理処^ニ虛融^ニ、体無^ニ偏局^ニ。此乃無生之生上土壤^レ入。

といひ、また、

自有^ニ中下之輩^ニ、未^レ能^レ破^レ相。要依^ニ信仏因縁^ニ求^レ生^ニ淨土^ニ、雖^レ至^ニ彼國^ニ還居^ニ相土。

といひ、また第六大門の「弁經住滅」に、
彼國雖^ニ是淨土^ニ然體通^ニ上下^ニ。知^ニ相無^ニ相^ニ當^レ生^ニ上位^ニ、凡夫火宅一向乘^レ相往生也。

といつてゐるのと同じである。

上輩生とは道縛によれば、具体的には龍樹・世親などの上地の菩薩をさし、下輩生とは、まさしくわれわれ凡夫をさすものである。もしそだとすれば、凡夫は淨土に往生できるとしても、相土にとどまり、無相土に達することができないのであろうか。

道縛は第七大門において西方淨土と娑婆世界の二土の取相とその縛脱をとりあげ、西方淨土の清淨な相をおもいうかべれば、すみやかに解脱を得、もっぱら極樂を受け、智慧のまなこがすみやかに開かれるのに對して、娑婆世界の穢れた相をとれば、虚妄の樂、愚痴の盲をうけて、惡業に縛縛されて憂いと怖れとがあるばかりであるとのべている。そして第二大門の「破^ニ大乘無^ニ相妄執^ニ者」と同じように、

問曰。依^ニ大乘諸經^ニ、皆云^ニ無^ニ相乃是出離要道、執相拘礙不^レ免^ニ塵累^ニ、今勸^ニ衆生^ニ捨^ニ穢忻^ニ淨^ニ是義云何。

といひ、どうして衆生に「捨^ニ穢忻^ニ淨^ニ」といった差別的見解をすすめるのであるかと問ひ、これに對して、

答曰。此義不^レ類。何者凡相有^ニ三種^ニ。一者於^ニ五塵欲境^ニ妄愛貪染隨^ニ境執著。此等是相名^ニ之^ニ為^ニ縛。二者愛^ニ仏功德^ニ願^レ生^ニ淨土^ニ。雖^レ言^ニ是相^ニ名^ニ為^ニ解脫^ニ。といひ、色声香味触はいずれもわれわれが欲をおこす対境であり、これら^ニの対境に応じて執着するの^ニは縛縛^ニといふことができる。しかし仏

の功德を愛して淨土に往生することを願うのは、同じく淨土の莊嚴相

に対して差別の見解をおこすといつても、決して繫縛とはならず、解脱を得るというのである。どうしてこういったことがいえるかについて、彼はその根拠を『十地經』の十地品をひき、

初地菩薩、尚自別觀二諦、勵心作意。先依相求終則無相。以漸增進体大菩提。尽七地終心相心始息、入其八地絕於相求、方名無功用也。

とのべていて。初地の位の菩薩が眞俗二諦の道理を理解し、体得するには、不斷に心をはげまし、意志を堅固にしなければならないのであるが、七地の位までは差別的見解によつて求め、八地以上は無相の見地によつて修行するのである。このように八地を境として有相から無相へと移行することを明している。こういつたことから一般に菩薩は七地以前にあつては、まだ無相を修することができず、なお努力を必要とするところから、七地以前を有功用地といい、八地以後を無功用地といふ。さらに世親は『十地經論』において、これを解釈して、

七地已還惡貪為障、善貪為治。八地已上善貪為障、無貪為治。
といつてゐる。このように初地以上の菩薩であつても、有相をもつて修行するのであるから、ましてや淨土に願生することを求める凡夫にとって、どうして有相の善根を繫縛ということができるかとのべている。また『無量壽經論註』には、淨土に觀佛國土清淨味、撰受衆生大乘味、類事起行願取仏土味、畢竟住持不虛作味などの莊嚴のあじわいがあり、これらはすべて差別の見解によつて、相を心におもいうかべるのであるが、決してわれわれを迷いに繫縛するものではないとして

いる。そして最後に道綽は、

彼淨土所と言相者、即是無漏相實相相也。

といふ。淨土でいう相は、相といつても煩惱の漏縛をはなれた清淨の相であり、真如実相の道理にかなつた眞実の相であることを明している。有相の往生はそのまま無相の往生となることをさとることこそ眞の佛教であるとし、淨土往生の信仰こそ現在の凡夫にとつて適時適人の唯一の大乗佛教であると主張するのである。

〔註〕

- | | | | |
|------|---------------|------|--------------|
| (1) | 淨全一卷、六七八頁、a。 | (1) | 淨全一卷、六八二頁、b。 |
| (2) | 大正藏四二卷、二九頁、a。 | (2) | 淨全一卷、六八二頁、a。 |
| (3) | 淨全一卷、二三二頁、a。 | (3) | 淨全一卷、六八二頁、a。 |
| (4) | 淨全一卷、六七九頁、a。 | (4) | 淨全一卷、六八二頁、a。 |
| (5) | 淨全一卷、二五〇頁、b。 | (5) | 淨全一卷、六八二頁、a。 |
| (6) | 淨全一卷、六七九頁、b。 | (6) | 淨全一卷、六八二頁、a。 |
| (7) | 淨全一卷、六七九頁、a。 | (7) | 淨全一卷、六八二頁、a。 |
| (8) | 淨全一卷、六七九頁、b。 | (8) | 淨全一卷、六八二頁、a。 |
| (9) | 淨全一卷、六七九頁、a。 | (9) | 淨全一卷、六八二頁、a。 |
| (10) | 淨全一卷、六七九頁、b。 | (10) | 淨全一卷、六八二頁、a。 |
| (11) | 淨全一卷、六八三頁、a。 | (11) | 淨全一卷、六八二頁、a。 |
| (12) | 淨全一卷、七〇三頁、b。 | (12) | 淨全一卷、六八二頁、a。 |
| (13) | 淨全一卷、七〇三頁、a。 | (13) | 淨全一卷、六八二頁、a。 |
| (14) | 淨全一卷、七〇三頁、b。 | (14) | 淨全一卷、六八二頁、a。 |
| (15) | 同右。 | (15) | 淨全一卷、六八二頁、a。 |
| (16) | 同右。 | (16) | 淨全一卷、六八二頁、a。 |
| (17) | 同右。 | (17) | 淨全一卷、六八二頁、a。 |
| (18) | 同右。 | (18) | 淨全一卷、六八二頁、a。 |

二 西 方 清 土

(1) 心 の 対 境

教典が示すように十方の淨土がすべて厳淨な淨土とするなら、なにも往生を願うのは西方淨土一土に限ることはないといえる。むしろ一定の方処を示す淨土に往生することを願うのは偏狹な信仰ということもできよう。

道綽は西方淨土への往生をすすめる理由として、心の対象としての境界の寛狭ということから、念力薄弱で濁乱な凡夫には、心の対境は十方というような寛境よりも、西方という狹境が適しているといふ。

このことを彼は『安樂集』第二天門の「明破異見邪執」の第八において、

校^ド量願レ生三十方淨土不レ如レ帰^テ西方者、問曰。或有^レ人言。
願^レ生三十方淨國^ヲ、不^レ願^レ帰^テ西方。

⁽¹⁾といひ、西方願生と十方願生との問題をとりあげ、

十方仏國非^レ為^ニ不淨^ヲ、然境寬則心昧^ニ、境狹則意專^ニ。

とのべ、十方諸仏の淨土が決して經典が示すように厳淨でないといふことではないが、われわれ凡夫には心の対境の寛狭により、おのずから心に昧専の生ずることを指摘している。つまり、十方というような寛大な淨土を念うことは、散乱な凡夫にとってますます心を散乱させることであり、それよりも西方という一方処に専注する方が適しているのである。この論拠として『十方隨願往生經』を引き、

普廣菩薩摩訶薩又白仏言。世尊十方仏刹淨妙國土有差別不。仏言

普廣無差別也。普廣又白仏言。世尊何故經中讚歎阿弥陀刹。七宝諸樹宮殿樓閣。諸願生者。皆悉隨彼心中所欲應念而至。仏告普廣菩薩摩訶薩。汝不解我意。娑婆世界人多貪濁。信仰者少習邪者多。不信正法不能專一。心亂無志。實無差別。令諸衆生專心有在。是故讚歎彼國土耳。諸往生者悉隨彼願無不獲果。

⁽³⁾とのべている。十方諸仏の國土はすべて厳淨であるということは諸經典のあかすところで、彼も認めるのであるが、しかし一方願生する側の衆生を問題とすれば、「貪濁の者は多く、信仰の者は少し」といわなければならない。こういった衆生を一向に専らならしめるためには、十方という寛い境界へ往生をすすめるよりも、一方処を定めてそこへ往生をすすめた方が、専注できることは明らかである。

このように十方と西方を対比し、西方を願取すべしとすすめるのは、まさしく現実の衆生の散乱な心を一定の方処に定めることにより、専心させるということに意義を見いだしたものといえる。

同じように彼は第四天門に淨土の六大徳をあげる中で、晏鬱の臨終の靈験を特筆して、

每有^ニ世俗君子^ヲ、來呵^ニ法師曰。十方仏國皆為^ニ淨土^ヲ、法師何乃獨意注^レ西^ニ豈非^ニ偏見生^ニ也。法師對曰。吾既凡夫智慧淺短、未^レ入^ニ地^ヲ、念力須^レ均。如^ニ似置^レ艸引^レ牛恒須^レ繫^ニ心槽檻^ヲ。豈得^ニ縱放全無^ニ所歸[。]

⁽⁴⁾とのべていて。西方偏見といふ批判に対し、凡夫は智慧が浅短であり、まだ地位を得ていないため、十方淨土へ平等に念力を注ぐことができない。丁度牛を引くには、まず引くべきところに草を置いて、牛

に見当をつけさせて心を槽櫈に集中させるように、われわれの心をつねに西方の淨土に向けさせておくことが必要であるとしている。ただ漠然と十方淨土といつては、心がほしいままに散乱してまったくとりとめがないとのべている。この「置艸引牛恵須繫心槽櫈」というのは『大智度論』に、

譬如執事比丘。高声挙レ手唱言衆皆寂靜。是為以レ声遮聲非レ求声也。

⁽⁵⁾ といつてはいるのと同様の考え方であり、西方という有相をもつて有無を超えるしめるという淨土教の本領を示すものといえよう。

しかしこの寛狭という考えは、十方と西方、いかかえれば諸方処と一方処という対論にて一方処をとるということであつて、必ずしもその一方処が西方でなくてはならないということにはならない。一方処が西方でなければ東方でも南方でも、いずれの方処でもよいはずである。その一方処が西方である意義を彼は諸經典の説示にてあかしているのであるが、ここではとりあげない。

(2) 世俗の儀礼

道綽は西方淨土を諸仏淨土と対比し、西方淨土の往生がわれわれ凡夫に適した淨土であることを諸經をもつてすすめるだけでなく、極樂淨土が西方である意義を世俗の儀礼とに関連づけてあかしている。

阿弥陀仏の極樂が西方に位置することは、『無量壽經』の諸異本も一致して説くところであり、『阿弥陀經』、『觀無量壽經』その他の經典においても一致している。西方の觀念の起源は宗教学的にみても、阿弥陀仏の光明無量が太陽に比せられ、太陽の没する西方が阿弥陀仏

の住処であるとか、他界觀念を西方に求めるのは原始諸民族の間に広く認められるものであるとか、あるいは西方をあらわす *Pāśāna* という語は、時間的に「後の」という意味をもち、転じて極樂は死後の世界であることを示したものであるという説もある。しかしまだ大乗經典によると、西方に位置する仏は阿弥陀仏には限ったわけではないともいう。

そして現在、諸仏とその位置する方角との関係は必ずしも必然的に根拠があるのでなく、阿闍梨の妙喜世界が東方に位置づけられたから、それに対しても機械的ないし、偶然的に西方に位置づけられたにすぎないとも考えられる。したがつて西方の觀念の起源を一義的に規定することは困難である。いずれにしても信仰の場においては西方という方角が問題なのではなく、西方極樂として示された淨土をわれわれの信仰にとり入れる、信仰の態度が問題となるのであろう。

道綽は第六大門において、

若是聖人得_二飛報自在_一、不_レ弁_三方所_一。但凡夫之人身心相隨、若向_二余方_一西往必難。

⁽⁶⁾ といい、無相を修することができる聖人であれば、なにも方角を定めることは必要ではないといい、ただ凡夫は散心であり、心が身体につき添つてはいるから、身体を余方に向けば心も余方に向き、西方へ往生することが困難であるとしている。そこで散心な凡夫にとっては身体を西方に向けよとすすめるのである。そして身体を西方に向けることをこの現実世界の礼儀にしたがうこともあるとし、次のようにいう。⁽⁷⁾

助便⁽¹⁾。是故法藏菩薩願成仏在レ西悲接衆生⁽²⁾。由⁽³⁾坐觀念等面向⁽⁴⁾佛者是隨⁽⁵⁾世禮儀⁽⁶⁾。

われわれの素朴な宗教経験として、太陽の出づるところ（東方）を生とし、没するところ（西方）を死地とみることは自然である。とくに太陽の運行が生活の基礎となる農村生活者にとっては当然のことであろう。太陽の出没が他界観念と結びつき、道綽は神明の趣入する場所を日没处におくことにより、その神秘的世界を表明することにつとめるのである。このように西方と日没との結びつきは、『觀無量寿經』における極楽の觀想が、まず日没觀からときおこされていることを予想させるものである。人の死とともに神が滅するか否かの問題は、東晉、南北朝の学者の間にさかんに論戰され、とくに仏教徒は三世にわたる精神の不滅を信じて善惡業による輪廻転生を説くことが仏教の主要な教義として、儒教側の神滅論に対抗したものである。魏収は『魏書臥老志』において、

「すべての生類は」三世を経歷してその識神は常に滅しない（三世にわたって不滅の識神がある）。凡そ善惡の行をすれば必ず「それに対する」報應があるのであるから、漸次に勝善の行業をつんで「識神の」粗鄙を陶冶し、無数の形「の生」を経過して靈妙な精神（仮性）をみがきあげていけば、「輪廻転生から離脱して」無生を致し、仏道を成就することができる。

とのべている。魏収が識神といい、また神明という神はgodではなく、生物の形体に対する心、精神一靈妙なはたらきをもつた心の義であるという。もともと大乘仏教では、ものも精神も空であり、一切常恒的

な存在でないことをいうのであるが、鳩摩羅什による大乗仏教伝訳以後といつても、空の真の理解は一部の専門学者の理解するところであり、一般的の多くの人々を仏教信仰に導いたのは輪廻転生のおしえであり、たといえる。また僧肇は『肇論』（般若無知論）において、誠に（聖人の）衆人と異なるものは（その）神明（靈妙な心のはたらき）であるから、それを事相（の上）で求めることができないだけである。

とのべ、また不真空論において

（聖人にとって）万象は（いかに）千差万別であつても、それ自体異なつたものではあり得ず、それ自体異なつたものではあり得ないから、（万）象は（すべて）眞実の象⁽⁷⁾でないことがわかる。（万）象が眞実の象ではないから、（それは）象だといつても象ではない。（中略）（此の道理の）微妙でおく深いことはどうぞい衆人の心の窮め（得）るところではない。

としている。このように神明は精神をその本性が純淨にして靈妙なものと考えたものである。そしてこの靈妙な神明はすべての人に内在すると言えられ、人はこの神明を練成して本然の純淨の性をあらわし出すことによつて仙となり、聖となり、仏となると一般的に考えられていたようである。五世紀の初期に『涅槃經』が伝訳されると、この神明は仮性、如來藏などと同義的に用いられることとなる。

こうした神明の觀念は、道綽において神明の趣入する地として西方を意義づけたのである。しかもそれは凡夫の「身心相隨」という前提のもとにいえるものである。さらに道綽は『須弥四城經』をひき、

一切諸天人民尽其稽首阿弥陀仏。是以日月星辰皆悉傾心向彼故西流也。

といひ、日月をはじめ、二十八宿の星が西に向つて移動するのは、あらゆる諸天人民がみなともに西方の阿弥陀仏を礼拝するからであり、日月星辰もこれにならつて西に向うのであるとしている。このように道綽は西方に向うのは、自然の道理にそるものであり、ごく自然な宗教的感情にそるものであるとしている。

(3) 浄土の初門

道綽は第二大門において、西方淨土を諸仏淨土の初門としている。

このことは豪傑も、また後世の淨土教家にもみられないもので、道綽独自の発想によるものであるとされる。淨土の初門を明して、

安樂世界既是淨土初門。即與此方境次相接、往生甚便何不^レ去也。

とのべ、西方安樂世界は諸仏淨土の初門であり、この娑婆世界と境界が相接しているため、往生が便利であるという主張である。また、
弥陀淨國既是淨土初門、娑婆世界即是穢土末處。

といひ、弥陀の淨國が淨土の初門であると同時に、一方この娑婆世界は淨土の末處（終處）であることをもあかし、その故にこの二世界は境次が相接して、往生が便利であるという。淨土を初門とする根拠を彼は『華嚴經』に求め、

娑婆世界一劫當^ニ極樂世界一日一夜、極樂世界一劫當^ニ袈裟幢世界一日一夜。如^レ是優劣相望乃有^ニ十阿僧祇[。]

といひ、極樂世界は諸方淨土のうちで最も歳月が短かい劣った淨土と

いう点より、初門（入口）とするのである。これは道綽が十方淨土と西方淨土との対比において、十方淨土の深浅を問題とすることから提出されたものである。道綽が根拠とする『華嚴經』の文は、晋訳卷二十九壽命品にとく、

爾時心王菩薩摩訶薩。告諸菩薩言。仏子。如^ニ此娑婆世界釈迦牟尼仏刹一劫。於^ニ安樂世界阿彌陀仏刹為^ニ一日一夜。安樂世界一劫。於^ニ聖服幢世界金剛仏刹為^ニ一日一夜。聖服幢世界一劫。

於^ニ不退転音声輪世界善樂光明清淨開敷仏刹為^ニ一日一夜。（中略）莊嚴慧世界一劫。於^ニ鏡光明世界覺月仏刹為^ニ一日一夜。仏子。如^レ是次第。乃至百萬阿僧祇世界。最後世界一劫。於^ニ勝蓮華世界賢首仏刹為^ニ一日一夜。普賢菩薩等諸大菩薩充^ニ滿其中[。]）
とあるのを取意したものである。またこの娑婆世界を穢土の末處（終処）とする根拠として彼は『正法念経』によるとして、

從^レ此東北有^ニ一世界[。]名曰^ニ斯訶[。]土田唯有^ニ三角沙石[、]一年三雨。一雨潤不^レ過^ニ五寸[、]其土衆生唯食^ニ葷子[、]樹皮為^ニ衣。求^レ生不^レ得求^レ死不^レ得。復有^ニ一世界[。]一切虎狼禽獸乃至蛇蝎悉皆有翅飛行。逢者相噉。不^レ簡^ニ善惡[。]

といひ、この娑婆世界は穢土といつても、同じ穢土の斯訶世界と比べれば、よほどすぐれている。娑婆世界には山川草木といった果報は凡夫も聖者と同じであることからしても、穢土のなかでは最もすぐれた末處（終門）であるといえる。道綽は「正法念経云」としているが、このような文はなく、おそらく『正法念経』卷六十八身念處品五の諸世界の文、七十身念處品七の「五百島中三角三重[。]」といったものよ

り取意したものであろう。

娑婆世界と西方極楽世界との距離は『無量寿經』、『阿彌陀經』などによると、「去^三是閻浮提地界千億万須弥山仏國^四」とか「去^レ此十万億刹²⁰」、「十万億仏土」と表現は一致しないが、いずれも無限の距離をもって表現されている。これは娑婆世界と極楽世界が、空間的にも時間的にも断絶した世界を表明しようというものにほかならない。道綽はこうした二土の隔絶、断絶を十分に承知しているがらここにおいて娑婆と極楽はあたかも連結しているかのようにのべるのである。この娑婆は穢土の末處、極楽は淨土の初門という主張についての、梅原猛氏の理解は興味深い。二土が連結しているがゆえに、この二つの世界には矛盾がないのである。道綽にとってこのように淨土と穢土とは相連続したものである。だからこそ彼は熱烈に淨土往生を願つたが、それによつて彼は穢土を厭い、一刻も早く極楽へ行こうということはなかつた。彼にとって極楽淨土は、この現世においても実現可能な教えであつたのである。この娑婆世界は穢土の中ではまだましな国土である。彼においては淨土と娑婆は一種の安定ある静かな調和状態を保つていたといえる。道綽は二土の弁証法的関係を繼承しながらも、そこに体認された調和の世界に信仰の場をもうけたものといえる。してみると「淨土初門」は単に西方淨土の低次性をいうものではなく、まさに娑婆との弁証法的関係の上に止揚された、信仰の場における調和の世界とうけとつたものであり、彼が「諸淨土中安樂世界最勝也」という西方淨土の高踏性を決して否定するものではないといえる。

(註) (1) 浄全一卷、六八四頁、b。
同右。

(2) 大正藏二一卷、五二九頁、c。

(3) 浄全一卷、六九五頁、a。
大正藏、二五卷、一〇五頁、c。

(4) (3) (2) (1) 浄全一卷、七〇二頁、b。
同右。

訳文は『塚本善隆著作集第一卷』魏書観老志の研究、八六頁／八七頁。
訳文は塚本善隆編『肇論研究』二七頁。
訳文は塚本善隆編『肇論研究』一五頁。

大正藏、二七卷、四一六頁、b。
大正藏一二卷、三〇三頁、b。
大正藏一二卷、二七〇頁、a。

同右。

大正藏九卷、五八九頁、c。
淨全一卷、六八五頁、a。

大正藏一七卷、四〇一頁、c。
大正藏一七卷、四一六頁、b。

大正藏一二卷、三〇三頁、b。
大正藏一二卷、二七〇頁、a。

(20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) 浄全一卷、六八四頁、b。
大正藏二一卷、五二九頁、c。

淨全一卷、七〇三頁、a。

三 報 身 報 土

当時の一般仏教教學者は、西方淨土に往生するとかかれているのは、無相無生の真仏教へ誘導するための方便説にすぎず、その淨土というのも、仏というのも化現幻想にすぎない。凡夫のために示された

低次の仏、土にすぎないと論じていたが、道綽は、

古舊相伝皆云。阿弥陀仏是化身、土亦是化土。此為^二大失^一也。

と指摘し、⁽¹⁾

現在弥陀是報仏、極樂寶莊嚴國是報土。

といい、阿弥陀仏は報身仏であり、その淨土は報土であると規定する。⁽²⁾つまり仏も淨土もただ衆生救済のために、純粹清淨心の本願に報いて成就した仏であり、淨土であるから、現にわれわれを救うために、たえずはたらきかけ、説法しつづける純粹愛のあらわれをしての仏であることをあきらかにしている。

仏陀というありかたをいかなるものとして考えるかということは、仏教学における重要な部門であり、歴史的にも種々に発展をみた主題である。仏陀という言葉はいうまでもなく[△]覺者[▽]さざれる人[▽]を意味し、それは超絶的な神という存在とは異なって、何よりも人間としての一つのあり方にほかならない。この仏陀の属性、あるいは徳は仏身論の展開にともない種々に整理されるのであるが、この中でも智慧と慈悲は中心的なものといえる。淨土教では、阿弥陀仏の仏身に、法、報、応の三身があるとし、この三身説にもとづき、その仏の所居する國土（淨土）にも法、報、応の三土があるとする。

道綽は、第一大門においてこの三身三土説をとりあげ、仏に法、報、応の三身があり、仏土に報化の二土があるとし、彼は法身の淨土を認めなかつたようである。三身の解釈にあたつては、おもに『大乘同性經』により、色もなく、形もなく、また言説もなく、住處もない仏を真法身とし、清淨仏土において、すでに成仏した仏を報身とし、穢土

において成仏した仏で、八相を示現する仏を化身としている。『大乘同性經』卷下には、如來の法身を明して、

無色無現無著不可見。無言説無住處無相無報。無生無滅無譬喻。

（中略）是名真身。

といい、また如來の報身をあかして、
如汝今日見我現諸如來清淨佛刹現得道者。如是一切即是
穢濁世中現成仏者當成仏者。如來顯現從兜率下。乃至住持一切正
法一切像法一切末法。善丈夫。汝今當知。如是化事皆是應身。

今依大乘同性經[△]弁[▽]定報化淨穢[▽]者。經云。淨土中成仏者悉是報
身。穢土中成仏者悉是化身。⁽⁴⁾

といふ。彼はこの文に着眼し、
今依大乘同性經[△]弁[▽]定報化淨穢[▽]者。經云。淨土中成仏者悉是報
身。穢土中成仏者悉是化身。⁽⁵⁾

と述べている。彼によると淨土中にて成仏した仏はすべて報身であり、また穢土中にて成仏した仏はすべて化身であるとのべ、しかもこの『大乘同性經』が真法身を「無住處」ととくところから、法身所居の土としての法土をあかさなかつたのであろう。法身土は淨、穢ということからすれば、すでに淨穢をこえた法性土いうことができる。

北地の僧肇と区別される南地の道生の考えは、僧肇の『註維摩經』卷一仏國品によつてみることができる。それによると、
夫國土者是衆生封疆之城。其中無^レ穢謂^レ之為^レ淨。無^レ穢為^レ無。
封疆為有。有生於惑無生於解。其解若成其惑方尽。始解是

於所⁽²⁾化。義為⁽³⁾取⁽⁴⁾彼之國⁽⁵⁾。既云⁽⁶⁾取⁽⁷⁾レ彼。非⁽⁸⁾自造之謂⁽⁹⁾。若自造則無⁽¹⁰⁾所⁽¹¹⁾統。無⁽¹²⁾有⁽¹³⁾衆生⁽¹⁴⁾何所⁽¹⁵⁾成就哉。

といふ、卷第二方便品において、

法者無非法義也。無非法義者即無相⁽¹⁶⁾實也。身者此義之體。法身真⁽¹⁷⁾實丈六應⁽¹⁸⁾仮。

といふ、卷第九見阿闍⁽¹⁹⁾仏品には、

若有⁽²⁰⁾三⁽²¹⁾人⁽²²⁾仏⁽²³⁾者。便⁽²⁴⁾應⁽²⁵⁾從⁽²⁶⁾四⁽²⁷⁾大⁽²⁸⁾起⁽²⁹⁾而⁽³⁰⁾有⁽³¹⁾土也。夫⁽³²⁾從⁽³³⁾四⁽³⁴⁾大⁽³⁵⁾起⁽³⁶⁾而⁽³⁷⁾有⁽³⁸⁾者。是生死之人也。仏不⁽³⁹⁾然矣。於⁽⁴⁰⁾應⁽⁴¹⁾為⁽⁴²⁾有⁽⁴³⁾仏常無也。

といつてゐる。また延寿の『宗鏡錄』第二十一には、

十四科淨土義云。經有恒沙⁽⁴⁴⁾仏國者。皆是聖人接物之近迹⁽⁴⁵⁾仏⁽⁴⁶⁾實無土。何以明之。夫未免形累者。故須託土以自居。八住已上永脫色累。照體獨立神無方所。用土何為。而言有者。以衆生解微惑重未堪真⁽⁴⁷⁾化故。以人天福樂。引之令行戒善。或以三乘四果。誘之勸修道品。然涉善之功自然冥帰菩提。因起貪報之惑。故流転生死。實即土屬衆生。故無國而不穢。淨屬於仏。故無國而不淨。

とのべてゐる。この道生の仏果無色論は、仏の真身には色彩がなく、ただ智⁽⁴⁸⁾禮のみ獨存するものとする觀點より、真身に所居の土はありえないと結論したものである。吉藏の『大乘文論』第五によると、梁法雲も道生の意向をうけて、能化についていうから仏土と名づけるが、仏には實に淨土はなく、ただ衆生の報に応ずるのみであるという見解をもつていたといふ。こういった法身無色論は法常、道基など撰論家伝統の説であるといふ。

道綽はこれらの考え方を繼承し、真法身の土を認めず、報化の一土を

分別し、阿弥陀仏の淨土が報土であることを明すのであるが、第二門に、

法性淨土理處⁽⁵⁰⁾虛融⁽⁵¹⁾、體無⁽⁵²⁾偏局⁽⁵³⁾。此乃無生之生上土堪⁽⁵⁴⁾入。(中略)自有⁽⁵⁵⁾中下輩⁽⁵⁶⁾、未⁽⁵⁷⁾能⁽⁵⁸⁾破⁽⁵⁹⁾相、要依⁽⁶⁰⁾信⁽⁶¹⁾仏因緣⁽⁶²⁾求⁽⁶³⁾レ生⁽⁶⁴⁾淨土⁽⁶⁵⁾、雖⁽⁶⁶⁾至⁽⁶⁷⁾彼國⁽⁶⁸⁾還居⁽⁶⁹⁾相土⁽⁷⁰⁾。

といふ、また第一大門には、

凡夫智淺多依⁽⁷¹⁾相求⁽⁷²⁾決得⁽⁷³⁾往生⁽⁷⁴⁾。然以⁽⁷⁵⁾相善力微⁽⁷⁶⁾、但生⁽⁷⁷⁾相土⁽⁷⁸⁾唯⁽⁷⁹⁾観⁽⁸⁰⁾報化仏⁽⁸¹⁾也。

といふ。法性の淨土という見地からすれば、道理として万物が一つに融けあつてゐるといえる。その淨土の本體はあらゆるものあらゆるところに行きわたつて、一部に限られるといふことはない。したがつて『維摩經』にいうように「若菩薩欲⁽⁸²⁾得⁽⁸³⁾淨土⁽⁸⁴⁾當⁽⁸⁵⁾淨⁽⁸⁶⁾其心⁽⁸⁷⁾」。隨⁽⁸⁸⁾其心⁽⁸⁹⁾淨⁽⁹⁰⁾則⁽⁹¹⁾仏土淨⁽⁹²⁾といふこともできる。濁惡な凡夫であつても、その妄念のなかにも仏性があり、妄念そのものが本有の正覺といふべきである。かの淨土に往生するとか、菩提を求めるとかいふことは本来ないといふ。いわゆる無生の生である。生ずるという觀念をはなれた生である。しかし、先にものべたがこういつた「無相の相」「無生の生」といった不可思議、畢竟淨なる淨土は上士(上地の菩薩)、たとえば龍樹、世親などの菩薩は体得することができても、中下輩の凡夫はどうていおよりもしない淨土であるといふ。智淺な、無相にたえない凡夫は有相の淨土でなければならない。道綽はこうした見地より、報土の中にさらに法性土と相土の別を認めるのである。これはおそらく法常などのいう実報土を法性土といい、事用土を相土といったもの

であろう。つまりこの二土は報身の淨土をさらに無相、有相の二種に分けることにより、有相のみ修することのできる凡夫の淨土をあきらかにしたものといえる。また道綽は第一大門に廣く仏土を考察するにあたつても、

対機感不同¹⁰有其三種差別¹¹。一者從真垂^レ報名為報土¹²。猶如日光照^ニ四天下¹³。法身如日報化如光。

といふ、真如法性の道理にかない、しかも衆生の機根に感應する土こそ報土なるものであることをあきらかにしている。このように仏土をして「対機感不同」ものとする考えは、彼が他でも、淨土の成壞を論じて、「隨^ニ衆生所見¹⁴有^レ成有^レ壞¹⁵」といつてのことや、また「隨^ニ衆生心行^ニとのべているのと同一の見解にもとづくものといえる。

このように機根に相應した仏土を定めることこそ、道綽の淨土觀の基調となつてゐるものといえる。

次に化土をあかして、化土の中に「無而勿有¹⁶」なる土と、「隱^レ穢^レ淨¹⁷」なる土との二種を示してゐる。「無而勿有」なる土とは『四分律藏』卷第三十一にとく、

時定光如來。去^ニ提婆跋提城^ニ不^レ遠。化^ニ作一大城[。]高廣妙好。

懸縉幢旛。处处廻鏤。作^ニ衆鳥獸形[。]周匝淨妙浴池園果。勝^ニ於提婆跋提城^ニ化^ニ作人民顏貌形色。亦勝^ニ彼國人民^ニ。使^ニ己國人民共^ニ往来交接為親友[。]賈人當^レ知。定光如來。觀^ニ察提婆跋提城人民諸根純熟^ニ即使^ニ化城忽爾火然[。]時提婆跋提城人見^レ此已[。]極懷^ニ愁憂^ニ厭離心生。

というような土を指すものであり、「隱穢顯淨」とは『維摩經』卷上

にとく、

仏以^ニ足指^ニ按地[。]即時三千大千世界若干百千珍寶嚴飾。

という土であるとしている。『四分律』のたとえにより穢土の示現を示し、『維摩經』のたとえによつて、淨土の示現をあかしている。道綽はこれにより、化土はこのように淨穢二土に通ずることをあかしてゐる。これらはみな仏が衆生をして、仏道を求める心をおこさしめるために、大悲をもつてなした化事であり、時として淨土、時として穢土を示現する、仏の神通をのべるものである。したがつて化土に淨穢の区別があるといつても、ともに穢土のなかにおいてしばらくその相を示現したものであつて、彼は長時別處の化土のあることを認めなかつたといえる。

道綽は『大乘同性經』により淨穢という基準でもつて報化土を分け、阿弥陀仏の極樂宝莊嚴國は阿弥陀仏が淨土で成仏した仏であるといふことより報土であると規定するのである。彼は『大乘同性經』の報身をあかす文に、阿弥陀如來、蓮華開敷星王如來がその例として示されているようのべているが、実際には『大乘同性經』の本文にはなく、

仏身をあかすしまえに、

復有阿弥陀如來。蓮華開敷星王如來。龍主王如來。寶德如來。有

如是等生淨仏利所得道者[。]

とある文を、彼は報身仏の例として意図的に結合したものである。

また淨土は仏の因位の願行に酬いて現成したものであるから、すべてこういった点からすれば報土といわれるべきであり、その淨土において成仏する仏は、また報身とされねばならないであろう。道綽が

『大乗同性經』により、阿弥陀仏およびその淨土を報身、報土としたのは淨仏國土の思想に合致したもので、きわめて妥当な見解とすることができる。そして当時の諸師が阿弥陀仏を化身、その仏を化土とするのは誤りであると指摘し、

若爾者穢土亦化身所居、淨土亦化身所居者、未審如來報身更依何土也。⁽²⁾

といふ、その不合理を指摘している。これは淨土をもつてすべて報土とし、淨土の中に化土のあることを認めないことにによるものである。

しかしもし阿弥陀仏が報身であるなら、報身は常住でなくてはならないのに『觀音授記經』によると、阿弥陀仏の寿命には終りがあるとして、彼の仏入涅槃の後、觀世音菩薩が、その處を補つて成仏するとく、阿弥陀仏の入滅の記事がある。この記事は諸師が阿弥陀仏を應身とする根拠としたものである。このことに関して道綽は『觀音授記

經』にいう滅度は報身の休息隠没の相を示現することをいうもので、実の滅度ではないとしている。なぜならば入滅を明す文のすぐあとに、

阿弥陀仏入涅槃後復有深厚善根衆生⁽³⁾還見如故。

とあることによって知ることができるとしている。報身に休息隠没の相があることを、彼は『究竟一乘寶性論』第五の報身の五種相をあげて論証している。五種相とは、說法と可見と諸業不休息と休息隠没と示現不實体との五種であり、いま『觀音授記經』のいう阿弥陀入滅は、この第四相としての「休息隠没相」であるとしている。報身は地上の菩薩のためにその身を示して說法するが、また休息のため隠没の相を示現することがあるというのである。これは所化の機根がすすむにして示現されることがあるというのである。

たがつて能化の仏もまた劣身を隠して勝身を示現する必要があることを明したものであろうとされる。このように『觀音授記經』の入滅の記事は、決して報身の常住性を否定するものではないとするのである。また『阿弥陀仏鼓音聲王陀羅尼經』によると、阿弥陀仏には転輪聖王という父と、殊勝妙顏という母がいたという記事がある。これも阿弥陀仏を報身でないとする根拠となつたものである。つまり淨土であれば、聖王とか城とか女人はいはずである。また父母があるということは、化身の釈迦と同様であるから阿弥陀仏も化身といわねばならないといふ指摘である。これに対して道綽は、諸仏と同じように阿弥陀仏もまた法報化の三身を具足している。いま極樂に出現する阿弥陀仏は報身であり、『鼓音聲經』に記す、父母ある阿弥陀はまさに穢土で示現した化身の阿弥陀であるとしている。

このことは彼が、

譬如⁽⁴⁾佛身常住衆生見⁽⁵⁾有⁽⁶⁾涅槃⁽⁷⁾淨土亦爾。體非⁽⁸⁾成壞⁽⁹⁾隨⁽¹⁰⁾衆生所見⁽¹¹⁾有⁽¹²⁾成有⁽¹³⁾壞。

といふ、また、

由如⁽¹⁴⁾見⁽¹⁵⁾導師種種無量色⁽¹⁶⁾隨⁽¹⁷⁾衆生心行⁽¹⁸⁾、見⁽¹⁹⁾佛刹⁽²⁰⁾亦然。

というように、淨土は本質的には衆生の分別の対象となるような成壞、淨穢をこえた不可思議なものである。だからこそ娑婆世界とは明確に區別されなければならない世界である。しかし、仏の大悲は分別でしかものを判別できない凡夫のために大悲をたれ、衆生の心行所見に応じて淨穢、成壞を示現したまうのである。したがつてこの大悲によつて示現された相をもつて有漏の相、執相とることはできないのであ

る。あくまでそれは無漏の相であり、真如実相であるといえる。

〔註〕

- (1) 浄全一卷、六七六頁、b。
淨全一卷、六七六頁、a。
大正藏一六卷、六五一頁、c。
同右。
同右。
淨全一卷、六七六頁、b。
大正藏三八卷、三四四頁、c。
大正藏三八卷、三四三頁、a。
大正藏三八卷、四一〇頁、b。
大正藏四八卷、五三三頁、b。
淨全一卷、六八二頁bと六八三頁、a。
淨全一卷、六七八頁、a。
大正藏一四卷、五三八頁、c。
淨全一卷、六七七頁、b。
同右。
同右。
同右。
同右。
大正藏二十二卷、七八三頁、a。
大正藏一四卷、五三八頁、c。
大正藏一六卷、六五一頁、b。
淨全一卷、六七六頁、b。
同右。
淨全一卷、六七七頁、b。

以上、道緯禪師の浄土觀を、(一)有相の浄土、(二)西方浄土、(三)報身報土という三点から考察したのであるが、結局、西方極樂世界は有相の土といつても、決して執相に導くような有漏の相ではなく、無漏実相の土であることをあきらかにするものである。また阿弥陀仏の本願に報われた真実報土なるが故に化土を現成しうるものということができ。また観点をかえれば、真実報土を往生人が化土とみると考えられる。したがつて道緯が西方浄土を有相の土といい、報中の化土というのも、ひとえに往生人の機根を問題としてのものであり、衆生の心行、所見に応じて淨穢、成壞を示現しうる仏の大悲とうけとのである。その意図するところは有的なものをもつてして、有的なものをのり越えるというもので、執著をこととする凡夫の往生を主眼とする、まさに時機を反省しての浄土觀であるといえよう。しかも散乱、放逸を常とする衆生にこそ西方という一定の方処を定める意義があり、また西方願生は世俗の儀礼とも一致するものとし、さらに西方極樂を淨土の初門とするといった主張は、信仰の場における調和の世界を表明するものとして注目することができよう。(一九七六、六、一三)

法然の専修念佛義成立の波紋

——興福寺奏状をめぐる諸問題——

成 田 貞 寛

一

鎌倉武家政権の確立を背景とする所謂、鎌倉仏教は法然の専修念佛義の提唱を以て先駆とし、急速に進展せしめられて来たと考えられる。法然の専修念佛義の確立を何時にするかは、諸種の意見のある所であるが、それはともあれ、これに続くものとして、禪の栄西、律の俊芻、旧仏教系の貞慶、高弁等の戒律並に教学復興の運動があり、新機運をかもし出すのであるが、法然の鎌倉仏教の先駆者としての地位には不動なものがあることが理解される。しかし、それだけ法然の仏教界にあたえられた波紋は広くしかも深かつた。後に活動を開始する親鸞、道元、日蓮、一遍等の新仏教運動のみならず、叡尊、覚盛等による戒律復興運動などの如きに至るまで、法然の新仏教の行き方に、直接的か間接的かの影響下にあつたことは云うまでもないであろう。されば、その新たなる主張は一面には熱心な同調者を得ると共に、他面強い反対をも蒙らざるを得なかつた。

かくて、新旧両仏教の全体に亘つて、直接的か間接的か反論の動き

が起つて来たと考えられるが、その反論の第一陣は新仏教陣営内にはなく、旧仏教系の陣営、特に眞面目な旧体制の陣営より出されて来たことは意義あることであろう。所謂、南都法相系を代表する、笠置の貞慶の『興福寺奏状』や、同じく華嚴系の梅尾の高弁の『摧邪輪』などによる反論が最も注目される所である。更には時代は少しく下るが、鎌倉新仏教提唱者の一人である日蓮の『守護國家論』や『立正安國論』は、法然の新仏教への反論を開拓するものとして注意せられねばならぬ。これ等は法然の新仏教に対しても、直接的に強い反論の展開を見せたものであるが、新仏教者としての栄西や道元などは消極的な批判者に止まつたにすぎないと考えられる。

従来、『興福寺奏状』の内容考察については、種々に論ぜられてゐるが、概括的なものが多く、又過誤をおかしている点も見うけられる。これは反論者の教学的立場が充分に理解されず、その表現に於ても的確に把握されないがためであると考えられる。以下、反論者貞慶の思想的立場が如何なるものであり、その教学的傾向を探りつつ、法然の専修念佛義成立への反論がいかなる性格のものであるかを考察し、そ

の波紋のもたらされる意義について究明せんとするものである。

二

貞慶には、『法相心要鈔』一巻、『法相宗初心略要』二巻、『統法相初心略要』二巻、『勸誘同法記』一巻、『真理鈔』一巻、『注三十頃』一巻、『唯識同學鈔』六十二巻（貞慶編）、『唯識本文鈔』三十巻（写本断片あり）、『唯識尋思鈔』三十巻（写本断片あり）、『愚迷発心集』一巻、『表白集』一巻、『閑寂隙』、『修行要鈔』、『唯心念佛』、『觀心為清淨圓明事』、『命終心事』、『臨終之用意』、『勸學記』、『起請文』、『春日大明神発願文』、『仏舍利觀音大士発願文』、『笠置寺龍華会願文』、『儀觀鈔』、『最勝問答鈔』十巻、『無量義經開示鈔』一巻、『普賢觀經開示鈔』一巻、『法華經開示鈔』二十八巻、『戒律再興願文』、『南都叡山戒勝劣事』、『唐招提寺釈迦念仏願文』、『明本鈔』十三巻、『明要鈔』五巻、等小編のものより大部のものに至るあって、その教学の大勢は推測される。そこには、南都諸師の特色としての罪業輪廻の思想に裏付けられた危機意識のもとに、戒律を復興し、弥勒の淨土を願い、諸天善神の加護を念じつつ、釈迦如來の信仰に住し、念佛の力によりつつ、觀心修入の道によつて仏果菩提に到らんとする法相宗的な立場の主張がなされていふことを看取することが出来る。しかも、それ等の諸書に示される主張傾向が『興福寺奏状』の中に反映されてくるのは当然であろう。

『興福寺奏状』は、その冒頭に示すが如く、第一立_三新宗_一失、第二國_三新像_一失、第三輕_三釈尊_一失、第四妨_三方善_一失、第五背_三靈神_一失、第六暗_三淨土_一失、第七誤_三念仏_一失、第八損_三釈衆_一失、第九亂_三國土_一失の九カ条を以つて、その反論に及ぶのであるが、法然の専修念仏義に深く関係するのは、第一、第三、第四、第五、第六、第八の六失条であると考えられる。貞慶の教学的立場を最も明瞭に打ち出すところとしては、第六暗_三淨土_一失であると考えられるが、法然の専修念仏に対する直接的反論に及ぶのは、第七誤_三念仏_一失であることは明らかである。

勿論、第一立_三新宗_一失においては、立宗の本義について論じ、両者の教学的立場の相違を示すと云ふ点では、反論の基礎をなすものとみなすこととも出来る。さて、これ等の反論の立場は、『法相心要鈔』に説かれるところの実践的立場を基本においてのものと考えられるが、これら等については後述するとして、先づ社会背景的一般態勢からの反論、即ち単に伝統的、附帶的なものを廃除しようとすることへの反論と思はれる第一立_三新宗_一失、第五背_三靈神_一失、第九亂_三國土_一失について概観することにしよう。

第一立_三新宗_一失に於ては、先づ從来の八宗態勢をかえりみつゝ、新宗を立てるについての条件に重点をおいて反論に及んでいる。即ち法然には面授口決もなく、血脉相承もなく、なおかつ、勅許にも及んでいないのではないかと反論するのであるが、特に注意されるのは立宗の本義について反論せる点である。

「凡立_三宗之法。先分_三義道之淺深。能辨_三教門之權實。引_レ淺通_レ深、會_レ權歸_レ實。大小前後、文理雖繁、不_レ出_三其一法」。不_レ超_其一門。探_レ彼至極_一、以為_レ自宗。譬如_ミ衆流之宗_ニ巨海_一。猶似_ミ萬郡之朝_ニ一人_一矣。若夫以_ミ淨土念仏_一、名_ミ別宗_一者。一代法然の専修念仏義成立の波紋

聖教。唯說^二弥陀一仏之稱名^一。三藏旨帰。偏在^三西方一界之往生^二歟[。]

と説いて、立宗と云うことになれば、実践道の浅深を分ち、教門の権実を弁じ、しかして後、その実践道をして教の深義に統一して行くところになされねばならぬと論じ、更に統いて、法然のように一代の聖教、三藏の旨帰がただ弥陀一仏の称名を説くことのみにありとするならば、ことは重大であると反論するのである。そこには、両者の教学的立場の相違が示されており、反論の一般的態勢としての基礎を示すもの如くである。

第五背^三靈神^二失に於ては、先ず専修念佛者の権化垂迹、実類鬼神を尊敬せず、若し神の冥助をたのめば魔界におつ、と云うことへの反論から始まる。しかして、伝教、弘法、智証、行教等の敬神せしことを例証として反論に及ぶのであるが、貞慶に於ても、戒律復興を願うにあたり、春日大明神の冥助を願っているが、彼が如何にかかる思想信仰に住していたかを知ることが出来る。法然に対する直接的な反論ではないが、両者の信仰に関する相違より来れるもので、一般的態勢からの反論であると考えられる。

第九亂^三國土^二失に於ては、先ず仏教の廢退せる時流をなげき、仏法と王法との相即、諸宗と念佛との融合を願うことを表している。しかるに、諸宗はみな念佛を信じて異心なきも、専修念佛者は深く諸宗を嫌い、恰も水と火の如くで進退これきわまっている。若し専修念佛者が志ざしの如くであったならば、天下の仏事、法事は停止せらるべきであるが、貴賤の多くの者はいまだ帰入せず、法命がいまだ尽きない

のは、我が君の御慮が動くことなく、明鑑のいたすところである。しかし、若し後代に至つて専修念佛者が隙を得るの時、君臣の心は他を見ることが芥のごとくであつたならば、たとい停廢に及ばずと雖も、八宗はあれどもなきが如き状態となるではないか。法滅の因縁、将来はかり難い。この事を思うが故に天聴に奏達するのである。ここに八宗同心、訴訟に及び聖断を仰ぐ次第であると結ぶのである。そこには、八宗の衰退に及ぶことを憂うると共に、専修念佛者の八宗に対する態度、又八宗の側の念佛についての聖道門的融合の方針が窺われる。

以上『奏狀』に於ける社会背景的一般態勢からの反論について述べて来たのであるが、先にも一言せる如く、既に第一立^三新宗^二失に於ては、新宗を立つる条件の中に、立宗の本義について述べ、両者の教学的立場の相違の一端にふれしめ、第九条では、諸宗の念佛理解に対する融合的態度についてふれるところがあつた。さればかかる主張がさらに展開されて、如何に法然の専修念佛義が、深く反論されているか、上にさしおいた諸失について見て行くことにしたい。

三

さて、法然の専修念佛義に深く関係する反論の諸失について考うるに、三項目に分けることが出来ると考えられる。勿論、これ等は相互に関連し合うことであるが、ひとまず、区分することとしよう。即ち

- (一) 狪迦如來輕視えの反論（第三^三狦尊^二失）。
- (二) 諸善諸行廢除と往生淨土義の主張に対する反論、（第一^一國^二新

像失、第四妨^三万善^二失、第六暗^三淨土^二失、第八損^一衆^二失)

(3) 口称專修念佛の主張に対する反論、(第六誤^三念佛^一失。)

初めの釈迦如來輕視えの反論であるが、一見、法然の教義には深く関係することなき問題であるかの如くであるが、すでに考察せる如く、^⑥両者の釈迦如來觀についての基本的立場の相違より來れる反論であり、

深く相対するものであると考えられる。今、しばらく両者の相違点について述べることにしよう。即ちこの条項の反論の主眼とするところ

は、專修念佛者の余仏を礼せず、余仏の名号を稱えず、余仏と云うのは、釈迦牟尼仏等の諸仏である。專修とか雜修とか云うが、一体、汝等は誰の弟子であるのか、誰が弥陀の名号を教えたのか、誰が安養の淨土を示したのか、憐れむべきである。本師の名を妄にする。そして善導の『往生禮讚』の文を引いて、釈迦如來に帰命すべきことを以て反論としている。

この文の理解にあたつては、貞慶の釈迦如來觀が、『悲華經』所説の諸仏の最上位にあるものとしての、一体四德をかねる釈迦如來觀に立つての立論であり、反論であると云う基本的理解なしには、この失の内容を理解することは出来ないと考えられる。ここに注意すべきは、『日本佛教全書』本では、「妄^三本師名^一」と記されているが、先学諸氏の見解では「本師の名を忘れる」と理解されている。本師の名を忘れるとする方がよいのか、妄にするとする方がよいのか、どちらが適切であるのか、よくよく反省されることを望むものである。法然の釈迦如來觀が、常に阿彌陀如來の慈念に合流し給える発遣の教主として

把握され、諸仏諸尊もふくめて、弥陀一仏への帰依に於て純化統攝されている点、貞慶には專修念佛者の表面のみを見て、法然の釈迦如來觀の真意を理解することが出来なかつたであろう。ここに両者の立場の相違があり、かかる反論に及んだものと思われる。されば、次に諸善諸行の廢除と往生淨生義の主張に対する反論としての諸失について考察しよう。

四

先づ、第二岡^三新像^一失に於ては、攝取不捨曼陀羅についての反論である。弥陀の光明は、顯宗の學生や、真言の行者、又は諸經を持し、神呪を誦し、その他の善根を修する人々に對しては、枉げて横を照らし、或は本に返つて照さず、まさしく照らすのは、專修念佛の者のみであり、このような曼陀羅を見るものは、諸善を修することを悔ゆることになると非難し、上人は經文にあるから我には過なしと云うが、これは理にあわない。何となれば、すでに偏に余善を修して、全く弥陀を念ぜざれば、攝取の光明に漏れるであろうが、既に西方を欣び弥陀を念じている。どうして余行を修したからと云つて、大悲の光明を隔てるや、と反論するのである。この反論は、『觀經』所説の「光明遍照十方世界、念佛衆生攝取不捨」の文に関する專修念佛者特照についての反論である。即ち法然は既に『觀無量經^⑦』にて、「一には平等の義、二には本願の義、三には親縁等の義を出し、又後には、『選択集』第七、弥陀光明不^レ照^三余行者^一、唯攝^三取念佛者^一」之文の下では、「一には親縁等の三義、二には本願の義を以て、念佛者のみ照らさるるの理

由をのべ、特に念佛は本願の行であり、諸行は本願にあらざるが故に全く比較にあらず。故に念佛者のみ三縁の義も加わって照らしたまうのであると説示するのであるが、かかる主張との反論として掲げられたものである。そこには、法然の諸善諸行廢除への主張に対する反論と、念佛余善兼修者がどうして不照として廢除されるかの反問を提しての反論であることが理解される。

次に第四妨^三万善失に於ては、先ず釈迦大師の無量劫中に於て得たる教法は、機を待て開き、縁に随つて授くるのである。いま専修念佛者は、弥陀一仏の名号に執するのみで、他の諸法門の諸善諸行たる出離の要路を塞いでいる。ただ自らのみでなく、普ねく国土を誠め棄置するのみでなく、そのうえ軽賤に及んでいる。かくして『法花經』を読む者は地獄に落つと云い、或は法花を受持して浄土の業因となす者は、大乗を誇ずる人なりと云う。これによつて、『法花經』を誦する者は永く以て廃退し、前非を悔い、その結果は歎息する者多く、花嚴、般若に帰依、真言、止觀に結縁せし者も、大多数は棄置するようになり、又堂塔の建立、尊像の造図の如きもこれを軽んじ笑うようになつた。これでは福慧ともにかけて現当の愚昧はすくない。かくて上人は智者であるから、自らは誇法の心はないであらうが、ただし門弟の中には知りがたい。大乗を誇ずる業は、罪の中でも最も大であるから、五逆罪もこれに及ばない。故に弥陀の悲願引接は広しと雖も、誹謗正法は捨てて救うなし。西方淨土を願う行者達は、憑むところ誰にあるかと反論する。そこには、専修念佛者の一仏の名号にのみ執することをあげ、更に出離の要法たる諸宗の諸善諸行に対する排除の状況とそ

の結果について語り、なげくと共に、専修念佛者を誇法の罪ある者とし、その憑むべき仏のなきことを指摘している。

次に、第六暗^三淨土失に於ては、先ず『觀無量寿經』によると、孝養父母、持戒、發菩提心、誦誦大乘等の三福が淨土往生の行業として説いてあり、曇鸞の『略論安樂淨土義』には、修諸功德、起塔寺、飯食沙門等の行を明し、道綱は『安樂集』卷下に、余の三昧を行ぜずと云うにはあらずと示し、善導は『往生西方瑞應伝』によると、見るところの塔寺を修葺せずということなしと伝えている。従つて、上は三部の本經より、下は一宗の解釈に至るまで、諸行往生を許すところである。しかのみならず、一般の諸師である曇融は橋を亘たし、善晟は路を造り、常旻は堂を修し、善曾は坊を払い、空忍は華を採み、安忍は香を焼き、道如は食を施し、僧慶は衣を縫う。おのおの事相の一善を以て、みな順次の往生を得てゐる。又僧喻は阿含を持し、行衍は撰論を講じ、小乗の一經と雖も、凡智の講解と雖も、各々感應あって、大般若を書せず、覺親論師は専修、他を忘れて釈迦像を造らず、よつて皆往生の願いを妨げ、大聖の誠めを蒙り、永くその執を改めて、遂に西方に生れたのであると説いてゐる。即ちその他の諸師に至るまで、諸善を修して淨土に往生せざるはないのであって、むしろ専修に執した者が、淨土往生を不可能ならしめたのであると説いてゐる。そこには、貞慶の淨土往生義がいかなるものであるかが示され、彼の主張が諸善諸行、念佛兼修の淨土往生義にあることが理解される。しか

も次に、^⑨

「當レ知。不レ依_レ余行、不レ依_レ念仏、出離之道、只在_ニ于心_ニ矣。」

若夫法華雖_レ有_ニ即往安樂文、般若雖_レ有_ニ隨願往生之說、彼猶撫相也。少分也。不_レ如_ニ別相念仏。不_レ及_ニ決定業因二者、據則撰_レ別。上必兼_レ下。仏法之理、其德必然。何以_ニ凡夫親疏之習_ニ、誤失_ニ佛界平等之道_ニ。」

と説いて、「心」「別相念仏」の決定業因たるものであることを示し、かゝる体験から主張されて来る仏界平等の道たる原理に於て、実践の道も考えねばならぬと力説するのである。そこには、彼の法相的実践の立場を示すと共に、専修念仏者の実践道について批判していることを知ることが出来る。

更に、余経余業者であつて、念仏兼修の者こそが、釈尊の遺法に逢つて大乗の行業を修し、即ちそれが体であつて、若し觀迦の遺法に帰せなければ、實に無縁と云うべきである。又、若し念仏を兼ねなければ闕業と云うべきである。その末劣である口称を憑んで、本とし勝である観心修入の本義を忘れてはならない。口称と云う仮名の念仏は戒恵俱にかき、淨業熟しがたく、順次の往生は不可能であろう。法華等の一乘行の薰習、真言の三密加持等がどうして、その力がないであろうか。かゝる勝れた智者の行業に念仏を兼ねれば、それこそ虎に翅を得たようなものではないか。若し、愚痴の道俗がこの意を解せず、或は往生の道を軽んじ、或は念仏の行を退け、或は余行を兼ねずして淨土に生ずることなくば、全く私の本懐とするところではない、と説いている。そこには淨土往生のためには、大乗の行業と共に、念仏余行兼修の必要なる所以を説き、口称念仏は假名のもので、淨業熟しがた

いことを説いて反論に及んでいるのであるが、かかる主張が法然の専修念仏義と如何に對遮的であるかが理解される。

次に第八損_ニ釈衆失に於ては、専修念仏者は明暮双六は專修に並かず、女犯肉食は往生を妨げず、末世の持戒は市中の虎であり、恐るべし惡むべし。若し罪を怖れ惡を憚る者あれば、仏を憑まざる人であると云うごとき蘋言を流布して、還つて法の怨となつていると反論し、更に⁽¹⁰⁾、

「夫極樂教門、盛勸_ニ戒行。淨土業因、以_レ之為_ニ最。所以者何。非_ニ戒律_ニ者、六根難_レ守。恣_ニ根門_ニ者、三毒易_レ起。妄緣纏_レ身。念仏之窓不_レ靜。貪瞋濁_レ心。宝池之水難_レ澄。此業所感、豈其淨土哉。依_レ之淨土業因、盛用_ニ戒行。……」

と説いて、持戒を以て淨土の業因とし、その理由を述べると共に、業所感の淨土について論じている。そこには、専修念仏者の破戒的な行為に対し反論すると共に、持戒による淨土往生義を主張していることは明らかである。かゝる主張が法然に於ける持戒を以て非本願の行として廃捨し、作業信後の戒として特異の意義をもつものであるのとは、遠い距離にあることが理解される。何れにしても、持戒こそ仏教の大地としてこれを敵持し、戒律復興を本願とし、やがて南都に戒律復興の端緒を開かれた貞慶としては、破戒を宗となし、道俗の心に叶う如き専修念仏者の状況を見て、仏法の滅縁なりとのなげきを以て反論に及びしものと考えられるが、ここに両者の立場の相違点を見ることが出来る。

以上諸善諸行の廃除と往生淨土義をめぐる反論の諸失について見て

来たのであるが、既に述べし如く、第四妨_二万善_一失と第八損_三眾衆_二失に於ては、専修念佛者の行状を中心として反論に及び、第二_二國_三新像_一失に於ては、念佛、余善兼修者が何故に光明不照として廃除されるかと反論し、第六暗_三淨土_二失に於ては、貞慶の教学的実践の立場を明示し、余善諸行、念佛兼修の淨土往生義を打出し、特に第八損_三眾衆_二失の下では、持戒を以て淨土の業因となすことを明示している。かかる主張が法然の専修念佛往生淨土義と如何に對遮的であるかを理解することが出来る。かくして、第六暗_三淨土_二失に於ては、口称念佛は假名のもので淨業は熟しがたいと反論に及んでいる。されば、次に法然の本願称名念佛の主張に対する反論について即ち、第七誤_一念佛_二失について考察することにしよう。

五

第七誤_一念佛_二失に於ては、すでに論ぜる如く、先ず念佛について、所念佛と能念佛の相について語り、仏を仏名と仏体に分け、仏体を更に事仏と理仏とし、能念佛の相については、口称と心念とに分け、更に心念の中に繫念と觀念とに分け、そして觀念は散位より定位にわたり、有漏より無漏におよび、前者は浅にして劣、後者は深にして勝としている。しかば、口に名号を唱ふるは、觀にあらず定にあらず、これ念佛の中の疵なり浅であると規定し、世人はこれでよいと云う人もあるかも知れないが、校量に及ぶならば、差別があるのは当然で、どうして差別を弁えないと言つことがあるであろうかと説いている。そこには、貞慶の念佛について、唯識学的解釈を思はしめるものがあると

同時に、口称念佛に対する価値つけを見出すことが出来る。

更に専修念佛者たちは、「口称念佛について、これ弥陀の本願に四十八あり、念佛往生は第十八願なり」と云うが、どうして多くの他の大願をかくして、ただ一種のみを以て本願とするや。さらにも又、この第十八願文において、「乃至十念」とあるは、最下を擧げるのであつて、觀念を本となし、口称に及び、多念を先となし、十念を捨てないのである。これは大悲の至深を示すものであり、仏力の大であることを示すものであつて、導き易く生じ易いのは觀念であり多念である。「觀經」の下々品に「若人迫_レ苦、不得_レ違_レ念佛_一、應_レ稱_二無量壽佛_二」と説いているが、ここに明らかなる如く、称名の外に念佛の言葉があり、その念佛は心念であり、觀念である。口称に限るものではない。如來の本願は、どうして勝の觀念をおいて、劣の口称を取るであるうかと反論するのである。そこには、第十八願の四十八願中における位置づけへの疑問と共に、乃至十念についての見解、更に觀勝称劣の念佛についての見解について説いているが、いかに善導の意を受けての法然の理解、即ち第十八願を以て四十八願中の王と味はれ、念声は一論を展開して、御名を称えることが如來の本願の深旨に添うものであると明かし、また乃至についても、從_レ多向_レ少の言として、上は一生をつくし、下は臨終を指しているとするのとは、大いなる異りがあるかを知ることが出来る。

次に貞慶は善導の念佛觀を述ぶると共に、専修念佛者の行業について反論している。即ち善導は『瑞應伝』等によれば、發心の始め、淨土圖を見て、「唯だこの觀門、定んで生死を超えん」と言つて、十六

観行を行じて、三昧を發得したのであって、その念佛は觀念と口称とを兼ねてゐる。したがつて、『觀經疏』、『觀念法門』を著し、その書名に「觀」の字をつけ、『觀無量壽經』の本經の名と相應せしめてゐる。『觀經』附属の文や、善導一期の行業が仏名にある如く表示するには、下機を三昧發得に誘引するための方便に外ならないのである。善導の言葉には表裏があるから、注意しなければならぬと指摘するのである。更にまた、たとえ彼がすすめる口称念佛にしても、三心具足のものにして、四修に於てかくることのないのが眞実の念佛であり、専修と称することが出来るが、当今の念佛者のように、余行余善を捨つて専修を以て専となし、口手を動かすのみを以て修とするは、これは不専の専であり、非修の修と云うほかはない。そのような虚偽雜毒の行をたのんで、決定往生の思いをなす者が、どうして善導の宗と云い、弥陀の正機であると云うことが出来ようかと反論するのである。そこには、善導の念佛が觀称兼修の念佛であり、一期の行业が仏名にある如く表示するのは、下機を三昧發得に誘引するための方便にすぎないと論じてゐることを知るのであるが、法然の口称念佛が、どこまでも往生淨土のためであり、阿弥陀仏が衆生往生の行としての諸行の中より選択せられし本願の念佛であるのとは、いかに對遮的であるかが理解される。又専修念佛者の行業についての反論も、余善余行、念佛兼修による淨土往生義を力説せる彼にとつては、口称専修念佛を排除しようとするることは必然であり、専修念佛者の行業を見るにつけ、それでも善導の宗と云い、弥陀の正機であると云うことが出来ようかと説難するに至つたものと考えられる。

さて、最後に至つて、自宗法相宗の伝灯相承について述べ、釈迦、弥勒の二尊、所依經論の誠文、インドの諸論師、玄奘、慈恩等のシナの祖師、その相承において謬りはない。道綽、善導の説と雖も、いまだ依憑するにならない。しかし善導は三昧發得の人であるから、どうして一生補處の説に背くことがあるうか。互いに会通を求めて、乖訛を好んではならないと結んでいる。

以上、第七誤念佛失について貞慶の反論の跡をたどつて來たが、第六暗_三淨土失と共に、専修念佛に対する極めて基礎的反論の内容をなしてゐることが理解される。とくに彼の念佛が、法相的理解の上に立つて、念佛三昧すなわち唯識觀なりとし、三昧發得への方便としての下機誘引の口称念佛として、これを浅にして劣なるものと規定し、觀念為本を強調して、余善余行、念佛兼修の聖道門的淨土往生義に立て、善導教義を理解し、もつて念佛理解の基礎となしている。法然の専修念佛義と如何に對遮的であり、その波紋の広く且つ深いものが、あるかが窺われるが、かかる念佛理解は、第六暗_三淨土失下で明かす、別相念佛、一心觀成就の実践的立場に相い応ぜしめていることが理解される。

六

以上『興福寺奏狀』の九失について、兩者の相違点にふれながら、社会背景的一般態勢からの反論と、教義的見解の相違からの反論との二つに分けて考察して來たが、その反論の教學的中心の立場は、第六失、第七失に示す別相念佛、一心觀成就、仏界平等理性の顯証に立場

をおき、第六失を中心とする第八失、第二失、第四失等に説く、余善念仏兼修諸行往生義を展開して、仏界平等理性の顯証に相応せしめ、第七失を中心に觀勝称劣論を展開して、一心觀成就、觀心修入の実践的立場に相応せしめて、いることが理解せられる。そこには既にしばしば言及せし如く、法相宗的実践の立場に立つて、余善念仏兼修の諸行往生義を打立ててゐるが、法然の專修念仏義の主張といかに對遮的であるか、言うまでもないであろう。

されば、かかる実践的教理構造の立場を考ふるに、彼の晩年の著作である『法相心要鈔』に示される、八門分別による実践要諦にその見解を見出しが出来る。即ち『法相心要鈔』には、その巻頭に一部の綱要を示して、⁽¹⁹⁾

「夫聖教之要不レ過二菩提」。菩提之要不レ過二利。二利之要不レ過三學。三學之要不レ過一心。一心之要不レ過觀心。觀心之要不レ過念仏。念仏之要不レ過發心。發心之要不レ過覺母、今依八門二聊述ニ心要」。

と説いて、仏果菩提の妙境界に体達する要諦を説き示すのであるが、各部門の説明が終るや、一部の総結を示し、⁽²⁰⁾

「結レ要者、依ニ覺母力ニ發菩提心」、依ニ菩提心ニ成就念仏、依ニ念仏力ニ成ニ唯識觀」、依ニ唯識觀ニ制ニ伏一心」、依ニ制ニ伏一心ニ成ニ就三學ニ、ニ依ニ成ニ就三學ニ具ニ足ニ利ニ、具ニ足ニ利ニ証ニ得菩提」、証ニ得菩提（演ニ説聖教）、因圓果滿蓋在此矣」。

と説きおわり、觀心修入仏果菩提の八要を順観にもどし、この八要を次第に順観、逆観すべきことを説示し、真如智慧の立場より、菩提心

をおこし、仏果菩提の妙境界に至るべき実践の要諦を説示するのである。『興福寺奏状』第六失に見る、別相念佛、仏界平等理性に觀達し、理性を顯証せんとする立場は、かかる性唯識一心觀成就なる法相的実践の立場であることは容易に理解されるところである。

いづれにしても、有為の事相は相用にすぎず、平等の理性こそ本体なりと觀達し、理性を顯証することに基盤をおいて、余善、念仏兼修の諸行往生義を主張し、唯識三昧觀成就のための觀勝称劣論を展開して、以て法然の選択本願專修念佛義に対し反論を加えたのである。そこには、その波紋の広く且つ深きを知ると共に、多くの課題を提起せるものとして、意義あるものであると考えられる。

〔註〕

① 高弁の『摧邪輪』による反論は、貞慶の反論が觀勝称劣、念仏諸善兼修の淨土往生義に重点をおいて、実践論を中心的に反論を展開するに対し、菩提心廢除論を中心におく基礎理論的であることが注目される。即ち『摧邪輪』が『選抜集』の菩提心否定についての反論を、その主なる理由として、内容的には大乘佛教的な根本理念より、又聖淨二門觀の構成の本旨より、更には念佛義の一般仏教的、善導的な理解の本義より批判すると云う体系を以て、その反論に及べることである。いま反論の中心点と思はれる文を摘出すると次の通りである。

「仍於ニ或処ニ譖経說法次、出ニ難ニ破被書」。……（中略）……
一、撥去菩提心過失。（此過者、廻々吐舌。教義俱分明也。）
二、以聖道門ニ壁立群賊ニ過失。（此過者、勵ニ言陳下意許ニ出レ之。）……
（中略）……

大文第一、撥去菩提心過失者、彼集一卷中多處有此文。今出五段文破之。於中有五種大過。一、以菩提心ニ不レ為往生極樂行過、二、

言^ヨ弥陀本願中無^レ菩提心^ニ過、三、以^レ菩提心^ニ為^レ有上小利^ニ過、四、言^ヨ双
觀經不^レ說^レ菩提心^ニ并^レ言^ヨ弥陀一教止住時無^レ菩提心^ニ過、五、言^ヨ菩提心^ニ抑^レ
念^ヨ仏^ニ過也。……（日本思想体系篇三・七頁）

以上によつて、その反論の特色と傾向を窺い知ることが出来るが、その底流には、華嚴一乘法の実践体験の底流理念が「摧邪輪」に示される反論の基礎理念と相應するものであることを忘れてはならぬと思われる。

② 日蓮の『選択集』に対する論難は、「念佛無間地獄抄」「守護國家論」「立正安國論」などの文によつて窺い知ることが出来る。即ち『守護國家論』大文第三、選択集出^レ謗法縁起の項では、選択集に説く聖淨二門判に於て、道綱は法華以前の大小乘經に於て、聖道、淨土の二門を立つが、法然は私に法華、真言の実大、密大を以て、権大乘に同じて聖道門におさめ、今時証しがたしとし、又蠻鷲の難易二道を引く時は、難行の中に入れ、善導の正難二行を分つ時は、難行の中に入れている。これは法然自らの「準^レ之^ニ思^レ之^ニ」の四字によるもので、謗法の根源をなすと反論する。かかる内容は立正安國論にも受けつがれています。又法華を受持するを以て、千中無^レの大地震、同二年の大風雨、大旱魃、飢渴が起つたが、その根源は法然の一の難行として廃捨せることに對し、法華の行者を群賊怨敵に譬えることに対し、謗法罪をおかせるものとして、論難に及んでいます。又、正嘉元年注目される。（日本思想大系^{三九五頁}）及び（日本古典文学大系^{三〇二頁}）『選択集』にあるとしている点、極めて具体的熱狂的な反論であることが注目される。（日蓮篇^{三九五頁}）

③ 「興福寺奏状」に関する論著は多くあるが、最も詳説されているのは石田充之著「貞慶の興福寺奏状に示す反論の意義」（鎌倉淨土教成立の基礎研究所収）であると思われる。負うところ多い。

④ 従来、南都の諸師（貞慶等）の教學は、末法五濁の思想に裏付けられてゐる如く論ぜられているが、それは誤りであつて、罪業輪廻の思想であることが理解される。「愚迷発心集」には次の如く説いています。

「我等没^レ在生死之廣海、輪廻六趣、無^レ有^レ出期^ニ。然間或^レ為父母^ニ、或^レ為男女^ニ、多生曠劫互結恩愛。一切男女皆生々父母、隔^レ生故無^レ覺也。

法然の専修念佛義成立の波紋

中世の淨華院について

中井真孝

一

由緒を古く、かつ高貴に求めるは多くの寺院縁起のもつ一般的な傾向である。ここに叙述する淨華院もまたその例にもれない。

淨華院は淨土宗の四箇本山の一つで、「清淨華院由緒書」⁽¹⁾によると、貞觀二年、清和天皇の勅願で円仁が開基した禁裏内道場に始まるというが、確証はない。『清淨華院誌要』には、その後、天暦五年の火災、貞元元年の震災で諸堂が焼損したが、いずれも直ちに勅旨で修復し、爾後の沿革詳かならざるも、承安五年、高倉天皇が法然上人に就いて受戒し、当院を上人に勅授されてからは、四宗兼学の道場を改め、淨土宗の最初の寺になつたとある。

右の寺伝をしりぞけ、淨華院を創立したのは向阿（証賢・是心）であると最初に本格的な考証をしたのが鶯尾順敬氏である。⁽²⁾氏は、淨華院の円仁開山・法然中興（淨土転宗）の説が書物に見えるのは宝永元年に宣誓心阿の編修にかかる『淨土鎮流祖伝』卷八本山志の、
京師淨花院者、雅天子内道場也、貞觀四年慈覺大師稟清和天皇

勅開基之、歲月寔久已傾廢、後白川法皇賜其地於大師^(法然)而棲止、爾以来聖光・記主・礼阿系嗣繩繩米葉無窮也、

なる記事を嚆矢とするといい、前田聰瑞氏も支持している。⁽⁴⁾ところが、円仁開山・法然中興説は、元禄六年に蓮池堂というものが筆写した前記の「清淨華院由緒書」にあらわれ、貞享二年に小島徳右衛門（弧松子）が撰集した『京羽二重』卷四淨土仏閣、淨花院の項に、

清和天皇之御勅願、慈寛大師之造立^{云々}、中興開山源空上人、淨土四箇之一本寺也、往古は禁裏仏寶也、依^レ之無^ニ寺号山号^ニ、本尊弥陀、惠心御作也、

とあつて、もう少し遡る。天和二年に黒川道祐が著わした『雍州府志』卷四寺院門上に、

清淨華院、在^ニ廬山寺之北、淨土宗四箇之本寺之一員也、伝言、清和天皇貞觀四年慈覺之開基而元為禁裏内道場^ニ、爾後移^ニ禁闈之外^ニ、誓哲上人再^ニ興之^ニ、專為^ニ淨土宗之寺^ニ、
とあり、開山を円仁とするものの、中興には異説を掲げている。結局、

円仁開山・法然中興の寺伝は、貞享から元禄にかけての時期に成立し

たと考えられる。しかしてそれより時代がやや降った正徳二年に寺島良安が編集した『和漢三才図会』卷七二山城仏閣、清淨華院の項に、

清和天皇勅願、慈覚大師建立、中興開山源空上人、又中興向阿上

人、

とて前輦を踏むけれども、向阿に対する認識がやや芽生えている。

一方、十七、八世紀の文の地誌類書において、清淨華院創草を記述する中で異色なのは、宝永二年に大島武好の編纂にかかる『山城名勝志』である。その卷三上の清淨華院の項にて、『後愚昧記』および『真如堂縁起』から、清淨華院が向阿の開基するところであると記す部分を抜萃しているのである。この向阿開山説は、同時代にあっては全くの孤立的存在だが、中世の古記録によれば、かえって史実といわざるをえず、大島武好の爛眼には驚き入るばかりである。

さて、清淨華院が向阿の開創にかかるることを証明する史料には、まず

(1) 『後愚昧記』永徳元年十二月二日条

大島武好が『山城名勝志』に抄録した次の二つがある。

武家八講初日也、(中略)於等持寺行之、件寺者當時禪院也、元来号^ニ淨華院、淨土宗寺也、向阿上人開山也、清淨華院當時在^ニ土御門室^ニ也、

(2) 『真如堂縁起』

抑彼向阿と申は、もとは園城寺の住侶、清淨坊証賢とて無双の碩学也、(中略)洛川にいて花開院^{五桂宮}にして、則隱遁黒衣の身となり、其後清淨華院を開基して、是心上人と号す、さらに鷺尾順敬氏が前掲論文にて次の二史料を増補している。

(3) 『三井統灯記』卷九、三井寺年表正応元年条

是歲是心出^ニ三井^ニ為^ニ清淨華院開山上人^ニ、

(4) 『三部仮名鈔』隆堯跋文

夫向阿上人者、清淨華院鼻祖、淨土宗精哲也、

ついで伊藤祐晃氏⁽⁵⁾が次の史料を挙げている。

(5) 『選択決疑抄見聞』卷五

三条流云^ニ清淨華院流^ニ、西谷礼^ア空^ア弟子^ニ、向阿開山也、初云^ニ淨光寺^ニ、

後改云^ニ清淨華院^ニ也、

以上の五史料のほか、なお若干の史料を傍証として追加できると思われるので、左に列記する。

(6) 『西谷礼阿上人御作抜書』隆堯跋文⁽⁶⁾

向阿^ハ清淨華院開山是心ノ御事也、

(7) 『建内記』正長元年六月二十四日条

向^ニ淨花院^ニ、終日閑談、彼宗相承次第被^レ談^レ之、予依^レ異于他^ニ、

代々手印^ニ鎌倉然阿^{上人}^ニ與^レ禮^ア法光明院^ニ并^レ開山向阿上人^ニ與^レ第二玄心和尚、

被^レ聽^レ拜見^ニ、宿因之至、感懷無^レ極者也、

(8) 同嘉吉元年六月一日条

今日^ニ淨華院論義開山忌也、

(9) 『等^ニ熙上人壽像贊⁽⁷⁾』

淨華第六世松林栖賢安養院等^ニ熙任上人壽像贊、

(8) の「開山忌」とは、建武三年六月一日に示寂した向阿の忌日のことで、(9)の等熙を第六世と記するのは、向阿から起算した歴世数である。清淨華院が向阿の開基になることは以上の古記録に従して明白であるが、

十七世紀の末に、円仁開山・法然中興の寺伝が形成された事情は、淨華院が浄土宗四箇本山の一つとして、超越した權威と長久の歴史をたもつ並びなき「本山の面目」に求められ、そのためには多少の捏造もあえて辞さなかつたと思われる。

ところで草創期の淨華院の位置に関して、よく利用されるのは同院蔵の「専空譲状」である。

奉三讓渡二仏閣事

仏殿僧坊士成木尊聖教

但四至等在施門高倉寺專修院

在施主寄進木券

合壇所

仏殿僧坊士成木尊聖教

但四至等在施門高倉寺專修院

右件仏閣専空進退之所也、而沈三病床之間、相三副施主之寄進状一、
限三永代二奉三讓三渡向阿上人者也、後々代々更不可レ有三他妨一、
仍讓狀如レ件、

乾元武年三月十五日

沙門専空（花押）

これには専空が向阿に三条坊門高倉の専修院を譲渡したとあるが、専修院とは、「法水分流記」に「専空住専修念仏院淨花院、本号敬蓮社真弟」と見える専修念仏院のことである。専空が専修念仏院と淨花院の両院に居住したかのように読めるが、この淨花院は註に相当するものと考えるならば、淨華院は専修念仏院の後身ということになる。

それに前掲史料(5)の「初云三淨光寺、後云三淨華院也」を斟酌すると、専修念仏院（専修院）→淨光寺→淨華院なる名称の変遷もありうるものである。知恩院蔵の古版阿弥陀經に、

相当染生上人一百ヶ日之忌辰翻三彼遣札、摺三写此經、以此
仏縁二入三一仏土二耳、

元亨二年八月晦日

向阿（花押）

坊目誌』上一三は、元淨華院町（上長者町通〔古名土御門〕烏丸西入ル）の南側、すなわち東烏丸・南下長者〔鷹司〕・西室町・北上長者町〔土御門〕に囲まれた区域の、もと土御門内裏の地にあてており、京都編『京都の歴史』三の付図「宗教と商業の都市—京都」は土御門

という奥書があり、向阿が同法楽生の百ヶ日追善に、樂生から向阿に遣わした書札を裏返して阿弥陀經を摺写した、いわゆる消息經である。樂生からの書簡の宛名は「進上三条坊門方丈御侍者」とあり、これが向阿を指示していることは勿論である。三条坊門とは専空譲状の三条坊門高倉の地に相違なく、元亨のころまで向阿が専空より譲られた仏閣に住していたことは確實であろう。寺名については、元亨三年六月五日に示寂した持阿の著書（前掲史料(5)）に淨華院と見えるから、このころには既に淨華院と改称していたと考えられる。

二

向阿の寂後、ほどなく淨華院は三条坊門高倉から土御門室町へ移転する。鷺尾順敬氏の指摘のごとく、暦応二年に足利氏が等持寺を創建するに係る強制的な移転である。等持寺は、北二条・南三条坊門・東万里小路・西高倉の各路をもって寺域となし、諸堂宇は押小路を界する南半分の所にあって、淨華院の寺域を取り込んでいる。前掲史料(1)の『後愚昧記』の記事は、淨華院の寺地ならびに堂舎を没収して等持寺に充てたことを意味しているのである。

土御門室町へ移転した淨華院の寺域について、碓井小三郎の『京都

「京都一名所と町組の成立」は土御門烏丸の西南側に『淨華院記』の記号を付けている。いずれを是とすべきか、判断に苦しむが、『故実叢書』収録の『中古京師内外地図』『中古京師地図』にしたがつて、元淨華院町の北側、すなわち東烏丸・南土御門・西室町・北正親町に囲まれた区域（必ずしも一町四方と限らない）が淨華院の寺地であったと推考しておく。

淨華院のこの移転が寺運にどのような影響を与えたかは一概にいえないが、『京都坊目誌』に、「地は土御門東洞院内裏に接近せしを以て、内道場に定められたるものなり」というのは、示唆的な見解である。内道場に定められたとは例の寺伝に惑わされてのことであるが、淨華院の移転して来た位置と土御門東洞院内裏の位置が隣接するのは確かで、淨華院が爾後に宮廷へ出入りする地の利便を得たであろうことは想像に難くない。

移転後、七十年ほど経過した応永十六年三月二十二日夜、淨華院は回禄の災に遭っている。『建内記』永享元年七月十日条に、

淨華院仏殿上棟也、室可殿造營以後未_レ遂、此節依_ニ御奉加_ニ所_ニ周備_ニ也、
とあり、幕府の奉加で上棟が成就した仏殿は応永十六年の回禄で焼失した仏殿の再建と考えられる。仏殿の上棟と揆を一にしてか、その前月には淨華院の歴史を劃する光榮に浴している。すなわち等懲（僧任）に香衣被着が許されたのである。『建内記』永享元年六月九日条に、
淨花院長老等熙上人香衣着用事、為門徒之懇款、予依ニ當時之由緒執申入之處、今朝三宝院准_ニ道_ニ後披露、蒙裁許、云ニ當時ニ云後代_ニ、一宗之眉目此事也、時房執申之条無_ニ相違_ニ一条、面目此事也、

中世の淨華院について

今夕向_ニ門跡_ニ之時、准后承_レ之、直寵_ニ向寺院_ニ、示_ニ住持_ニ触_ニ門徒_ニ了、早令_ニ着用可_レ參_ニ室町殿_ニ之由指南了、此事廬山寺者西山之一流也、鹿苑院殿御代勤_ニ渡唐御使_ニ之時、被_レ聽_ニ香衣_ニ、于_レ今住持之人着用也、淨花院者鎮西一流之正脈也、而依_レ無_ニ扶持之輩、衣鉢似_レ有_ニ勝劣_ニ、為_ニ上人_ニ足之弟子_ニ、聖光上人之稟承異_ニ于他_ニ之處、不_レ便之上、戒法又黒谷一流正統也、元応・法勝已着_レ之、是又參_ニ帝師_ニ之故歟、等懲上人称光院御知識也、其寄尤重者哉、誰謂非拋_ニ哉、彼是有_ニ存旨_ニ執申_レ、無為自愛々々、住持令_ニ迷惑_ニ、衆僧令_ニ歡喜_ニ者也、雖_レ非_ニ可_レ依_ニ衣裳_ニ、添_ニ世俗之信仰_ニ、為_ニ勸_ニ若輩之稽古_ニ也、可_レ云興隆之因縁_ニ者哉、前住定玄上人、予叔父也、蒙_ニ每事之扶助養育無_ニ比類_ニ、聊似_レ報_ニ彼恩_ニ者哉、

とある。等懲に対する香衣着用の裁許に関する万里小路時房の斡旋工作は正長元年六月に始まっているが、香衣裁許の執申のよりどころは、代々の住持が香衣を着用しているから、鎮西派一流の淨華院も同等であるべきこと、黒谷流の円頓戒の繼承に關していえば、元応寺や法勝寺はすでに香衣を着用しているが、これは至尊の戒師となつたからだとすれば、淨華院は黒谷円頓戒の一流正統であり、等懲もまた称光天皇の善知識となつてゐるから、何らの遜色なきこと、の二点である。法的には勅許の綸旨をまたねばならないが、それには幕府の内諾を要した。前引した『建内記』の文面ならびに『満濟准后日記』永享元年六月九日条の「入_レ夜淨華院長老香衣着用事申入處、不_レ可_レ有_ニ子細_ニ」

之由御免」十三日条の「淨華院長老今日着香衣參御所云々、祝着之由畏申也」の各記事、淨華院藏「建内記抜書」所引の、

淨華院長老香衣着用事、無相違之条、一宗之光華、諸人美談候歟、真実々々珍重候、殊御執達之眉目、旁吉兆千万候、兼又可被申入御礼事、尤可レ然候、可レ被レ献御劍事、可レ被レ略之条宣候哉、事々猶以參会可申承候、恐々謹言、

六月九日

判

万里小路大納言殿

という三宝院准后書状をみると、幕府側のほかならぬ好意がうかがわれる。『建内記』正長元年十月二十日条に、

室町殿渡御淨華院也、御坐門〔跡之時連カ〕々渡御也、御俗躰已後初度也、

とあるから、足利義教はかねてより淨華院の等禦と昵懇であったのかも知れない。

等禦の香衣着用の裁許をわがことのように喜ぶ万里小路時房は、「予依レ異ニ十他」、「予依ニ當時之由緒」のごとく、淨華院とは親密な師檀関係にあった。『建内記』永享元年六月九日条の前引記事に統いて、

祖父祖母・亡父兩代臨終善知識事、淨華院敬法上人也、〔前衣一鉢〕亡父出家師同敬法上人也、剃髪役被當住等禦上人也、亡母同前、又亡母臨終善知識等禦上人也、定玄上人者祖父御息、先公御弟也、亡母并予円頓戒師匠也、〔宗カ〕予自少年養育恩山是高、当住上人者、定門者定玄上人之同僚也、戒法并住持附屬者定玄上人之所許授一

也、由緒之趣如レ此、先公者初妙喜円月中嚴和尚之弟子也、終帰淨土宗、於淨花院遂素懷、以敬法上人為師匠也、

とある。祖父の仲房の臨終知識に敬法(僧全)が勤めて以来、淨華院と万里小路家の間に師檀関係が成立した。敬法の弟子定玄(僧然)は仲房の息、嗣房の弟、すなわち時房の叔父にあたる。この敬法・定玄の二代に淨華院は縉紳と交流し、師檀の絆をもって、発展の礎を築いたと思われる。等禦と万里小路家との関係について、『清淨華院誌要』は、「等禦、字は僧任と号す、俗姓を詳にせず、大臣房卿の息なりと傳」などに依る説である。近時、西田圓我氏は「等禦は万里小路嗣房の子、時房とは兄弟であつた」と、一説を支持しているが、これに疑問がないわけではない。というのは、万里小路家の系譜を収める『尊卑分脈』や『系図纂要』に、同家出身の淨華院住持として定玄・玄周(時房の息)の二僧の名を擧げるにもかかわらず、等禦の名が見当たらないからである。時房の妹として系譜に見える五辻の建聖院住持の徹道通公比丘尼について、『建内記』正長元年五月七日条に、
建聖院前住徹道通主座七回忌也、於建聖院有追修、令奉五辻加了、同胞之好不淺、哀戚今更如新、

とあり、同胞すなわち兄妹の関係にあつたことを明記している。時房と等禦が兄弟関係にあつたのなら、前引した『建内記』永享元年六月九日条にその旨を特記して然るべきであろう。

等禦が万里小路家の出身でないとすれば、彼の香衣着用の裁許に時

房が努力したのはどういう事情によるのであろうか。それを知るには香衣着用の裁許を記す前引の『建内記』永享元年六月九日条に、「前住定玄上人、予叔父也、蒙_ニ每事之扶助養育_ニ無_ニ比類_ニ、聊似レ報_ニ彼恩_ヲ者哉」と述べているのが手がかりとなる。時房は嗣房の晩年のときの子で、時房が八歳になった応永八年に嗣房が薨じてあるから、時房が叔父の定玄に養育されたというのも事実であると思われる。等禪に香

衣被着の許可を要請する運動は、最初に末寺の花開院と福聚院が時房に依頼したのが発端である。⁶⁰ 時房がこれを諒解して満濟准后に働きかけたのは、香衣被着の公認が淨華院の淨土宗鎮西流を継承する本寺であることを内外に証することとなり、そうすることが叔父の定玄に対する報恩につながると考えたからに相違ない。なお参考のためにいえば、知恩寺住持に香衣被着が許されたのは、大嘗慶_サのとき嘉吉三年のことであり、⁶¹ 知恩院は宝徳二年に知恩寺より転普した大嘗慶_サ以降のことである。

等禪の示寂年には異説があつて、『新撰往生伝』は応永三十年九月十一日、『淨土伝灯總系譜』は寛正三年八月十二日、『清淨華院誌

要』は寛正三年六月十一日、『黒谷誌要』は康正元年八月十一日とする。『新撰往生伝』の説は、等禪の正長元年以後の生存が『建内記』等により確かめられるから、全くの論外である。『黒谷誌要』の説は、『長興宿禰記』長享元年八月十四日条の、

予詣_ニ淨花院_ニ如法念仏聽_ニ聞之_ニ、五代之祖師三十三回忌追善也云々、自去八日_ニ七ヶ日被_レ修之_ニ、僧衆七十余人也云々、とある「五代之祖師」を等禪に比定し、長享元年から逆算したもので

ある。『淨土伝灯總系譜』の説は国師号追謚（後述）の日付と混同したものである。『淨華院誌要』の説のよりもこゝは不明であるが、寺伝と思われる。結局、等禪の示寂について、その年次を決めるることは困難であるが、後掲の『親長卿記』長享二年八月十五日条に、後花園院が年序を経て國師号を賜わったとあるので、これを参考に一応は『黒谷誌要』に従つておくことにする。

ところで、『淨華院誌要』は、「文安三年正月十一日上人時に齡五十歳、主上勅して仏立慧照國師の嘉号を賜ふ」と、等禪の生存中に國師号を特賜されたように記している。これは「等禪上人壽像贊」の日付から推測したもので、そこに「一朝國師」の語があるけれども、意味は称光天皇の善知識のことで、國師号の特賜の証拠にはならない。

そこで、等禪に対する仏立慧照國師の号は、『諸宗勅号記』『淨土鎮流祖伝』『淨土列祖伝』『新撰往生伝』などにあるごとく、寛正三年八月十二日に追謚されたものと考えざるを得ない。勅文は『淨土鎮流祖伝』をのぞく右三書に収載されており、今『諸宗勅号記』によつて左に引用する。

勅、辱_ニ淨利之玄流_ニ、綽利_ニ於法筏_ニ、兼_ニ圓戒之真乘_ニ、廓聲_ニ於梵梁_ニ、等禪和尚、正_ニ吾宗之血屬_ニ、統_ニ師匠之肝膽_ニ、囊_ニ括八埏_ニ、福為_ニ玄簡之知識_ニ、衣_ニ被_ニ九有_ニ、媲_ニ光明之導師_ニ、況應_ニ先帝之勅喚_ニ、開_ニ演安心之要門_ニ、諸_ニ教主之願求_ニ、奉_ニ示_ニ託生之直路_ニ、遂_ニ呈_ニ生諸_ニ佛家之相_ニ、正成_ニ當坐道場之因_ニ、是以料_ニ帰崇之無_ニ比_ニ、推_ニ觀感之所_ニ覃_ニ、故樹_ニ立於風声_ニ、殊草_ニ創於日下_ニ、謚曰_ニ仏立惠照國師_ニ、

寛正三年八月十二日

右勅文に続けて、『諸宗勅号記』には、

此草菅継長卿作、進^ニ於國師号^二者儒卿之撰也、内記不^レ知之恒規也、潤筆之祿万疋也、古來之旧式也、後成恩寺殿御記同前也、然今度寺衆以^ニ五千疋^二取^ニ勅書^二云々、希代之事云々、若彼卿淨土之教帰鄉之儀歟、於^ニ文章^一四六之法不^レ律如何、

とある。勅書の草は高辻（菅原）継長の作する所で、謝礼が通常は万疋であるのを、五千疋で淨華院が済ませたのは、継長が淨土教の信仰者であつたためであろうか、という内実が興味深い。

三

応仁の乱は京師を焦土と化したが、淨華院もその例にもれず、兵燹にかかり焼失した。『応仁記』卷二に、

〔忠仁元年〕九月十三日ニ三宝院ノ西東ハ近衛殿ヨリ應司殿、淨花院、日野殿、東ハ花山院殿、広橋殿、西園寺殿、転法輪三条殿以下、公家ノ御所三十七、武家ニハ吉良、大館、細川下野守、飯尾ノ肥前守等、奉行衆ノ舎八十ヶ所、一片ノ烟ト焼上ル、

とある。淨華院に陣を取る細川勝元の幕下京極持清が、山名宗全の旗下大内政弘・六角高頼・土岐成頼らに攻められた所為である。因みに知恩寺は応仁元年五月二十六日、知恩院は応仁二年九月二十一日に炎上しており、淨華院の京師内の有力末寺である華開院も、本寺に先立ち応仁元年五月二十六日に灰燼となつてゐる。^[18]

淨華院はこれまで京都における淨土宗鎮西流の各派本寺の中で、知

予居住敷地正親町事、自^ニ淨花院^一去年掠申給了、当年歎申入之處、今日被^ニ返付^ニ了、自愛也、東西拾參丈四尺、南北拾四丈五尺也、

恩寺や知恩院より一頭地を抜いていたが、この応仁の乱を境として、逆に知恩寺や知恩院の方が優勢となり、淨華院は寺運の停滞期に陥る

のである。回禄後の三本寺の様子を見ると、まず知恩寺は、文明元年四月十九日、連年災害至るをもつて法晉聖然が後土御門天皇より「可ヒ奉レ祈ニ天下太平、国家安全、宝祚長久者、依ニ天氣ニ執達如レ件」という綸旨を賜^[19]わり、文明二年十二月二十六日、後花園上皇の崩御に際し泉涌寺の僧一人も在京せざる故に、法晉聖然が召されて臨終知識に祇候^[20]し、文明五年二月十一日、法晉聖然が紫衣被着の綸旨を賜^[21]わり、その勅語に「淨土一宗雖^レ無^ニ其例^一、依^レ為^ニ一宗第一ニ之間^レ」とある。^[22]

ここに知恩寺は、応仁の乱後、余燼さめやらぬ京都にとどまり、宮廷に接近し、鎮西流一宗の本寺の地位を承認されたのである。知恩院は、

兵燹に罹ったので周誉珠琳は宗祖の影像を奉じて近江伊香立へ逃れたが、八年後には京都へ戻つてゐる。^[23]それより前の文明四年には開山堂再建の勧進を始め、足利義政の奉加を得て、文明の末年には諸堂舎の再興がほぼ成つたようで、長享二年に青蓮院の尊応准后より「今度当寺再興事、為^ニ当代一円之經營、励^ニ土木之大成^ニ之條、頗可^レ謂^ニ當院中興之開山^一、殆可^レ覃^ニ星霜於慈氏下生之曉^一者哉」と周誉の功を録して寺家敷地等の所領を安堵されている。^[24]一方の淨華院は、兵難をさけて住僧らが離散したらしく、文明十年まで縉紳の日乘等に淨華院の動向を知る記事は見当たらない。『親長卿記』文明十一年十二月二十九日条に、

及ヒ晩室町殿・宰相中將殿等參ニ御礼^ハ、敷地礼也、進^ハ上太刀^ハ、

とある。「中昔京師地図」によれば、甘露寺親長の屋敷は淨華院の北に隣接しており、淨華院側が親長卿の屋敷との境界を侵したのである。この時分に淨華院の住僧らが戻り、再建へ向けての行動を始めたと考えられる。なお敷地をめぐる淨華院と甘露寺家の諍論は、大永三年にも発生しており、宿年の諍論であつたと考えられる。⁽³⁾『清淨華院誌要』に「文明十五年十二月二日淨華院再建に着手し」とあるが、

これは『御湯殿上日記』文明十七年九月二十九日条に「しやうけ院へ御ほうかに、みいろ木五くみつかはさる」と、後土御門天皇より御奉加の三尋木を賜わった記事で傍証される。本堂の起立は長享元年のことで、『親長卿記』長享元年八月三日条に、

今日淨花院本尊遷座也、亂後無^ハ仏殿、今度如^ヒ形新造々畢、

とある。再建に努めた当時の住持は、万里小路時房の次男、冬房の弟になる玄周(寂然)であるが、翌長享二年七月十四日、流行病に罹り示寂している。興慧和尚と追諡されたが、これについて、『親長卿記』長享二年八月十五日条に、玄周の和尚号について、後土御門天皇から親長に対し、和尚号の准拠例をあげよとの勅問が下り、親長は先例は存ぜず、時議あるべしと奏上したところ、天皇は再び、和尚号は競望の儀ではなく、嘉樂門院(藤原信子)の臨終善知識を勤めた功があり、淨華院住持の等懲が称光天皇の善知識となつたことをもつて國師号を賜わった先例において、後成恩寺禪閑(一条兼良)が淨土宗に國

親長は、

淨花院故上人就^ハ和尚号事^ハ、重被^ハ仰^ハ下之^ハ、至^ハ女院御終焉^ハ、
粉骨異^ハ于他^ニ之^ノ条勿論候、就^レ其彼寺一代之住持就^レ被^レ參^ニ稱光院
御善知識^ニ、^(後花園)旧院御代経三年序^ニ賜^ニ國師号^ニ候之条、御沙汰次第如

何候哉、不^ニ覺悟仕^ニ候、被^レ尋^ニ彼寺番^ハ、隨^ニ注進可^レ有^ニ左右^ニ候
哉之由、可^レ得^ニ御意^ニ候也、

と奏上している。四日後の十九日は玄周の五七日に当たり、和尚号勅諡が決定した。同日条に、

有^ニ民部卿奉書^ハ、故玄周上人和尚号事^ハ、於^ニ寺家一代^ニ有^ニ和尚号
例^ハ、仍可^レ被^レ授也、就^レ其四衆兼學之由寺家申^レ之^ハ、^(宗)戒^ハ舍^ハ、^(天台)淨^ハ、^(真言)可^レ
被^レ載^ニ勅裁^ニ事如何、可^レ計申^ニ云々、

とある。和尚号の准拠例にした寺家一代とは、おそらく定玄のことである。『清淨華院誌要』は定玄について「五七日の諱辰に方り徽号を賜ひ僧官を贈りて良尊大僧正と号せしめらる」と述べている。定玄は万里小路家の出であるから、玄周の和尚号勅諡の恰好な先例となつたものと考えられる。

さて、『室町家御内書案』巻上に、

祈禱事、任^ハ例可^レ被^レ致^ニ精誠^ニ候、次當寺再興、相^ニ談諸末寺^ニ、
遂^ニ造營^ニ者可^レ然候状如レ件、

永正十三十月四日 貞陸御調進

淨華院長老

という文書案を収載している。永正十三年は、応仁の乱後に仏殿を再建した長享元年より約三十年経過しているが、この時に至つてもなお対した由を初めて聞くが、いかがであろうかとの勅問を下されたので、

応仁の兵燹罹災後の再興が完遂していなかつたことを物語るのか、あるいは永正十三年の直前のある時期にまた回禄に遇うたことを示唆するのか、遺憾ながら断定に決め手を欠いている。

四

金戒光明寺は法然上人の「没後起請文」にある「白川本房_{寢殿}」の

_{雜舎}

旧址と伝えるが、室町時代において、歴代住持のうち、定玄・等照・

良秀（僧尊）・聖深（阿縁）・等珍（僧海）・良玉（僧秀）・良真（威照）

・秀馨（称心）ら、ほとんど相繼いで淨華院の住持が兼帶もしくは退

隱転住しており、自ら金戒光明寺は淨華院の末寺の位置につくようになつた。ところが、永正九年八月、秀馨の慾通により理聖（極譽）が

応仁の乱後数十年間も荒廃していた金戒光明寺の再建に勧進を開始し、

堂塔ようやく成り、寺運恢復しだすや、金戒光明寺は淨華院の羈絆を

脱しようと図り、両寺の間に本末関係をめぐる紛擾が発生したのであ

る。天文八年に秀馨が示寂し、その翌々年に淨華院は金戒光明寺に対して

して「金戒光明寺制法」を定めている。内容は文明十九年の三河御津

の大音寺紹誓十箇条式条や明応元年の近江金勝の阿弥陀寺の淨土宗末

寺法度書とも共通している宗侶たるものとの諸規範で、当時の寺院生活

の様相を示すが、注目すべきは、淨華院が金戒光明寺を対象に本末関

係を強化する目的で制定した法度であり、特に「一、於諸事可レ啓三

案内本寺二事」という一項が入っていることである。この制法に背反

するような金戒光明寺の態度が生じたので、天文十八年十二月、淨華

院は幕府へ訴え、從来通り同院が本寺として末寺の金戒光明寺を進止

すべき旨、左の如き「室町幕府奉行人連署奉書」を得てている。

当院末寺新黒谷事、前住申定法度之処、悉背之条、近年雖致_ニ儀絕、以_ニ妙心院懇望之旨、令_ニ赦免候處、無_ニ程不レ及_ニ一言案内_ニ、他門長老居置住持_ニ云々、然從_ニ往古_ニ閑_ニ本寺_ニ相計之段無レ之旨依_レ届_レ之、則追_ニ出彼長老_ニ訖、所證為_ニ本院_ニ諸末寺等如_ニ先々_ニ進止不可_レ有_ニ相違_ニ之由、所_レ被_ニ仰下_ニ也、仍執達如レ件、

天文十八年十一月十五日

_{〔中沢光俊〕}
掃部助（花押）

_{〔佐田盛秀〕}
対馬守（花押）

淨花院 雜掌

文中の「他門長老」とは誰を指示するのか不明であるが、一条派の法脈に連ならない理聖以下の歴代のことと考えられる。「追_ニ出彼長老_ニ訖」といえ、実際には金戒光明寺の住持に関して、淨華院住持が兼

帶する伝統は全く跡絶え、淨華院から転住する慣例は天正末年の道残（源立）まで中断するから、金戒光明寺の自立性は高まって行くのである。永禄二年の「室町幕府奉行人連署奉書」に、

淨華院塔頭、同諸末寺、新黒谷住持職、衆僧并靈宝出入等事、先

御代任_ニ御下知之旨_ニ、為_ニ本院_ニ弥進止不可_レ有_ニ相違_ニ之由、所_レ

被_ニ仰下_ニ也、仍執達如レ件、

永禄二年十一月十四日

_{〔中沢光俊〕}
左衛門尉（花押）

_{〔勘定階長〕}
信濃守（花押）

當院 雜掌

とある。文面によれば、淨華院は金戒光明寺の住持をめぐる問題だけでなく、塔頭や諸末寺の統制に苦慮していたことを示している。その前年の永禄元年に当時の住持であった三休（閑誉）が正親町天皇より紫衣勅許の綸旨を賜わって、本寺たる面目を保っているが、これとて、知恩寺の紫衣被着は前述の通り文明五年二月十一日に法誉聖然が勅許を得ており、知恩院は大永三年四月五日に超誓存牛が紫衣を許されているから、両寺院に比べてやや遅すぎる感じがする。紫衣勅許の時期を基準に、京師三本寺の応仁の乱後における発展の度合を見ると、知恩寺・知恩院・淨華院の順ということになる。

さて、応仁の乱後、洛中をはじめ、地方の有力寺院が勅願所となり、宗侶にも出世の香衣綸旨が下されるようになるが、京都の三本寺はそれぞれ勅許に執奏の労をとり、その寺との本末関係を明確にさせ、綸旨執奏権を槇桿にして本寺たる地位を公然のものにさせた。³⁰ 末寺の勅願所綸旨および門徒の香衣綸旨を執奏した事例は、知恩院が多く、知恩寺がこれに次ぎ、淨華院は少ない。淨土宗侶の香衣等の出世綸旨の場合、執奏する権限をめぐる抗争が大永から天文にかけて知恩院と知恩寺の間で繰り広げられたことは著名で、したがって自ずと、天皇に側近する典侍・掌侍らが書き継いだ日記の『御湯殿上日記』に、知恩院や知恩寺がそれぞれ末寺の香衣綸旨を執奏したり、その御礼に末寺を伴ない参内する記事があらわれるが、淨華院については、永禄十一年五月二十三日条に「しやうけんより御うへの事申されて、ちよきより」同二十五日条に「しやうけんより申みのゝ国せんせう寺さんたいあり」と見えるだけである。

僧侶の出世綸旨は、「光台一覽」巻四頭書に「五山等其外濟家洞家共禪家之綸旨者寺爵也○天台淨土者人爵」とあって、淨土宗の場合、人爵すなわち特定の個人に付される榮譽の性格をもち、香衣ないし紫衣被着の勅許であって、住職の発令ではない。したがって宗侶の出世綸旨の執奏権をもって、末寺統制を強化することは本来できない建前であった。また出世綸旨が人爵の性格である限り、天皇や貴紳の帰依をうける宗侶、勅願寺や貴紳の祈願寺の住職は、本寺の執奏を介さずとも、直接に賜わる場合も存したと考えられる。知恩院や知恩寺は、かかる制度上の脆弱点を巧みに補完して、出世綸旨または勅願所綸旨の執奏によって諸国の寺院を多く末寺に取り込み、一宗の本寺の地位を不動にしたのであるが、³¹ 淨華院は末寺の勅願所綸旨や自派門徒の出世綸旨の執奏にあまり積極的でなかつたか、地方寺院との間に新たな本末関係を設定することに熱心でなかつたか、のいずれかと思われる。それに加えて淨華院では末寺統制が弛緩して、末寺の中には、本寺の執奏を経ず、直接に綸旨を求めることがあつたのである。今その例を一、二あげよう。

『言繼卿記』弘治二年二月十四日条に、

西下刻長橋局迄參、兩条之儀申入了、法藏院之事被レ成ニ御心得一
云々、但本寺淨花院江可ニ相尋一之由有レ之、

とあり、同十五日条に、
淨花院之内松林院乘誓西堂招寄、法藏院申綸旨之事申レ之、長老に申、可ニ返事ニ之由有レ之、但他行云々、今日數度雖ニ催促、返事無レ之、為ニ本寺ニ相定之寺法有、違犯之輩有レ之間、本寺々法可ニ

相護之由之綸旨申レ之也、

天正七年二月廿日

とあり、同十六日条に、

淨花院より永玉・舜玉両使にて返事、雖無殊事、拠本寺直

淨花院方丈

に法藏院綸旨申事、背本意之間、不許之様に可申入之由有之、種々加意見、重尚同前被申、又松林院招寄申^三舍之、又以舜玉被申放^二、不レ及是非題目也、

とある。法藏院とは近江坂本にあって、淨華院の定玄が応永十五年に隠棲した寺院で、この法藏院が本寺を抛ち、直接に綸旨を申請したことは、本寺の定める寺法に背くからこれを許可せずに、法藏院に対して本寺の寺法を相護るべきとの綸旨を淨華院が要求しているのである。

法藏院の申請の内容は不明だが、本寺淨華院の執奏に依らなかつたという手続的なことが問題となつてゐるのだから、法藏院が違反した淨華院の寺法とは、前掲の金戒光明寺制法にも規定の如く、末寺は本寺の指示を受くべしとの条項であったと推測される。金戒光明寺と揆をして、本寺の法度を遵守しない末寺が、法藏院に限らず、幾らか出現したことは、先引の永禄二年「室町幕府奉行人連署奉書」からも明白である。

次の例は塔頭無量寿院である。「正親町天皇綸旨」に

勅願所淨花院之内無量寿院事、當院塔頭無紛外、別勅願所申請之儀、先度無勅許之処、重而申掠段曲事之由、被仰出候、所詮香衣等被召返上者、綸旨悉被成^三奇破⁽¹⁾間、衆僧中不可^レ有^三同座候、猶諸門徒諸末寺、國々江堅可^二相触^一之由者、依^三天氣^一執達如^件、

とある。淨華院塔頭の無量寿院が別に勅願所の綸旨を重ねて申請したこととは曲事であるから、先の香衣綸旨を毀破するという内容である。本寺の諒解を得ず、かつ本寺の執奏を経ずに綸旨を申請することが「申掠」の意味と思われるが、このようなことが往々あつたらしく、知恩院に下された天正三年九月二十五日付の所謂「毀破綸旨」に、「若掠^三上儀^一於^レ申^三請綸旨^一者、雖為^三何時^一可^レ被^三毀破^一之由、天氣^{所^レ候也⁽²⁾}。」とある。知恩院の場合には、本末関係を逸脱しそうな傾向にある末寺に対する一種の警告の意義をもつが、淨華院の場合には、本寺の膝下にあつて本寺を護持すべき立場にある塔頭の背反行為であるから、事態は深刻といわざるをえない。

淨華院をめぐる本末関係の最大の破綻は近世初頭における金戒光明寺とその本末関の独立であるが、この問題は本稿で言及するには過ぎるので割愛するが、要するに淨華院の末寺統制は総じて緩慢であつたと評論できる。それが結局は淨華院を中心とする本末関を弱少に帰さしめることになつたのである。近世教團の根幹をなす本末体制の確立を全うしなかつたことが、輝かしい隆盛の歴史を有つ淨華院が近世の胎動期に入つて衰微しかけたことの要因であつたと思われる。

(1) 中世の記録には「淨華院」と見え、「清淨華院」の呼称は近世以降に現われる。

- (2) 水野恭一郎・中井真孝共編「京幾淨土宗寺院遺文」(『仏教大學研究紀要』五九。なお、本稿で特に註記しない文書はこれによる。
- (3) 鶴尾順敬「淨華院及び開山向阿上人」「歴史地理」一二の五。
- (4) 前田聰瑞「向阿上人と清淨華院」「専修学報」一二。
- (5) 伊藤祐晃「清淨華院草創考」(『淨土宗史の研究』所収)。
- (6) 藤堂祐範「淨土教稀覯書目第四」「専修学報」一〇。
- (7) 筆者らが調査した際、原画綱本の摩耗はげしく、文字の判読は由緒等に依拠した。ここでは石橋誠道氏の読みに従がう(石橋誠道「清淨華院藏古文書考證數件」『三教授知恩寺記念東洋學論叢』所収)。
- (8) 『三井続灯記』卷二、釈是心伝。
- (9) 筆者らが調査のおり、不覚にも実見できなかつた。
- (10) 三田全信「向阿上人の伝記について」「専修学報」一二。
- (11) 魚澄惣五郎「京都等持寺址」(『古社寺の研究』所収)
- (12) 『東寺王代記』
- (13) 西田圓我「室町時代における貴族の淨土教信仰」(『淨土宗開宗八百年記念法然上人研究』所収)
- (14) 註(13)に同じ。
- (15) 『建内記』正長元年六月三日条。
- (16) 知恩寺藏「後花園天皇綸旨」。この綸旨の日付は嘉吉三年正月十一日で、奉者は右中弁(万里小路)冬房であるが、この綸旨について、辻善之助氏は「考究を要するものなるによつて、暫く預り置く」(『日本佛教史之研究』(統編))と疑つている。その最大の障礙は、冬房が文安三年十二月二十
- 日に右中弁になつたことである(『公卿補任』)。また、伊藤祐晃氏が「本宗に於て公然香衣被着の上、參内せしは、大善上人を以て嚆矢となす」(前掲書所収)というのは誤解である。
- 『空善聞書』
- 『応仁記』卷二、『後法興院記』応仁二年九月廿一日条。
- 『長徳山知恩寺歴志略』
- 『親長卿記』文明二年十二月二十六日条。
- 『百万遍知恩寺誌要』所収知恩寺文書。
- 『總本山知恩院旧記採要錄』
- 『大乘院寺社雜事記』文明四年四月二十六日条。
- 『知恩院史』所収知恩院文書。
- 『夷隆公記』大永三年十一月十三日、十四日、十五日条。
- 『黒谷誌要』
- 註(10)に同じ。
- 『淨土伝灯總系譜』上巻。
- 藤本了泰「中世淨土宗教團の諸徒書について」「鷹台史報」五。
- 『知恩院史』所収超贊上人伝。
- 拙稿「中世後期・近世初頭の知恩院と京都門中」「仏教文化研究」一九。
- 註(13)に同じ。
- 『蓮門精舎旧詞』卷四六。
- 『知恩院史』所収知恩院文書。

浄土宗列祖伝類に関する総合的研究

——とくに『浄土鎮流祖伝』を中心として——

代表者 平 福 原 隆 祐 善 輝

はじめに

本研究は昭和四八年三月以来、月二回の研究例会をもつて『浄土鎮流祖伝』の輪読を行なつてきた「浄土宗書研究会」による共同研究の報告の一部である。中井真孝・福原隆善・塙竜義品・平祐輝・藤本淨彦・野田秀雄らのメンバーにより、各自小テーマを設定して研究調査にあたつた。これについての中間報告は、すでに昭和五〇年一月に平

祐輝が、翌五一年一月に福原隆善が、ともに浄土宗学階所有者講習会において発表した。

述には至らないとは思うが、單に読書会のみに終わることなく、さらには誌上発表を試みることによって諸先学の御教示を仰ぎつつ研鑽を積み重ねていきたいという心境を素直に表現したことにして他ならないのである。副題に指摘した如くテキスト『浄土鎮流祖伝』を素材としているため、各章それぞれに表現・論述上重複する部分があることを冒頭にてお断わりしておく。

〔一〕

『淨土本朝高僧伝』（以下『淨土鎮流祖伝』と称す）編纂の動機や

背景を述べるまえに、わが国の僧伝編纂に関する歴史的な考究を簡単に行なつておきたい。

本論の構成は、〔一〕わが国における僧伝編纂の史的考察（中井真孝）、〔二〕諸僧伝の比較検討と編纂の意図（福原隆善）、〔三〕近世僧伝にみる思想的考察（塙竜義品）、〔四〕浄土宗における相承説の形成と展開（平祐輝）、〔五〕『淨土鎮流祖伝』における教理的な問題（藤本淨彦）となり、「はじめに」及び「むすび」は野田秀雄が担当した。

延暦七年に唐僧思託が撰述した『延暦僧錄』を最古に、延喜十四年に小野仲廉所撰の『日本高僧伝』がこれに続き、建長三年に宗性が抄出した『日本高僧伝要文抄』をへて、元亨二年に虎闘師鍊が撰上した『元亨积書』にいたつて、本格的な高僧伝が出現した。本書は僧伝が

中心ではあるものの、表・志をそなえた、いわば仏教通史の性格をも

つてゐる。ただ虎闖師鉢は、当時の認識にしたがつて、浄土宗を成実

・俱舎両宗と同じく寔宗とし、「本朝空也師僧^(善導)之、猶^(善導)導之於唐、

源信、源空繼而助^レ之、雖^ニ廣行^ニ四部^ニ而無^ニ統系^ニ、故今為^ニ寔宗^ニ」と

きめつけ、浄土宗としては源空伝を立てるだけである。

『元亨釈書』は延文五年、虎闖師鉢の希望通り入藏刊行されるや、後世の仏教界に与える影響大きく、僧伝の権輿として不動の位置をしめるのである。しかし各宗にわたる網羅的な僧伝であるため、不十分さを補うべく、自宗中心の僧伝が編纂されるようになつた。たとえば天台宗寺門派の高僧を記述した『寺門高僧記』（撰者不明、延徳四年以前の作）と、浄土教にかぎる『淨土三国仏祖伝集』が現われた。

『淨土三国仏祖伝集』は、西脅聖聰の応永二十三年五月七日の識語があり、「祖集^ニ以諸師之旧語^ニ」したもので、上巻には天竺・震旦、下巻には本朝をあててゐる。文献の引用、諸師の次第にやや乱れが見受けられるが、下巻において、源空以下、聖光、源智、善恵（西山派）、親鸞（真宗）、一遍（時宗）、然阿の各伝記を立ててゐる。また「本朝五祖」として、行基、空也、惠心、永觀、法然の略伝ものせ、元祖門弟のうち、私流義を立て、「伝法威儀、悉背^ニ元祖之作法^ニ」いた各流義にも言及するなど、下巻は浄土宗史の性格をあわせもつてゐる。

江戸時代に入ると、延宝三年に性澈高泉が『扶桑禪林僧宝伝』を、延宝六年に師蟹が『延宝伝燈錄』を、貞享三年に性澈高泉が『統扶桑禪林僧宝伝』をそれぞれ著わし、禪僧伝が完成の域に達した。性澈高泉は貞享四年に禪教二門の『東國高僧伝』を撰し、義澄が律僧伝の

『招提千歳伝記』を撰して、僧伝編纂は陸續と世にでた。

『東國高僧伝』は、日本の高僧を中国へ紹介する目的で、中国僧の性澈高泉が道昭から天海まで三三六人の僧伝を撰集し、叢覽に供された。動機は、「吾国僧風撲略、自^ニ大法東被^ニ以来、七百有余載、未

有^ニ僧史^ニ、膺^ニ元應皇帝撫運之日^ニ、慧山虎闖國師、撰^ニ元亨釈書三十

卷^ニ、此乃釈門史伝之權輿也、自^ニ是三百又余霜、而嗣音者復寡、可^レ不謂^ニ闕典歟、」とあるように、『元亨釈書』の後の僧伝を増補することであつた。収録の高僧は禪教二門にわたるといえども、『元亨釈書』からの転載が多く、禪宗の僧伝を重視する立場をとつてゐる。

浄土宗に関しては、源空、証空（西山）、弁長、良忠、証賢、隆堯、聖問、顯意（西山）、円空（西山）、聖聰の一〇伝を立てる。源空伝のみであつた『元亨釈書』と比べると、はるかに数的には増えているものの、開宗以来の列祖少なからぬことを思うと、なお不十分な感じがする。

元禄十五年に師蟹が、一六六二人もの高僧の伝記を収録し、かつ中國の高僧伝にならひつつも、独自の分科を設ける、最も完備した高僧伝の『本朝高僧伝』を撰述した。その序に「爰欽明御^レ籤一千二百余載、間有^ニ三述者^ニ、而非^ニ通伝^ニ、元亨年中、東福虎闖和尚著^ニ釈書三十卷^ニ、僧員不^レ盈^ニ五百^ニ、漏^レ網尚多、余嘗志^ニ千茲^ニ、一都辺陲、遙^ニ皇周流、冒^レ嶮拏^レ包、搜訪者特尚、隻字片言、無^レ不^レ收拾之^ニ、禪錄教策、王庫之史、公府之乘、釈志神書、以至^ニ雜記碑說^ニ、蟲簡零篇、積壠如^ニ岡^ニ」と述べるように、史料を博搜して『元亨釈書』をしのぐ高僧伝を編纂した。「希世之珍燁爛溢^レ美、実扶桑僧宝之瓊奇也」と自讃してはばからぬほどの大著である。師蟹は、さきに性澈高泉の

『東国高僧伝』の誤謬を指摘した『弔誤』を著述しているから、本格的な史伝の完成を意識したと思われる。

ところで、『本朝高僧伝』には、浄土宗の関係者として、源空、隆寛、信空、弁長、幸西、長西、証空、湛空、隆信、証入、証仏、寛海、見性、証慧、覚心、満願、良忠、顯意、道光、良曉、証賢、澄円、聖閻、聖聰、隆堯、真阿、祐崇、聖觀、玉翁、源智、信寂、禪勝、蓮生の各伝があり、西山派ならびに宗祖門下の弟子をふくめ、三三人におよぶ。全体に占める割合は極少であるが、鎌倉新仏教のうち、真宗と日蓮宗の関係者に紙数をさいていないと、師蟹の浄土宗に対する評価をうかがうに足る。

さて、『本朝高僧伝』が編纂された翌々年の宝永元年に『淨土鎮流祖伝』が宣誓心阿によつて著わされたのである。編纂の準備期間、著述から上梓までの期間を考慮すると、後者が前者の影響をうけたかどうか、断定はできない。師蟹の『本朝高僧伝』の向うを張ったような『淨土本朝高僧伝』なる書名は、正徳三年に序文を書いた珂然の付けるところでは、著者の心阿が付けた書名は『淨土鎮流祖伝』であり、自身の序文によると、『本朝高僧伝』を意識しているふしは見受けられない。

『淨土鎮流祖伝』編纂の動機を、心阿の書く序文から推測してみよう。元禄十年正月十八日、宗祖に円光大師の勅諡があつた。この慶事に感激した知恩院の白誓秀道が『円光大師略伝』を著わし、大師の化義を光揚した。しかし心阿の思うには、「自大師之出振而降歴代之祖師、堅伝襲横贊翊、其宗勲幾多、儻有^二伝語^一耀^二道蹟^一者、返^二照數

百歲^一、応^二如^三今日^一矣」と、大師号の勅許という一宗の慶事に際し、宗祖のみならず、一宗の發展に努めてきた列祖の功績を明らかにすることに力点を置いたのである。

鎮西十祖、円光大師門資十傑、聖光上人門資、記主禪師門資などを別撰して、配列法に独自の工夫をこらし、付録に宗名志、本山志、檀林志、九部志、二続志の、いわゆる「志」をつけて、宗史の体裁をもとつてゐる。大師号の勅許の榮に浴するに至つた教団の發展過程を、それを支えた列祖・高徳僧を中心として、歴史的に回顧し、将来の発展に資しようとしたのである。

ところで、『淨土鎮流祖伝』が編纂された翌年の宝永二年に、松誓嚴のが『淨土列祖伝』を著わしているのである。両書の関連性はこれまた不明であるが、その著述期間はほとんど重複しているとみて間違いない。『淨土列祖伝』撰述の動機は、その序に「吾宗僧風撲略、自宗義開出四百余載、未見^三繼祖之史^一、持闇^二絵詞傳^一而已、烏兔押遷而嗣音復寡、不可^レ謂^二國典^一与^一」とあり、開宗後四百年の宗史なきをうれいてのことである。この文章は『東国高僧伝』の序文を模倣しているから、松誓嚴のは、性激高泉が『元亨釈書』の後の僧伝を増補する目的で『東国高僧伝』を編纂したのに影響をうけて、宗祖以降の列祖の伝記を総集したものと考えられる。

ともあれ宝永元年、二年に、浄土宗単独の高僧伝が相ついで撰述されたことは、宗勢ようやく隆盛をとげ、はじめて歴史的回顧の時に到達したことを意味している。

浄土宗列祖伝類を取り扱うについては多くの問題があり、どこまでがそれに類するものなのか、などについても検討がなされなければならない。例えば法然上人を列祖の中に入れるかどうかという問題があり、もし入れるとすれば、法然上人の個々の伝記が多く存在していて、これらの検討もなされなければならないであろう。以下の祖師についても同様であり、そこには個人的な伝記や多数の僧伝を扱ったものなど多種多様である。これらの分析もなされなければならないが、本章でとりあげるのは、浄土宗の列祖の伝記を総合的にまとめあげた『淨土鎮流祖伝』を中心にして数種の僧伝の比較検討を行ない、諸伝記の編集意図を探り、またこれらの伝記を通してみた当時の仏教界を展望するところにある。

浄土宗列祖を総合的に取り扱った伝記の輩出するのは主に江戸中期ごろからである。本章でとりあげようとする諸伝記もすべてこの期に編集されたものである。江戸初期の仏教界はあらゆる面で形骸化し沈滞していた。しかし中期になると一変して各宗派の間に仏教復興の気運が昂まり、高僧が輩出し、宗門意識も次第に昂められてきた。そういう意識は自宗の祖師たちへの敬慕の念となり教義的なものをまとめる一方、本格的な伝記をまとめた願望も昂まっていた。

このような時代背景のもとに編集されたのが『縞白往生伝』三巻である。そこでは、『淨土鎮流祖伝』が世に出る前にまとめられていた浄土宗列祖伝をみるとより比較の材に資すこととしよう。『縞白

往生伝』は元禄元年（一六八八）に京都壬生安養庵の了智が編集したもので、その序文によれば、平安鎌倉期には多くの往生伝が編纂されて以来、その後久しく往生伝が編まれていないのを嘆き、町や村に自ら出かけては道俗男女に尋問し、その後の往生者の伝記を編集した、というものである。したがって最も古いものでも上巻最初の立信伝で、一二八四年没のものである。本伝には僧衆四十九人、尼衆十人、信士十五人、信女十一人で、すなわち「縞」（出家者）五十九、「白」（在家者）二十六人、総計八十五人の往生伝を掲載している。

本書にとりあげられる往生者の中には時宗開祖の一通をはじめ、天台真盛宗開祖の真盛や同宗の盛能・盛全等、あるいは明空など日蓮宗の僧、また真宗や律宗に至るまで各宗の往生伝を取り扱っていて、浄土宗僧のみには限っていない。本書ではさらに尼衆や在家往生者の伝記までとりあげている点で、宗派や人物に拘泥せず、真に往生者としてふさわしい人々の伝記を編集する広い立場が窺える。本書撰述の意図については、序文に、微功ながらも往生者の伝記を編集したその功に報いて、往生者は自分を含め、同行のものを共々に引導されんことを願うのみで、本書を撰述した意図はそれ以外に何もない。念佛により往生した往生者は、煩惱悪業の怨敵を滅し、浄土菩提の国土を治すものであり、そのような往生者の為した功を往生伝としてここに記すことにより、往生者は同行者を引導されんことを願う、というものである。

時代背景を経て、総合的な僧伝である『本朝高僧伝』が元禄十五年（一七〇二）に成立し、その二年後に『浄土鎮流祖伝』が成立する。『浄土鎮流祖伝』八巻は、宝永元年（一七〇四）に江州湖北松江の称名蘭若に住する宣誓心阿によつて撰述された、いわゆる聖光系淨土宗列祖の伝記を集大成した最初の伝記である。編者心阿については生没はじめ全く不明である。本書では、聖光系淨土宗徒以外の僧伝は全く廃除されていて、しかも出家僧に限定され、心を淨土にかけて阿弥陀仏の救濟を期し、淨土信仰をもちつづけて念佛に生きた人々を広くとりあげた『緒白往生伝』とは全く趣きを異にしている。もちろん両書には往生伝であるか否か、など編集上的方法や取り扱い方が異なるため、一談にこれを同じレベルで比較することは出来ないが、編集者の態度としては明確に意識の相異がみられる。

本書八巻には一九四人の僧伝を記し、名をあげる程度の僧八四人を加えると総計二七八人の淨土宗列祖の伝記を掲載している。人物については善導大師はじめ、法然上人から本書の編集された時期の僧までに及んでいる。しかし序文が宝永元年に書かれ、成立もこの年と思われるのに、たとえば第八巻の知恩寺円岡伝中に宝永三年の事項、統いて翌年の事項を記載しており、後に心阿自身あるいは他人によつて付加されたと思われるものもある。心阿は江州の僧であるが、本書の人選にあたっては、閔東増上寺の歴代は欠けることなく第三十一代まで記載しているのに京都知恩院の歴代は十二人にすぎない。これは十八檀林など閔東の当時の勢力に依るものと思われる。

『浄土鎮流祖伝』が出版される二年前の元禄十五年（一七〇二）に

師蟹が『本朝高僧伝』七十五巻という龐大な総合的僧伝を撰述している。また師蟹はその前には禪僧一千有余の伝記を収めた『延宝伝灯錄』を完成させている。『浄土鎮流祖伝』の編者心阿は、これらの伝記の出版されたことは知っていたであろうし、両伝に大いに啓発されて僧伝を編集したのではないだろうか。しかし『本朝高僧伝』に見られ僧名と一致する僧の伝記はかなり記述の仕方が異なっているし、記述内容も必ずしも『浄土鎮流祖伝』は『本朝高僧伝』などを受けるものではない。また『本朝高僧伝』にみられる法本、淨慧、淨禪、感進、淨律、檀興、淨忍、遠遊、読誦、願雜という十科の分類によって僧伝をまとめる方法を踏襲しているのでもない。『浄土鎮流祖』では鎮西十祖とか法然上人門下十傑とか、十の数を受けるところはあるが、編年体でまとめられていて編集の方法も異なる。ただ『本朝高僧伝』には著名な僧伝のあとに「贊曰」としてその人物についての感想を付記しているが、この点は『浄土鎮流祖伝』でも「述曰」として作者自身の意見が添記してあり類似性を思わせる。このように『浄土鎮流祖伝』は『本朝高僧伝』とは異なった独自の編集方法によって淨土宗聖光系の列祖伝をまとめあげたことが知られる。特に淨土宗という宗派意識は師蟹の『延宝伝灯錄』による影響であろう。

以上のようにまとめられた『浄土鎮流祖伝』以後の淨土列祖伝をながめて、後世の影響を略述してみよう。『浄土鎮流祖伝』成立の翌年の宝永二年（一七〇五）に編集された『淨土列祖伝』五巻は、摂州生玉蘭若の嚴的という僧によつて完成された淨土宗列祖伝である。本書の構成は、まず淨土宗四本山の大谷寺（知恩院）・黒谷光明寺・知恩

寺・淨華院について述べ、師資相承についても触れている。統いて本伝に入り、第一巻では元祖法然上人をはじめ十僧の伝記を述べ、第二巻では音誉聖觀から良栄まで二十人の僧伝を記し、第三巻では西山派祖証空はじめ十七人の伝記を載せ、第四巻では安譽虎角をはじめ二十四僧の伝記を示し、最終第五巻では智演はじめ十人の僧伝を述べ、総計八十一人の僧伝に触れている。本書の序文によれば、仏教は印度中國日本と伝承されてきたが、その群類を化導する法は、法自ら弘通するものではなく、人によって弘まるものである。それが僧宝といわれる所以であり、聖淨二門には道を伝える諸師が多く輩出している。ところが、撰州生玉蘭若に住して十数年、古来より淨土宗諸師の祖系のないことを嘆き、折々に記したのが本書である、と述べている。この記述よりすれば、前年成立の『淨土鎮流祖伝』については知らなかつたようである。それはほとんど同時期に各地で淨土列祖伝が編集されたからであり、これもまた師蠻の『延寶伝灯録』や『本朝高僧伝』等の影響に依るものである。

最後に『新撰往生伝』八巻は寛政五年（一七九三）に鴻巣勝願寺の了吟によつて撰述されたものである。序文によれば、以前には慶滋保胤や宝地房証真など六家により十一巻の往生伝が編集されている。そこには他力但信の往生者も取り上げられていないわけではないが、多くは上智上根の往生者である。しかし愚賢を問わず三心具足の念仏を説いた法然上人の念仏による往生者も多く輩出している。そこでわが剃度の師浪華大福寺住職の漸誉上人は、淨業の暇に耳に聞き目撃したものを集め往生伝を完成させたのが本書である、とある。第一巻か

ら第三巻までは、全く『淨土鎮流祖伝』の人選に従つており、記述の内容も全く踏襲している。第四巻から第七巻までは全く編者の新撰であつて、広く四衆のほか善男善女の往生伝を集めている。第八巻は付録となつていて、と述べている。本書は『淨土宗全書』第十七巻にも収められているが、ここには第五巻途中まで収録されていて、以後は廃除されている。しかし仏教大学や大正大学に現存する和本は序文の通り八巻であり、尼衆や在家往生者、さらには童男童女の記述さえみられる。『淨土宗全書』本では、第五巻の尼衆十二人の往生伝が廃除され、第六巻以後の在家往生人の伝記は全く除外されていて、男性出家者のみを取り扱つてることが知られる。実に第六巻では善男往生類として全国各地の男性在家者四十三人の往生伝が記され、ついで七人の童男往生類が記載されている。第七巻には善女往生類として女性在家者二十九人と童女三人の往生伝が記述されている。第八巻は付録であり、絵図入りで往生の瑞を述べたり歌を付したりしている。前述の『續白往生伝』も『續淨土宗全書』に収められ、男女在家者の往生伝がそのまま編集されているのであるから、この度の『淨土宗全書』の再版に際しては一考する必要があつたのではないかと思う。

以上のように数点の淨土宗列祖に関する伝記をみてくると、いづれもその成立が江戸中期のものであり、この時期はこういう列祖伝をまとめるブームの時期であった。江戸初期はあらゆる面で仏教は沈滞していた。しかし中期になると仏教復興の気運が各宗派に高まり、沈滞していた仏教を興隆させ、また一方では宗派意識も次第に昂められ、既述の淨土宗列祖伝類もこのような意識のもとに編集されたものであ

る。そして各伝記の序文などによつてみると、いづれも僧伝を編集することによって自己の信仰の道標とせんとする意識がみられる。したがつて記述の内容には必ずしも史実に忠実でないものもある。しかしそのようなことはもはやあまり問題にされず、いかに淨土念仏信仰に生きたかという点を記述することにより、その僧の行蹟を讃歎し、かく自己もありたいと願う気持、あるいは報恩の気持から編集されていことが知られるのである。と同時に愛宗護法の精神がようやく昂まつてきた当時の佛教界で、特に自宗の伝法者の伝記をまとめておくことが課せられた責務として認識され、将来への展望と相俟つて強く自覚されてきたのである。

〔三〕

近世佛教は一般に形式的であり、幕府の本末制や寺檀制などの宗教統制策によつて教団体制も固定し、布教の姿勢にしても、宗教の本来的立場に忠実であることよりも先に、封建支配体制や世俗倫理に迎合した方向で行なわれたと言われている。またおよそ僧侶と言えば、寺請や宗門改を実施することによつて支配権力に奉仕し、民衆に対しても個人の精神的救済に応えるよりもむしろ現世の攘災招福を目的とした祈禱を修する事や、葬式年忌法要を司ることを果たしうる主な社会的機能としていたのが実情であったとさえ批判されている。

しかし近世の佛教界にこうした否定的な傾向が見られる反面、諸宗の教学は大いに伸展し、また、出版技術の発達とあいまって宗籍仏典の刊行事業が盛んに行なわれるといった、一応歓迎すべき一面をも示

した。近世の教学の著しい伸展は、幕府の宗教政策の一環として学問が奨励され、各宗は挙つて学林檀林を設置して教学宗史の研鑽に努め、結果として多数の学僧を輩出したためである。更に寺檀制度は、佛教を形骸化させる一因となつたが、その制度の確立と固定化に伴つて、佛教と民衆との関わりを自と密なものなし、佛教が民衆の生活に定着することとなり、各宗ともその信者数は飛躍的に増大した。

しかし教学の発展と信者の著しき増大が、直ちに佛教の純粹なる繁榮に繋るとは限らず、鎌倉新佛教の誕生に随喜し渴仰した中世人の抱いた、あの確かな「信」が、近世人一般の信仰に介在していたかは、些か疑問であることは言うまでもない。中世人の現世への認識が「憂世」という語に象徴的に表現される如く、彼らは苦渋に満ちた現実世界に沈没しながら、憂世と対照的に示される極楽への往生に、ひたすら自らの安心立命を求めた。しかし封建体制の確立によつて人々は身分的には拘束されはいたが、それでも一応の安定した秩序が社会にもたらされた近世に至つてこの現世への認識は変容する。すなわち元禄期の西鶴らの文学に現われる「浮世」なる現世觀が主流となるのである。「浮世」という快楽主義的ないし実利的精神を基調とする社会において、中世人の抱き得た厭離穢土觀や自己の罪業觀が希薄なものとなるのは当然である。はたして近世人は、後世の往生による精神的救済を求めるよりも、現実の物質的利益を希求して神仏を祈り、いきおい現世利益の靈験あらたかな社寺が人々の信仰を得て繁栄する。

そして僧侶も民衆の現世への要求に応じて盛んに加持祈禱を修したため、いよいよ純粹なる信仰意識の退潮が再生産され、淨土教の基調た

る劣機の自覚と弥陀本願への絶対帰依の意識が、一般的傾向として後退するといった悪循環を生んだ。

それでは実際近世の念佛者は如何なる動向を示したのであらうか。

『閑通和尚行業記』はそれを次の如く伝えている。

祖師ねもろに厭欣を教へたまふ。しかるに近世。この仏祖の本位をかへりみず。もろもろの現世のことを勧示し。無知の男女をして。ただ厭離の誠心を失はしむるのみならず。さらに五欲の境界において。染執をまさしむ。(中略)世人はかりなき。来世の苦患を。遁んことを願はずして。かなはざる今世の福樂を祈りもとめ。往生極樂の教を聞てはものうく。此世のつとめをなすには力をつくす。^①

念佛信仰の基調は現実社会を穢土として否定し、ひたすら往生極樂を欣求することにある。しかし近世の民衆は、すでに厭欣の觀念も薄ずく、彼らは、

現世の果はみな宿因にむくひ。貧富寿夭先業の逐ところなるを識らず、徒らに現世得樂を希求したのである。また

世の中愚にして未来の大苦をおそれず。但現世の少事を求めたどひ名号を唱るも或は名聞利養の為にし。或攘災招福の為にし又或淺智をもて本願念佛の了義を疑議して。往生の信一決せず。^②

とある如く、念佛を名聞利養の為に用ひ、あるいは名号を攘災招福の呪文の如く認識し、「後世を恐るる心」なく、「往生の信」さえ定まらぬ状態であった。僧侶自ら極樂淨土を欣求することを教示せず、専ら「もろもろの現世のことを勧示」していたのである。中には中世の

一念義の如く

一念十念までも往生の業成弁すれば。励みて多く唱ふことなかれ。^③

と説く者、あるいは

涼風漸く扇いて。安心をひがざまに会得して。如來の正戒を輕しめ。甚しくは罪惡をおそれず。戒などうけ持つは大悲の本願を疑ふなりと。背宗の邪徒に同じるものあり。^④

と語られる如く、弥陀本願を曲解し、ことさら罪惡を恐れぬ念佛者も未だ存在し、『閑通和尚行業記』によれば「ゆゆしき邪説」・「背宗の徒」が我宗の内外に存在していた。淨土宗の僧俗の全てがこの有様であつたとは言えないまでも、「人人動於易行、違宗祖之本懷」不少矣^⑤と、「忍激和尚行業記」の後序にも述べられる如く、少なからずこうした背宗の徒的 existence が見うけられたのである。また『忍激和尚行業記』には

澧季衆生。出離要法。唯在念佛一門耳。然時世沿襲。浸以成レ俗或諷詠嘉号^⑥。如俳歌妓謡^⑦。或訛^⑧略六字。招爾支分過^⑨。

とあり、開宗以来の長い時代の経過に、専修念佛精神も世の弊風に浸損され卑俗に流れ、弥陀名号を俳歌妓謡の如く心える者も存在した。

我が宗は將軍家の菩提宗として教界的にも大勢力を有し、また諸公の帰依により、寺院も各地に数多く建立され、近世において著しい發展を見たが、そうした淨土宗の世俗的物質的繁榮の隠で、宗祖の教説の本来的精神や姿勢は、ともすれば見失なわれがちであった。

この淨土宗の僧俗の頽廃の風潮に対し、心より憤り、危機感を抱

いた人々がいる。忍澂は

須_ニ邇_ニ淳源_ニ能暢_ニ窮理_ニ、發_ニ揮祖業_ニ、洗時弊_ニ

として祖風を慕い、「專因_ニ円戒_ニ立_ニ正規_ニ」て自律自戒の清厳なる念弘行に精進し続けた。また閑通は「元亨_ニ狀書_ニ披閱_ニ」することによつて宗祖の生涯を知り、その法流の「恩波に浴すること」に大いに感激すると共に、「かへりて清ながれを濁さば。何ぞ獅子身中の虫に異ならん⁽⁸⁾」と述べて、放逸なる自己と宗内僧侶の現状を反省した。更に現世利益を追求して厭穢欣淨の観念を忘れがちな宗内に対し、

およそ師は上王公より。下黎元にいたるまで。唯厭穢欣淨の一事のみをもて接せらる。かつて攘災招福の事にわたらざるを。意楽とせられける。⁽⁹⁾

と語られる如く、現世を厭いて戒律を尊守し、名利を離れて、一宗の肅清と宗風の宣揚を画り、「數千万人を勸化し、日課念仏せしめん」と自誓發願した。そして僧尼の弟子を度するごとに、「五戒八戒および円頓菩薩の大戒を授与_ニ」した。この忍澂閑通両師は所謂捨世派の人々に多くの影響をもたらした高僧である。

捨世派の人々が淨土宗信仰の革新を志した契機は、右の如く、まさしく一宗頽廢に危機を強く感じたことであった。そして捨世興律主義が興隆し、祖風復興運動の活発化するのと時を同じくして、義山も現実の宗教界と宗祖の教説を照し見ていた。彼は

元祖滅後詭_ニ許_ニ也說百端混_ニ同真偽_ニ壅塞我道_ニ

と述べて、宗学研鑽の深化と共に、「歷_ニ年遠曲僻益熾世」なることに憤り、

弁_ニ論邪正_ニ專斥_ニ偽妄_ニ盛陳_ニ正義_ニ發_ニ揮宗教_ニ
と語る如く、宗祖の教えを正しく近世に伝え、もって眞の宗教とはいかかるかを世に提示せんことを志した。そのため宗籍の校訂出版を企て、俗の宗学研鑽に資することを願つた。中でも最も心血を注いだのは、『圓光大師行狀翼贊』であり、それは、人々に法然上人の全伝を提供することによつて、

值_ニ遇吉水大師於今日_ニ、而不_レ誤_ニ本願正意于當來_ニ

と語られる如く、本願の正意を正しく時代に伝えることを目的としていた。この『翼贊』が刊行されたのは、宗祖五百年遠忌を前にして、東山天皇より諡号を賜つた元禄十年の六年後、すなわち元禄十六年のことであり、いやが上にも宗祖の昔を追慕する意識の高揚される時期でもあつた。遠忌の奉修への意欲が彼の復古精神を喚起し、現実の宗教界の頽廢が一層彼の情熱を搔立てたと言えよう。また義山は、

踏_ニ元祖大輒正統_ニ者鎮西一流耳

と述べる如く、鎮西流こそ元祖の正統を伝える唯一のものとする立場から、種々の宗籍の出版事業に邁進していたのである。そして『翼贊』の刊行の一年後に『淨土鎮流祖伝』が脱稿する。

『淨土鎮流祖伝』の序には

名_ニ曰_ニ淨土鎮流祖伝_ニ、蓋崇_ニ重運家之正流_ニ之謂也（中略）祖風熾起一切衆生悉生_ニ安養_ニ

とある。したがつて『淨土鎮流祖伝』もまた義山と全く同じ立場に立脚しているのである。すなわち編者心阿も、同じく序にある如く、円光大師謚号下賜を契機として宗祖欣慕と懷古の念を促され、「祖風熾

起一切衆生悉生「安養」せんことを願つたのである。また「蓮家之正流」を自認にする意識から、善導大師を含めた円光大師聖光上人以下十人を鎮西十祖としてその伝を記載し、円光大師門資十傑および聖光記主寂惠定門資の伝をそれぞれ卷一から卷三を費して記している。そして第四卷以降に我が宗の諸大寺の開山や住持、徳川家との関係を密にし、近世浄土宗の発展の基礎を築いた高僧および少數ながら無名に近い清僧の伝歴を伝えている。

宗祖の教学の basic 理念である弥陀本願への絶対的信や厭穢欣淨等の信仰理念の希薄化が社会に一般化している中で、誠實に信仰に生き、祖風の復興を願う限り、たとえ宗門が世俗的に繁栄しようとも、頽廃した現状に危機意識を持つに至るのは必然である。それ故昔日の篤信の僧の行業を時代に顯揚することは、人々に信を勧め行を励ます上で、大きな意義があった。心阿はそのため諸師の伝歴を世に紹介したのである。『淨土鎮流祖伝』の内容を見るに、捨世の称念については

性厭^ニ世榮^ニ、雲霄之後消^ニ足避隱之場^{トニ}一宇^ニ、今之一心院是也、肯制^ニ永式^ニ、結^ニ道友^ニ、恢起^ニ祖風^ニ、鼓舞專修之道^ニ、千今謂^ニ捨世^ニ者大率為^ニ準規^⑩。

と述べて、世榮を厭うて宗門の革新をめざした称念の永式が捨世派の準規となり、祖風を再起したとしており、また相州小田原円誉上人にについては

述曰……円公何必託^ニ山境^ニ乎、曰世賢^ニ澧季^ニ雖^ニ蘭若動混^ニ世事^ニ故、円公借^ニ山谷^ニ、斐^ニ胸中之荊棘^ニ、是亦縉中進修之手也^⑪、と述べ、山居して「毎夜念佛回^ニ礼闈境之靈正」し、「一七日断^ニ水

穀^ニ而祈^ニ往生之驗瑞^ニ」した上人の德行を讃えている。また齋山上人についても

痛切庸縉之浮誇^ニ（中略）俗曰「板久鐘^ニ恒掛^ニ胸問^ニ」念佛市廓山野^ニ、恰如^ニ空也上人遊化^⑫……

と語り、世事に流れる浄土宗僧侶に警句を垂れ、その行状が空也上人の如くであると語っている。また無学文盲の人足であつた单清法師については、落盤事故に際して弥陀に祈念して以後の彼の行状について

雍染拋^ニ棄世事^ニ、四威儀只念佛無^レ拘^ニ余縁^ニ、道意日熟不^レ撰^ニ施食長髮垢衣不^レ厭^ニ長爪亂髮^ニ、人咸貴^ニ其朴素^ニ、每^ニ勵声念佛低^レ頭時^ニ亂懸双肩^ニ而始成^ニ光勢^ニ、後炳耀其光明迨^ニ庭宇^ニ以為^レ常、州民甚駭嘆^⑬。

と伝え、檀林の形骸化した教学偏重の学解主義に對して、信心為本の單清上人の行業の貴さを示すことも忘れない。また小倉光恩寺信誉上人についても

泥視臘縉之繞^ニ纏於世縁^ニ、遠離^ニ浮雲之榮耀^ニ。

と記され、信誉上人が、榮耀を求めて世縁におもねり頽廃する僧侶社會を泥視して、名利を厭うたことを伝えている。

以上の清僧の伝歴は、必ずしも世に対する警鐘を意識して記されてゐるのではなく、諸上人の往生行に関する事實を單に述べているにすぎない。しかし現世への執着の強い近世社会において、これらの上人の行業がいかに輝々としていたかを忘れてはならない。更に聞証上人についてもこう記している。

性好^ニ清隱^ニ聿棄^ニ板頭位^ニ混^ニ迹於世^ニ萍漂而不^レ泄^ニ露智機^⑭。

また『聞証和尚行状記』には

師道業清高深崇^レ私制^レ常嘆^レ律學之頽風^レ每視^レ沙門違^レ正業則無^レ
不^レ慨然大息^レ乃告^レ徒曰當^レ三末法^レ世間^レ戒學^レ夫三衣一鉢者增^レ長善^レ
法^レ之具也衣鉢於^レ此丘^レ也如鳥兩翼^レ若不能受持^レ者非^レ釈子兒^レ
也^⑯

と伝えている。そして心阿の聞証上人への讃辞は次の如くである。

可^レ謂近世之英產也

〔四〕

本節では浄土宗における相承問題について論じてみたいと思う。まず相承説の形成を法然の相承觀より考えてみる。

浄土宗の相承には、いわゆる宗脈と戒脈の二つの血脉があり、本宗の僧侶たるものは、これらを伝宗伝戒しなければならないことになっている。しかし法然には、三国相伝の血脉譜というものは本来なかつたようである。それは文治六年法然が東大寺において講ぜられた『阿弥陀經疏』の終りに

粵於^レ三善導所立往生淨土之宗^レ雖^レ有^レ三經論^レ鑽仰之無^レ人^レ雖^レ有^レ

二

疏書^レ習學之無^レ倫^レ是以疎^レ相承血脈法^レ乏^レ三面授口訣義^レ一

と、浄土宗には血脉譜や面授口訣の相承のなかつたことが述べられていることから明らかである。また『一枚起請文』に

このほかにおくふかき事を存ぜば、二尊のあはれみにはつれ、本願にもれ候へし

とあることから、法然上人には秘密主義的な相伝はなかつたと考えら

れる。しかし聖道諸宗側からの専修念佛者たちに対するはげしい迫害やきびしい論難が加えられ、とくに『興福寺奏狀』第一において、法然が中国の高僧から浄土の法門を相承することもなく、また勅許を得ることもなく浄土宗を立てたことをはげしく論難している。また同様の非難が延暦寺から朝廷に奉つた奏狀『停止一向專修記』にもあらわれているように、これら二つの奏狀の論難の重要な原因の一つが相承の問題であった。このような批難に対して法然やその門下がどのように対処したかが問題となつてくる。

つぎに法然の相承説であるが、これら聖道諸宗の批難に対して、浄土宗にも相承のあることを法然は『選択集』第一章において明らかにしている。すなわち

如^レ聖道家血脉^レ、淨土宗亦有^レ血脉^レ、但於^レ淨土一宗^レ、諸家亦不^レ同^レ、所謂廬山慧遠法師、慈愍^レ三藏、道綽^レ善導等是也、今且依^レ道綽^レ善導之一家^レ、論^レ師資相承血脉^レ者、此亦菩提流支^レ三藏、慧寵^レ法師、道場法師、曇鸞^レ法師、大海禪師、法上法師、^{已上出^レ}安樂集^レ一者菩提流支^レ三藏、曇鸞^レ法師、道綽^レ禪師、懷感^レ法師、少康法師^{已上出^レ唐宗伝^レ}と述べている。これによると中国の浄土教に三流あって、特に道綽善導流に二流あるとしている。一つは道綽の『安樂集』卷下に掲げられる「六大德相承説」であり、もう一つは『唐高僧伝』と『宋高僧伝』とによって立てた相承説である。ただしここで注意しなければならないことは、『選択集』十八のこの相承を記す終りに「已上出^レ唐宋伝^レ」

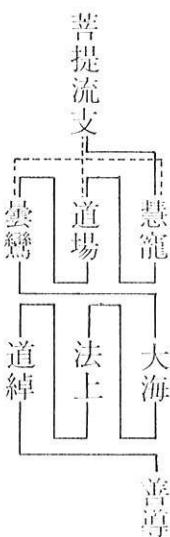
とあるが、これは唐宋兩伝にこのような系譜がそのまま出ているものでなく、いわば法然が兩高僧伝より浄土宗の祖師となるべき人物をピ

ックアップして立てたものである。法然としてはこの二つの相承説のうち、自らが立てた菩提流支以下曇鸞・道綽・善導と相続する後説を重視しているようである。それはとくに曇鸞以下の五祖を「淨土五祖」と称し、別に『類聚淨土五祖伝』を著していることからも明らかであろう。

以上法然の相承觀と相承説より淨土宗における相承説の成立とその特徴を把握することができたので、その展開を『淨土鎮流祖伝』を中心における祖師のとりあげかたを通してみてゆきたい。

『淨土鎮流祖伝』卷第一には鎮西十祖と題し、初祖善導と二祖法然の伝を収めているが、その前文に淨土三國伝灯相承者として、付法二十四祖のうちよりインドの馬鳴・龍樹・天親をはじめ、中国の菩提流支以下道綽まで十祖の譜脈と略伝を記して、鎮四十祖伝への導入的役割を演じているので、それらを検討してみることにしよう。

まずインドにおける淨土祖師として、馬鳴・龍樹・天親の三師をあげている。次に中国の淨土祖師とその系譜として、菩提流支——慧寵——道場——曇鸞と、菩提流支——曇鸞と相承して慧寵・道場・曇鸞を同時に鼓舞したとするもので、曇鸞以降は大海——法上——道綽——善導と相伝している。いまこれを図示すると



となる。また『淨土鎮流祖伝』には

綽公面見鸞大士於七寶船中決真宗三分聖淨一燭門風遂付淨業
大師

となる。この文章を仮に道綽が曇鸞より相承を受けたと解するならば、

晏鸞——道綽——善導（淨業）となる。この二説のうち前説は『選択集』第一に道綽・善導の一家に二流ありとする『安樂集』に出るいわゆる「六大德相承説」であり、後者は「淨土五祖」のうち曇鸞・道綽・善導の三師で、懷感や少康の名は見えない。このようにみてくると『淨土鎮流祖伝』の著者心阿は、法然が重視したと考えられる「淨土五祖」説よりも「六大德相承説」に重きをおいている。それは心阿が「淨土五祖」説のようになに法然自らが、唐宋両伝より人選した血脉ではなく、「安樂集」という確かな典拠をもつ「六大德相承説」をとることによって、それなくとも問題を含む相承説に少しでも確実な説をとつたのではないだろうか。

次に鎮西十祖についてであるが、『淨土鎮流祖伝』卷第一には鎮西十祖と題し、初祖善導大師、二祖法然上人の伝を収めていることは先に述べたところである。卷第二には三祖聖光・四祖記主・五祖寂慧・六祖定慧・七祖蓮勝・八祖了実・九祖聖閻・十祖西晉の七上人の伝が出ていている。

ところで本伝記は善導以下西晉を選んで鎮西十祖と称しているが、このような十祖説は何によるものであろうか。たとえば聖閻は『淨土真宗付法伝』において、三国にわたる淨土教義伝承の意を考え、六祖相承、八祖相承の二種相承を建て、また『二藏義見聞』卷第一に

方今我高祖等者從レ我先一代云父二代云祖三代云曾祖四代云ニ高祖五代云始祖ニ至我身ニ六代也從レ我以前五代五廟故有祖名也然吉水以来至ニ蓮勝上人ニ五代也愚蓮勝孫弟也故為レ顯蓮勝門人借彼言而云我高祖ニ也

とある。すなわち

法然——聖光——良忠——寂慧——蓮勝——了実——聖閻

と次第し、聖閻自身は吉水七代と称している。その後弟子の西晉を加えて日本淨土祖師となすことになっている。その他に三国の淨土祖師をかぞえて十六祖説・十三祖説・十祖説があり、又寂慧以下七上人をあげて真宗七祖を立てる説もあるが、それらは聖閻の六祖説・八祖説を基本とする。また『淨土伝灯総系譜』上には鎮西正統相繼八祖と題して、第一弁阿聖光・第二然阿良忠・第三寂慧良曉・第四良晉定恵・第五蓮勝永慶・第六成阿了実・第七了晉聖閻・第八西晉聖聰を列記している。今一度『淨土鎮流祖伝』の鎮西十祖、聖閻の吉水七代、『淨土伝灯総系譜』の八祖の系譜を並べてみると、

第一
——
十三代——法然·聖光·良忠

第二
——
一二祖——善導·法然

——
三代——聖光·良忠·寂慧

このうち現在は淨土宗制第一章教旨により第一を宗の所依としている。すると『淨土鎮流祖伝』における初祖善導・二祖法然・三祖聖光以下十祖西晉と次第相続する取りあげ方は、第一にも第二にも属しないものである。思うにこれは著者心阿が、その自序において「毎伝焼香十念撰」と語っていることからも窺えるごとく、教義上の複雑な問題を避けて深重なる報恩行として撰述したと考えられる。

鎮西十祖
初祖善導——二祖法然——三祖聖光——四祖記主——五祖寂惠——六祖定恵——七祖蓮勝——八祖了実——九祖聖閻——十祖西晉
吉水七代
一代法然——二代聖光——三代良忠——四代寂惠——五代蓮勝——六代了実——七代聖閻——（八代西晉）
鎮西正統八祖

第一聖光——第二良忠——第三寂惠——第四定恵——第五蓮勝——

言うまでもなく、伝記は過去の人物をめぐって後世に伝え記すこと

〔五〕

るに成り立つ。後世の者の手によつており、必然的にそれは、時間的に「過去」のものであり、記述的に「第三者的」である。またその伝記が作成される「意図」もあるわけであつて、当然その意図にそつて撰者（第三者の立場）が行なう抽出の方法をも問題にしなければならないことになる。『淨土鎮流祖伝』も、このような条件のもとで作成されたであらうこととは明確である。それゆえに、伝記類は、時間的に「過去」であり記述的に「第三者的」でありまた「意図的」であることは否定できないのであり、総合的には第二次的位置づけしかできないのではなかろうか。

もちろん「伝」である限り、歴史的諸状況のもとでの時間的限定を前提にしなければ成立しようがない。その前提是、単に時間的及び素材的なものだけではなくして、先にあげた諸条件がすでに含まれている。しかし、それらは表層的なものであつて、それら諸前提を成り立たせているもの、すなわち、内的なる状況、ないしは不变的な内実に対する比重のかかり方の具合が問題である。それをより意識的に抽出することも必要であろう。まさに、宗教（淨土教）に関わる人物「列祖」の取りあげの特色が、ここにあるはずである。また、そこに列祖伝類の読み方をめぐる課題も提起されるであろう。

これらの条件や性格や問題点を含むものの内から、教理的な問題を探ろうとするこの意味が問われなければならない。それは、極めて消極的ないしは二次的なことにみえるかもしれないが、宗教者の伝記の記述を貫ぬく基本的な地平に関わるものであり、その意味でこの問い合わせないがしろにできないはずである。單なる歴史的問題ではなくし

て、どこまでも宗教そのもの（淨土教）からの発出問題であるからにほかならない。そのことは、『淨土鎮流祖伝』のごとき宗教伝記類の命線である。宗教（淨土教）に立つ伝記類の内奥には、何らかの形で教理的な問題がうかがわれなければならない。淨土宗列祖伝としては、列祖伝記記述の問題をこのような角度から教理的に扱つてみようとするものである。

この伝記の撰者心阿は、前書で宝永甲申（一七〇四年）十二月三日と記している。このことから本著の成立は大体わかる。一六〇〇年の後半には江戸檀林制度が確立しており、宗侶の学問養成機関として軌道に乗っている。この時期と本伝の成立とが大体同じ時期である。したがつて檀林における学問教育養成の意識的啓蒙に呼応して、淨土宗の列祖を鼓吹するという必要もあつたと言えないであらうか。この伝記は、その点で充分な意味と意図を持っていたということにもなるわけである。

この伝記は、初祖に唐朝光明寺善導大師を置き、二祖に和朝大谷寺円光大師、三祖に鎮西善導寺聖光上人というように配列してある。普通に高祖善導、宗祖法然、二祖聖光、三祖記主という二祖三代の呼称のなかで、二祖とは高祖善導、元祖法然をさす習慣の一例である。また、ひよっとするとここにこの呼称がはじまるのではないかとも思われるが、詳しく述べる必要がある。また、いわゆる二祖三代の定判ということが教義的に言われるが、そのことはこの伝記での取りあげ方との相応においても指摘できるようにも思われる。むしろ、善導・

法然・聖光・記主へと脈打つところに、鎮西流の基軸がありその線を離れてはありえないことを檀林教育を通して植え込むと同時に、伝記に編むことによって明確に残しておこうとする態度を見ようとするのは、うがちすぎたことであろうか。しかし、そのことはもともと教義的な理由にもとづくのであるが、実は極めて対外的ないしは表層的な表出として記録されていると言える。対外的ないしは相対的な動きが主流となってしまって、教義ないし教理的な性格が希薄になってしまいう傾向を生み出している。このことは、記述として残される伝記の場合に不可避なことかも知れないが、前に問題にしたことと関するように思われる。

善導についての伝記は、「新修往生伝」などをもとにしていると思われる。善導その人の伝記のみで終るのではなくして、例えば、「慈雲欽用択英等諸侯咸曰阿弥陀仏之化身也。又在唐法照國師宋智覺禪師乃大師之應化也」と語られているように、その評価や影響の偉大なることを並べ強調している。さらにまた「安元元年奏師現円光大師之定中伝淨土之秘決」とい、「(建暦)二年三月十四日聖光上人端坐舟場聖僧現定中告曰汝如法華蓮宗之法燈」と述べることにまで及ぶ。善導の項に、このような記事が挿入してある点は、撰者の意図であろうか。

善導と法然を結ぶ線と善導と聖光を結ぶ線とが、いずれも「定中」の伝告として強調されている。善導→法然→聖光という綫の単線ではなくして、善導→法然、善導→聖光、そして、法然→聖光|という三つの線が描かれていることになる。しかも「定中」のできご

とであつて、宗教者としての「伝告」の型をみるとができる。定中の伝告ということが、不可思議にして非凡な伝承を象徴している。それは、本来的には理論的ないしは、宗教精神的な絆であるはずであるが、しかしそこには教理的な視点ないしは教理的な契機の脈絡は欠けている。つまり「定中」の「定」とは何か? という問題である。端的に言えば、「定」ということで示される点に、実践行の主軸たる教理的な奥ゆきと特異性とが含み持たれているにしても、具体的な問題としてはほとんど語られず、形式的であると言える。

法然伝の種類はいろいろあるが、この伝記ではとりわけ非凡化した描写、すなわち、凡人とは始終において異なるという面の強調がある。「禱于仏神一夕夢香削髮刀有身自爾心柔善体無惱」とあり、その出生については象徴的に引いてある。さらに十一項の徳目をあげて伝えているが、その引文資料は必ずしも確実な史実にもとづくといふよりは、聖者としての法然をたてまつりあがめ尊ぶということから的心情の表現である。すなわち聖者である法然を信仰の対象におくにふさわしい扱い方の一例である。それも、人間法然の人格からの掘り起こしではなくして、美辭に走る如き表現であり、法然諸伝の語る諸徳を羅列したといって過言ではなく、他の列祖の場合も同様である。

「一 本地高広」「二 誕生靈異」「三 諸宗通達」「四 講説靈異」「五 顯密現証」「六 伝興宗義」「七 三昧發得」「八 自身放光」「九 円戒中興」「十 龍象帰依」「十一 王臣帰敬」「十二 神祇感應」についてあげている。「六 伝興宗義」では「大師披闡証誠疏遠第三遍忽然悟仏願之深旨、立葉三金之教入變金一乘」は淨土帰

入を述べている。それ以外には具体的な要素は入っていないし述べていない。むしろ、それ以後に急速に淨土門が天下に広がったことに力点がおかれている。「七三昧發得」では、「建久九年正月別行之中証得般舟三昧……諸聖境隨意現前委典出于三昧發得記」と述べ、三昧發得の行者であり『三昧發得記』の著述者であることを伝えている。そしてまた「九円戒中興」では、法然が戒脈上では円戒正統の繼承者であり中興者であり、その面での卓抜さを伝えている。

右のように、法然の伝記の構成は、法然自身の内面から湧出する精神的土壤を伝え残そうとする描写ではなくして、ともすれば極めて俗信的な性格を表層に示しつつ語られている。したがって、そこに精神的な現象としての構築はなくして、外的な諸条件を記録的に素材としていく語り方である。ここには、一つの重大な問題があると言わねばならぬが、充分な再考を要す。

粗雑な指摘にすぎなかつたが、このようにとらえると列祖伝類の教理的な問題は、資料の相互対照のもとに、かつ、それぞれの伝記の作者と意図とを分析確認しつつ熟慮しなければならないことになる。

少なくとも、前述の点については教理的な問題とともに必要充分な条件として指摘されるべき問題があろう。少なくとも最初に述べたように、伝記であるからには諸々の要素をふまえねばならない。教理の問題はその点では二次的な域を出ないのかもしれないが、そこに逆にそういう切つてしまえない問題があるようと思えてならない。

僧伝には個人の行状を描いた單一の伝記類と、多くの祖師たちの伝記を扱った列祖伝類が存在する。『淨土鎮流祖伝』はむろん後者に属し、淨土宗の開宗より元禄にいたるまでの著名な大賢大德の伝記である。既述の如く関東の僧が多く、しかも總本山知恩院よりも總錄所増上寺を圧倒的に重視していることは、江戸繁榮期にみる増上寺を中心とする関東十八檀林の宗政面における勢力関係を計り知ることができ、当時の時代背景を示唆しているようである。

江戸時代も中期になると、宗教界にあっても諸宗ともに諸制度完備され、いわゆる安定期に入った。ところが一つの史的原則ともいべき草創期に次ぐ安定期には、局部的ではあるが、泰平ムードに同調して本来の責務から逸脱した一面もみられるようになつた。〔一〕・〔二〕・〔三〕に記されたように近世に至つて各宗とも諸伝作成され、それぞれ自宗の発展と研鑽を欲してやまなかつたのである。とくに淨土宗の場合、称念を中心とする一派によりその成立への端緒となつた「捨世派」の実践的精神は、のち江戸幕府の滅亡と運命とともにした檀林制度に基く淨土宗にあつて、関通より大日比三師へと継承され、ついには近代淨土宗をささえる大動脈とさえなりえたと言えよう。

要するに『淨土鎮流祖伝』の内容は、その信憑性はと問われれば全面的に信頼しがたいが、宗史研究家としての心阿が一宗の慶事に値する業績として成立せしめたことは意義あることである。とくに宗祖法然の地位は微妙であつて、〔四〕・〔五〕にくりかえしのべられていてようには「善導——法然」の脈絡問題は、このラインを除いては淨土宗鎮西派の成立はありえないことに、あらたなる認識を惹起せしめる

意図を含んでいるようである。昨今開宗八百年にあたり、「宗祖の時限にもどれ」の合言葉にみると、当時の心阿にしてみれば謹号拝受を機会に今一度列祖を研鑽しつつ「善導——法然」の宗義をも省りみたいとの切なる願いをこめていたように思えるのである。

〔註〕

① 浄土宗全書十八・二五二と三頁

② 浄土宗全書十八・二六四頁

③ 浄土宗全書十八・二六五頁

④ 浄土宗全書十八・二六二頁

⑤ 浄土宗全書十八・五四貞『忍激和尚行業記』後序

⑥ 浄土宗全書十八・三頁

⑦ 浄土宗全書十八・五二頁

⑧ 浄土宗全書十八・二一七頁

⑨ 浄土宗全書・二五七頁

⑩ 浄土宗全書十八・九〇頁

⑪ 浄土宗全書十七・四六〇頁

⑫ 浄土宗全書十七・四七一頁

⑬ 浄土宗全書十七・四七五頁

同右

⑭ 浄土宗全書十七・四七七頁

⑮ 浄土宗全書十七・四九三頁

⑯ 浄土宗全書十七・七四九頁

⑰ 昭和新修法然上人全集一四六頁

⑲ 大日本佛教全書・興福寺奏書第三・一〇三頁

⑳ 法然上人研究一九六一—一九七頁

㉑ 土川勸学宗学興隆会本一〇一一一頁

㉒ 続淨土宗全書十七・三〇四頁

㉓ ㉔ 浄土宗全書十二・三六三頁
本伝については、前田聰瑞師の解題（『浄土宗全書』二十一△解題▽六四五十六頁）および平祐輝「浄土宗列祖伝類に関する総合的研究——その前提として——」（『仏教論叢』第十九号所収）を参照されたい。

〔以上〕

『報恩寺小清規』について

野田秀雄

『報恩寺小清規附蓮宗盆供施食論』（萩市報恩寺所蔵）は、奥書きこそないが大日比西円寺法道の筆跡によるものといわれている。この成立と法道が西円寺住職でありながら萩市中にある報恩寺を兼住した経緯については、その真偽はともかく、『略伝集』の△法道和尚略伝▽（『淨土宗全書』十八所収）に「安政三年丙辰正月十五日寺社奉行より命あり

師をして報恩寺に住職せしめ淨土鎮西一派僧侶の不如法を正し其弊風を一洗せしむ常念寺文等和尚及門中代理三名と共に命を齋し西円寺に來り師に移転兼職を請ふ師蒲柳の弱質且衰朽老病其任に堪へざるを以て固辞す國府許さず三月七日遂に報恩寺兼住の命あり已むことを得す同九日晉山す即ち講席清規及報恩寺小清規十七条住職別規十七条知事別規七条其他日分規月分規年分規等に至るまで緻密厳重に清規を定めて寺社奉行に進達し後進の育英に奔走せり次て大津大願寺無闇和尚をして報恩寺を兼住せしむ是より先き國府師の教化徹底の行実を賞し白銀若干を賜ふと説明されている。このうち講席清規の内容は未詳であり、また報恩寺小清規十七条の呼称は多分誤りで、これはおそらく冒頭の総規十七条のことである。また表題のうち△附蓮宗盆供施食

論▽は記載されていない。『報恩寺小清規』の内容は、第一總規・第二住職別規・第三知事僧別規・第四日分規・第五月分規・第六年分規の六章からなっているが、その全文を披露するまえに簡単にその内容について紹介しておきたい。

第一總規

制法遵守・行重視・日課三万遍以上・質素儉約・三時（晨朝・日中・初夜）勤行嚴守・仏前供養心得・隨喜他善と瞋嫉他美について・出界（社交）心得・夜中外出の禁・法衣着用心得・娛樂の禁・日常会話心得・尼女出入の禁・禁酒・法会接待の節約・仲人の禁・乞食心得など、僧侶として心掛けるべき一般的な総則を述べている。

第二住職別規

三業策進・選択本願結婚・年月日分規厳修・諍論の禁・住職心得・弟子剃度の禁・寺中僧偏頗の禁・違法僧への教誡・破戒僧破門・勸説法心得・若輩無道心者説法の禁・四恩念報・寺院清掃の徹底・重病僧取扱・雨中往来心得・本殿再建などの費用調達心得・後住選出心得など、住職としての心構えを明示する。

第三知事僧別規

四恩念報・三宝物掌護・護淨の法則弁知・清掃徹底・作務一切の通知・閉門心得・建造物諸道具管理心得など、知事僧としてのあり方をのべる。

第四日分規

起床より就寝に至るまでの一日のスケジュールを明記したものである。一日三回にわけて行なわれる学業には、必ず「口称念佛」が義務づけられている。また就寝に及んでの作法は厳格である。

第五月分規

一ヶ月間の日程を記している。善導・法然・鎮西・記主・寂惠の列祖のはか、報恩寺開山玄蕃はともかく、閑通・法岸・法洲などのいわゆる大日比系僧侶の命日を重視していることが特徴である。

第六年分規

一ヶ年の諸行事を月日別に表わしたもの。第五月分規と重複する個所もあるが、ほぼこれを遠観することにより、当時萩に存在した浄土宗寺院の動向を知り得る。このうち七月の施餓鬼に関する記述はとくに詳しい。そして当時の施餓鬼会と盂蘭盆会に対する認識不足に怒り、その相違を力説するとともに、以後その混用は是非忌避せねばならぬと主張している点は注目に値するものである。

この清規を精読すると、厳格な規律・念仏の徹底・風紀肅正の三点を最大の眼目としていたことがわかる。規律に対する端厳さは大日比三師のうち戒嚴守第一とうたわれた法道のことであるから当然のことであろう。第一総規から第三知事僧別規にみる諸心得の他に、第四日

分規から第六年分規に明記された行事をみてもそのことは明白である。

そして寺僧としてこれらを厳修するには余程の覚悟が必要とされ、同時によき念佛者でなければならなかつた。すなわち「徒ラニ博学ヲ縡トシテ正業ヲ妨ル事莫レ」（総規）、「総ジテ沙門タル者ノ日課称名ハ必ス祖訓ニ順奉シテ真称三万遍已上ヲ唱ヘテ上品往生ヲ志スヘシ……

須ク心ヲ用キテ字々分明ニ称ヘテ誓約ノ定課ヲ懈怠スル事莫レ」（同）、「朝暮ノ二時ハ正定業已如法勤行可有之事」（同）、「念佛シナガラ経論祖釈各々学則ニ依順シテ或ハ研究或ハ繕写スペシ」（日分規）、「寝所ニ入り将ニ睡眠ニ就ントセハ……三度十念ヲ唱ヘテ頭北面西右脇臥ニシテ枕ニ就クベシ平臥ノ中モ未ダ眠ラザル間ハ口称怠ル事莫レ目覺タラン時ハ早晚臥シナガラ先ツ合掌十念シ畢テ拳頭スペシ」（同）などは、その具体的な表現といえる。

このような日常生活の連続は、自ら風紀肅正問題解消へと展開するものである。たとえば法衣について規定した項目には「近世宗僧旅行ノ節晴雨ヲ問ハス法衣ヲ脱シ木綿ノ婦人合羽又は披風等ノ俗服ヲ着用シテ僧トモ俗トモ紛ラハシキ風体ニテ往来シ却テ是ヲ好事ト心得タル者アリ倒見非法実ニ焉ヨリ甚シキハナシ……依テ已來ハ厳重ニ法衣ヲ着シ衣糞ヲ搭テ如法ニ往来スベシ過テモ上ミノ如キ放逸無慚ノ振舞堅ク禁止之事」（総規）とあり、かような文句をあえて付記せねばならぬこと自体、当時の風紀問題がかなり紊乱していたことを示唆するものである。すなわち安政四年三月長州藩寺社奉行から、仏教界の自肅を促がす意味で発せられたと思われる達書（写）には、次のように明記されている。

御両国諸宗之寺院、学徳之聞有之僧侶無数、宗意不研精躬行情弱候趣相聞へ、近年異国船時々往来、彼等者邪教を以愚民を誘惑せしむる儀も有之、公邊々嚴重ニ被仰出候旨有之事ニ付、當時別而

厚修學ニ心を潜め、其宗々之道を以門徒を教正し、御恩報し奉るべき時節ニ候處、法規宗則ニ違背し、本寺ハ多歎心無漸、門末者巧弁糊口、相共ニ破戒不律ニ宗祖を辱しめ、法流を汚し、終

ニ御國政を相妨、凡俗ニ劣リ候所行之者も間々有之、右ハ畢竟出

家之分を忘れ、全修學之志薄有之候、惣而僧侶之義ハ、寬裕を以

沙汰被仰付候處、凡俗ニ相混し、惡弊相募候ニ付、向後訖と取糺

被仰付候条、此旨能々相心得、御恩を感戴し、本寺々者不能申、末派之僧侶ニ至迄修學勉励せしめ、宗則を達し、門徒を化益し、異教之魔道に習染せしめざるやうに、兼而相勸可申候事、

安政四月三月

宗規ニ差障候条、篤相心得、別而当今之御時勢、一際嚴重相守候様可被相達、此段申達候、以上、

四月十六日

惣

役者印

長州萩

常念寺

防州山口

善生寺

惣門中

防州岩国

実相院

惣門中

〔知恩院書翰控〕

となり、これらの不如法の解釈には伝法問題も含まれてくるのである。

いざれにせよ宗僧の再起を促したものであり、この『報恩寺小清規』こそはその方策の具体案をもつて藩庁に問うたものである。終始一貫してなんら粉飾することなく、個々明解に記述された文面から滲出する法道の厳格さは、当時の藩庁役人でなくとも、自然に会得せざるを得ない氣迫に満ちた内容を包有しているといえる。しかし厳格一点張りの表現ばかりではない。たとえば「飲酒」に関して「酒ハ惛狂ノ毒薬ニシテ能ク放逸ノ門ヲ開ク」として飲酒を禁じているが、これを絶対的なものとしている。すなわち「附リ、病ヒニ依テ無レ拋洒剤服用等ノ事有ラバ、夜中睡時ニ及シテ他ヲ不勞シテ、独リ竊カニ服用有レ之事ハ制ノ限リニ非ス」(總規)と、その用途如何によつて飲酒を肯定するという、ユーモラスな面も見受けられる。

近來於其地未相伝之僧侶江、兩脈致伝授候趣風聞有之、如何之事ニ候哉、右様之義者有之間敷候得共、自然心得違之者有之候而者、から防長一派に与えた達書によれば、

本誌に翻刻するにあたり、正・略・異字体は正体もしくは現在使用する字体に改め、原本に朱で付された読点()はそのまま記せず、

並列点(・)とともに、筆者の判断によつてこれらを付した。なおとくに「註」を付記せねばならぬということでもないので、これは省略した。

【報恩寺小清規】

○第一 総規

- 1 内仏法僧家ノ重制等ヲ護持シ、五逆、誹謗正法、四重禁、十戒、重禁戒、七ヶ条、本寺ノ徒等、外王法國府ノ諸禁令ニ準依シ、聖德太子ノ枳氏憲法、神君ノ淨土宗、十五ヶ条、國君ノ諸寺法度御ヶ条等、些少モ違戾無レ之様ニ、堅ク可ニ相守一事、
- 2 常ニ宗門ノ經論釈ヲ視聴シ研究シテ、教以行ヲ照シ、行以教ヲ践ヘシ、徒ニ博学ヲ緯トシテ、正業ヲ妨ル事莫レ、又宗門別規ノ安心立ザル者ヲ、見遁ニスル事莫レ、教諭スレモ不レ用者ヲ、其住スル事莫レ、
- 3 総ジテ沙門タル者ノ日課称名ハ、必ス祖訓ニ順奉シテ、真称三万遍已上ヲ唱テ、上品往生ヲ志スベシ、但シ或ハ重病、又ハ十五歳未滿ノ驅鳥沙弥等ニ於テハ、或ハ一万二二万、時に応シテ定課ヲ定ベシ、是亦祖師ノ開許シ玉フ所ナリ、且又無上最尊の名号、一字闕略スレバ、許多ノ功德ヲ欠キ、一声訛称スレバ、無辺ノ大利ヲ失ス、須ク心ヲ用テ、字々分明ニ称テ、誓約ノ定課ヲ懈怠スル事莫レ、
- 4 日夜ニ老病死ヲ念ジテ道心ヲ長養シ、勤以行ヲ励シ、儉以用ヲ節シ、恭慎ニシテ己ヲ持シ、仁恕ニシテ人を待シ、相互ニ和合善順タルベシ、苟モ懶奢ヲ好テ行節ヲ忘レ、人我ヲ逞シテ是非ヲ闘

- 5 三時勤行、仮ニモ懈怠不可レ有レ之事、但シ晨朝ハ寅ノ正刻開闢、凡卯ノ刻マテ、長寿香一炷、日中ハ巳ノ下刻ヨリ始メ、一炷、初夜ハ酉ノ正刻ヨリ始メ、一炷、長寿香、嚴密ニ勤行可レ致事、右三時ノ中、日中ニハ香偈・三宝礼・四奉請・広略懺悔・六時礼讚・三經・戒經・略頌ノ輪誦等、如常式、朝暮ノ二時ハ、正定業已、如法勤行可レ有レ之事、且又正月ヨリ七月マデハ、朝時ハ寅ノ下刻開闢、七月ヨリ十二月マデハ、寅ノ正刻開闢之事、
- 6 仏前供養ノ香華・灯燭・飲食等、力ヲ竭シ、心ヲ用テ是ヲ調ヘ、法ノ如ク叮囑ニ洗淨シ、誠心ニ供獻スベシ、花ヲ立、菓子ヲ盛ニ、表裏アラシメ、人前ヲ飾テ仏意ヲ思サル事莫レ、華菓ハ毎度新淨ノ物ヲ供セヨ、古華・陳菓ヲ用事莫レ、飯菓ノ供養ハ、早朝ヨリ午時ニ至ラ時トス、午後ニ至ハ速ニ下納ムベシ、凡三宝供養ノ物ニ於テ、過テモ顧惜ノ念ヲ生ル事莫レ、常ニ本尊ニ於テ、真仏ノ想ヲ為シ、懃懃ニ恭敬奉事スベシ、若能斯ノ如クセバ、念々ニ罪滅シ、功德無量ナリ、若少モ怠慢ヲ生ジ、不敬ヲ致バ、罪ヲ得ル事亦無尽ナリ、慎テ法ニ依順シ、每レ事ニ心ヲ用、怠慢ヲ致事莫レ、
- 7 常ニ他人ノ善事ヲ見聞シテハ、深ク隨喜スベシ、仮ニモ嫉妬ノ心ヲ生スル事勿レ、隨喜他善ハ、自益々他、正法興隆ノ由致タリ、瞋嫉他美ハ、自損々他、仏法破滅ノ根基タル事、経釈炳然タリ、近ハ歷劫已來依嫉妬ノ粗釈ヲ念ジテ、慎テ忽ノ思ヲ為事莫レ、好ヲ權門勢家ニ通シ、交ヲ在家ノ男女ニ結フ事、大小乘ノ制戒

- 8 好ヲ權門勢家ニ通シ、交ヲ在家ノ男女ニ結フ事、大小乘ノ制戒

- ナレバ、深ク相憤ヘキ事ナリ、總シテ法勸并ニ無レ拠縁務ニアラ
スンハ、猥ニ出界スル事勿レ、若シ出界セント欲セバ、住職ハ必
ズ知事ノ僧ニ、行所ト用事トヲ告テ出界シ、衆僧ハ必ズ住職ヘ行
所ト用事トヲ白シ、許容ヲ得テ出界スベシ、事終バ速ニ帰寺アル
ベシ、必ズ流逸ニ至ル事莫レ、且又一夕已上ノ遠行ハ、予帰寺ノ
日限ヲ告、其期限ニ至ラバ、訖度帰寺可レ致事、若ハ病縫、若ハ
要用等ニテ、期限ヲ越ル事アラバ、速ニ其ヲ申知セテ、更ニ日限
ヲ定ベシ、
- 9 一 夜行ハ仏門ノ通制ナレハ、衆僧僮僕ニ至マデ、總シテ西ノ刻ヲ
限ニ、出界スル事莫レ、酉ノ刻ヲ過テ帰寺スル事莫レ、
附タリ、檀越ノ葬送ト、曉天ヲ期シ難キ急務ハ、制ノ限ニ非ス、
檀越ノ逮夜勤等ハ、酉ノ正刻已前ニ帰寺可レ致様ニ、兼テ处置
可レ有レ之事、
- 10 一 法衣ハ、能化・所化夫々ノ定色アリ、禁色アリ、過テモ分外ニ
禁ヲ犯シテ、自福分ヲ損ズル事莫レ、總シテ法服・内衣共ニ、常
ニ祖師ノ行履ヲ念ジテ、体・色・量共ニ如法ニシテ、專ラ質素ヲ
守ルベシ、過テモ不如法ノ衣服ヲ用、華美ヲ好事莫レ、
附リ、近世、宗僧旅行ノ節、晴雨ヲ問ス、法衣ヲ脱シ、木綿ノ
婦人合羽、又ハ披風等ノ俗服ヲ着用シテ、僧トモ俗トモ紛ラハ
シキ風体ニテ往来シ、却テ是ヲ好事ト心得タル者アリ、倒見非
法、実ニ焉ヨリ甚シキハナシ、彼ノ禪家曹洞ノ雲水行脚僧ナドヲ見
ス是大ニ称、依テ已來ハ嚴重ニ法衣ヲ着シ、衣囊ヲ搭テ、如法ニ
往来スベシ、過テモ上ノ如キ放逸無慚ノ振舞、堅ク禁止之事、
- 11 一 詩歌・連俳・茶花・碁碁等、卑俗ノ遊芸、僧者タル者、何ノ暇
アツテカ、之ヲ為ヤ、況ヤ碁碁等ハ破戒ノ隨一タリ、是故ニ衆僧
一同、堅ク禁止ノ事、
- 12 一 僧俗ヲ問ス、仮ニモ人ト閑談茶話スル事アラバ、道心ノ損益、
安心起行ノ正否、人命ノ無常、罪業ノ可レ畏等、自他緊要ノ大事
ヲ語テ、互ニ徳分ヲ得ベシ、過テモ眼前雑閑ノ話、世間長短ノ事
ヲ論ジ、殊ニ戯笑惡穢ノ事ヲ語テ、空ク時光ヲ費シ、罪業ヲ得ル
事莫レ、楞嚴先徳ノ云、麤強ノ惑業ハ、人ヲシテ覺了セシム、但
々無義ノ語ノミ、其過頭ズシテ、恒ニ正道ヲ障、行者常ニ無義語
ヲ絶テ、相続念佛セヨト云々、况亦、戯笑ノ作罪モ、多劫ニ苦ヲ
受ルトハ、善導大師ノ誠歸ナリ、依テ今殊更ニ制止ス、切ニ之ヲ
慎ベシ、
- 13 一 尼女ヲ方丈或ハ厨坊ニ入テ、衣服ヲ縫浣シ、飯羹ヲ調度セシム
ル等ノ事、總シテ堅禁止ノ事、
附リ、尼衆ハ、參詣等ノ節、本堂限ニシテ、庫裏通入制禁ノ事、
檀越ノ婦女子モ、大抵是ニ準トイヘビ、若シ無レ拠要用有レ之時
ハ、人品ニ依テ、或ハ客殿、或ハ總寮ニテ、応接可レ有レ之事、
過テモ禁を犯シテ、他ノ嘲ヲ招ク事莫レ、
- 14 一 酒ハ惛狂ノ毒藥ニシテ、能ク放逸ノ門ヲ開ク、是故ニ經論の制
諒、苦々叮重タル事勿論ナリ、依テ酒酣共ニ、自身ハ内外ヲ不
問、賓客ハ僧俗ヲ不論、他ト共ニ宴飲スル事、堅ク制禁ノ事、
附リ、病ニ依テ、無レ拠酒剤服用等ノ事有ラバ、夜中睡時ニ及
テ、他ヲ不勞シテ、独竊ニ服用有レ之事ハ、制ノ限ニ非ス、

- 15— 法会ノ節、賓客ヲ待スルニ、盛饌ヲ具備スル事、必竟シテ無益
ノ費タルベシ、大抵一羹一菜ヲ度トスペシ、
- 16— 法義不案内ノ俗客ハ、檀那寺ヘ、内々俗家縁辺ノ媒介ヲ頼来ル
事アリ、是俗中ノ大醜俗ナル事ナレバ、過テモ左様ノ相談ニ相関
事莫レ、又仮令俗縁ノ好アリモ、總シテ在家ノ世態ニ、相関事莫
レ、
- 17— 若シ乞食來バ、慈悲心ヲ發シテ、念佛シナガラ一錢一椀ヲモ与
フテ、速ニ退去セシムヘシ、大音ニ呵噴シテ、空ク帰ラシムル等
ノ、癪暴ノ振舞アル事莫レ、又咄シ物(貞)間似・淨瑠璃・端歌等、技
ヲ売ル乞食アリ、必々是等ノ非法アラシムル事莫レ、
已上十七ヶ条
- 第二 住職別規
- 1— 常ニ古賢ノ苦修勵行ヲ思ヒ、念々ニ慚愧ヲ生ジテ、三業ヲ策進
スベシ、仮ニモ懈怠ノ心ヲ生ジテ、仏祖ノ怨敵トナル事莫レ、
附リ、長時修行ノ外、列祖ノ芳躅ニ效ヒ、慈訓ニ順ジテ、忙裏
ニ閑ヲ偷ミ、時々ニ如法ノ別時ヲ(道源禪師ノ七百萬遍、善導大師
ノ観念法門ノ別時行儀等、孰モ万
難余辭ニ、昼夜繋クトノ勤ル)勤ル、如法別時ト云フ、修シテ、無始已
來ノ業障ヲ懺悔スベシ、
- 2— 自宗ノ經論ヲ研精シ、終南・吉水・鎮西・佐介ノ正意ヲ会得
シ、自行化他、堅ク選択本願ノ一行ニ結帰スベシ、但シ修行法儀
門ノ(説教要略
門ニ對ス)規則ハ、格別タルベキ事、
- 3— 年月日分ノ法務、必ズ怠慢不可レ有レ之事、
- 4— 総シテ一味和合ノ僧、海中ニ於テ、闘諍ノ波濤ヲ揚ル事莫レ、
別シテ御忌其余本末合会ノ法用、亦各寺々々ノ法用中ハ、法門邪
正ノ急用ノ外、今日ノ俗事ニ於テハ、仮令云何ナル忍難キ事アリ
也、諍論ケ間敷事、堅相慎可レ申事、且又一宗内ニ專修念佛ノ別
行・例月会等有レ之時ハ、隨喜ノ衷ヲ顯シテ勉テ參会可レ致事、
- 5— 古人ノ云、本尊ハ主君ノ如ク、祖師ハ家老ノ如ク、時ノ住職ハ
用人ノ如シト、住職タル者、乞斯語ヲ事トシテ、常ニ敬上慈下ノ
本意ヲ守リ、過テモ自身主人ノ思ヲ為ス事莫レ、
- 6— 弟子ヲ剃度スル事、極テ容易ノ事ニ非ス、是故ニ男女長幼ヲ問
ズ、鬱染入道ヲ請者アラバ、其発心ノ実不ヲ、審察スル事肝要、
実トハ、出離生死、往生成仏ノ本心ヨリ、發起スルヲ云、不実ト
ハ、仮令其意往生成仏ノ為タリモ、一旦浮漫ノ心ヨリ發起スル者
ハ、必竟シテ本心ヨリ出ル、真実ノ発心ニ非ズ、後日必ズ怠居ノ
心ヲ生ジ、或ハ不如法、或ハ還俗等ノ事有テ、自他ヲ脇ス事アル
ベシ、况ヤ渡世誑惑、名聞利養ノ為、又ハ自家ノ數口ヲ減ゼン為
ニ、不諾ノ小兒ヲ贖シ(スカ)悦シテ、剃髮セシムル等、皆是大不実ノ贖
徒ニシテ、徒ニ自他ヲ煩スノミ、後日果ノ其証現ナシ、能々吟味
可有レ之事ナリ、万一已度ノ弟子中ニ、未発心ノ麿僧アラハ、感
應ニ教誡ヲ加ヘ、業障懺悔ノ別行ナド勤シメテ、更ニ剃髮ノ無作
ヲ、發得セシムベシ、是度人第一ノ用心ナリ、必ズ忽緒ニスル事
莫レ、且又仮令眞実ノ発心タリモ、公辺親族ニ故障無ヤ否ヤヲ詳
ニシテ、然後ニ初テ是ヲ許スベシ、

アル事莫レ、

8一 万一違法ノ僧アラバ、慈心ヲ以、再三懇切ニ教誡ヲ加ヘ、改悔

ノ心ヲ生セシムベシ、苟モ瞋嫌ノ心ヲ以、無慈悲ノ処置アル事莫レ、

9一 衆僧ノ中、若シ庵惡ノ用心緩シテ、放逸ヲ好、數々教誡ヲ加レ

ヒ、信受ゼズ、衆僧ヲ扇動シ、淨行ヲ妨礙スル者アラバ、速ニ度牒ヲ返シ取テ、急ニ下山セシムベシ、必ズ忽緒ニスル事莫レ、

10一 勸誠説法セント欲ハ、専ラ仏祖ノ御隨自意ニ依順シ、聽徒ノ中、

一人ニテモ、選抜本願念仏ノ心行具リテ、順次極樂上品往生ノ器出來レハ好ト、意地ヲ定メ、本願ノ正意ヲ、親切ニ勸示シ、

日課称名ヲ受持セシムベシ、過テモ仏祖ノ不本意タル、隨他赴機ノ説ヲ為事莫レ、又本山ヨリ、毎度嚴令有ヒ之事ナレハ、不淨説

法俗ニ談義ト称ス、セシメ、声ヲ操テ、和讚ヲ唄ヒ、柄杓ヲ振り、経

木ヲ壳ル等ノ、鄙陋ノ醜態ハ、即チ仏敵法敵ノ所為ナレバ、堅ク相慎ベキ事ナリ、夫專修念佛ノ一行ハ、万德所歸ノ大法ナレハ、

凡入報土ノ大益ヲ得ル事ハ、是正益ニシテ、所謂法俱德ナリ、又

現在ノ上ハ、智愚ヲ簡ズ、專修念佛ノ行者ニ於テハ、各々三毒消

滅ノ利益ヲ得テ、綱常倫理自ラ相備テ、國家安靜、天下太平ノ基

ヒ、之ニ過タル事ナシ、故ニ經ニ、仏所遊履^{シドツ}國邑丘聚靡レ不

蒙レ化、天下和順ノ時、災厲不^レ起、國豐民安、兵才無レ用

崇德興仁務修^{ムテ}礼讓^{ト云}、此ハ是專修念佛ノ余益ニシテ、所謂

法前德ナリ、仏祖并ニ、國王ノ恩ヲ報ズルニモ唯此一事ニアリ、若シ聽徒ノ多カラシ事ヲ好ミ、己カ声聞ヲ輝カサシ事ヲ希ヒ、人ノ

錢財ヲ集ル心起ラハ、是即内外ノ大魔事ナリ、早ク醒覺シ、二念ヲ統ク事莫レ、

11一 兩脣相伝已上タリ^ヒ、若輩無道心ノ僧、未タ淨土ノ經論草疏ヲ

媚^{ナラ}ハズ、未タ自己ノ修行ニ堅固ナル事能ハスンバ、漫ニ説法セシムル事莫レ、法衰ノ因縁、自他ヲ損害ス、人多ク之ヲ察セズ、慎マスンハアルベカラズ、又自身講說ノ弁才ニ乏バ、他ノ正義弘通ノ知識ヲ屈請シテ、檀越ヲ化益セシムベシ、必ズ人我法我ノ迷情ヲ起スペカラズ、

12一 常ニ四恩ヲ念シテ、三宝ノ恩、國王ノ恩、衆生ノ恩、日々所修ノ行業ヲ廻シテ、慇懃ニ報答可^レ有^レ之事、

13一 寺院ハ諸仏雲聚ノ所、即穢土ノ淨土ナレハ、本殿・僧坊ハ勿論、本門内外・中庭・蔭隅所・東司ニ至ルマデ、能々掃除シテ、常ニ淨潔ナラシムベシ、

14一 寺内ニ重病ノ僧アラバ、毎レ事ニ、意ヲ加ヘテ扶護シ、心身安

穩ナラシムヘシ、且^フ為ニ道理ヲ説キ、正念分明ニ、念佛相続シ、

浮世ノ妄執ヲ断テ、潔ク往生ノ素懷ヲ遂ル事ヲ得セシムベシ、是亦極要ノ大事ナリ、等閑ニ思フ事莫レ、

15一 雨中往来ノ節、從來木綿ノ雨衣^{俗ニ婦人合羽、或ハ女ヲ、}法衣ノ上ニ覆ヒ、或ハ法衣ニ代テ之ヲ被着スル者アリ、又黒溜塗^{クロタマヌリ}ノ木履^ヲ履、蛇ノ目ノ^{ガラカサ}傘^ル用者アリ、是等ハ皆婦女子ノ具^ム、甚以無

為ノ道人ニハ不相應ナル、見ルモ穢シク、俗々敷物ナリ、自今以後ハ、雨中、香衣^モ杯ノ湿セン事ヲ恐レバ、別ニ之持シメテ、道中ハ龜衣ヲ着用シテ、往来スヘシ、又傘ハ白張、木履ハ白木ヲ用ヘ

シ、是コソ清淨ニテ、出家相應ノ具ト云ベシ、
16一 本尊・本殿・庫裏ノ再建等、其余云何ナル縁事アリハ、常住ノ
財物、現前財ニ対スル詞ナリ、即チ祠堂必ズ費用スル事莫レ、又現
前ノ三寶物タリニ、隨分ニ護惜シテ、猥ニ費用スル事莫レ、勿論
三寶物ヲ以、些少モ惡事ニ用ル事アラバ、必墮無間獄ノ大惡業タ
リ、深ク恐懼ヘン、

17一 住職數年ノ後、隱棲ノ志アラバ、道心有テ、名利ノ念薄ク、自
行化他、元祖大師ノ御隨自意ニ可レ叶器ヲ撰テ、後跡ト定ヘシ、
仮令自身一世、自利々他、如法堅固ニシテ、功成名遂共、何遠慮
モナク、元祖ノ正意ニ不レ叶仁ヲ、後住ニ定ル片ハ、其罪広大ニ
シテ功罪相覆ザルナリ、是亦住職タル者ノ、極要ノ大事ナリ、必
ズ等閑ノ看ヲ為事莫レ、

已上十七ヶ条

○第三 知事僧別規

1一 常ニ慚愧ヲ懷テ、四恩ヲ念報シ、三寶ノ境ニ於テ、難値難得ノ
思ヲ為ヘシ、

2一 三寶物ヲ掌護シテ、損失スル事ヲ得ザレ、

3一 護淨ノ法則ヲ弁知シテ、器物・盆水等、淨触混用スル事莫レ、

4一 净厨案食所等、毎ニ掃テ清カラシムベシ、狼藉ナル事莫レ、

5一 一切ノ作務、住職ニ白シテ、其指示ニ隨フベシ、必ズ己意ニ任
スル事莫レ、

6一 門戸等ヲ 等トハ、諸トハ、締ヲ云フ、鎖ニ当テハ、須ク子細ニスベシ、疎略ニシ

テ、存外ノ事アラシムル事莫レ、
7一 屋・宅・門・坪等、破損所ハ無哉、諸雜具・紛失物ハ無哉、日
ニ一度宛、子細ニ巡驗スベシ、若シ破損所等アラバ、事ノ大小ニ
不レ拘、速ニ住職ニ申達スベキ事、
已上七ヶ条

○第四 日分規

寅ノ刻、後夜・晨朝ノ勤行、兼修スベシ、
勤行式ト、冬夏ノ時刻ハ、第一總規ニ略述スルガ如シ、勤行中ニ、
三宝前ニ齋供ノ事、

齋食儀

勤行畢ナバ、直ニ食座法ヲ行ベシ、ノ如シ、出席退座ニ、遲疾無レ之
様、一同タルベキ事、其余ノ法則ハ、常式ノ如ク、如法嚴密タルベ
シ、又檀越ノ常齋モ、此時刻ニ出テ勤ベシ、且又昼夜ノ両非時食モ、
各々供養ノ偶ヲ 此食色香味、上獻十方仏、中奉諸賢聖、下及六道品、
等施無差別、隨感皆飽満、令今施主得、無量波羅蜜、微音
ニ念誦シテ、前中後ノ三十念ノ儀則、必ズ廃スル事莫レ、
卯ノ下刻、掃除

本堂・厨坊・外庭等、各々司所ニ隨テ、如法ニ掃拭スベシ、
辰ノ刻ヨリ、机上ニ線香ヲ炷シ、心ヲ供養ニ運ブヘシ、而又香ノ炷 念仏
シナガラ、經論祖釈、各々學則ニ依順シテ、或ハ研究、或ハ繕写ス
ベシ、

午ノ上刻、日中ノ勤行、常式ノ如シ、
其式、總規ノ中ニ、略述スルガ如シ、

勤行後、昼非時食受用、法則前ノ如シ、

未ノ上刻ヨリ、亦凡上ニ線香ヲ炷シ、念仏シナガラ經論祖釈、序ニ依テ、或ハ見闇、或ハ騰写、

申ノ下刻、夕非時食受用、法則前ノ如シ、
酉ノ正刻ヨリ、日没・初夜兼修スベシ、必ズ酉ノ正刻已前ニ、開闢スル事莫レ、大ニ意味アル事ナリ、
但シ檀越ノ葬式有レ之時ハ、申ノ下刻ヨリ、酉ノ正刻限ニ修シ畢ルベシ、

戌ノ刻ヨリ、灯下ニ香ヲ炷キ、念仏シナガラ、或ハ見書、或ハ縁写、亥ノ刻、寢所ニ入り、将ニ睡眠ニ就トセハ、正念合掌シテ、善導大師ノ睡癡願文ヲ誦シ、往生礼讚、睡時癡願文ニ云、弟子某現是生死凡夫罪障深重渝六道苦不_レ可_レ真云、今日遇_レ善知識得_レ聞ニ弥陀本願名号、一心称念求_レ願往生、願_レ佛慈悲不_レ捨_レ本弘誓願_レ攝受、弟子不_レ識_レ弥陀佛身相光明、願_レ佛慈悲示現弟子身相觀音勢至諸菩薩等、及彼世界清淨莊嚴光_レ、三度十念ヲ唱ヘテ、頭北面西、右脇臥ニシテ、枕ニ就ベシ、明等相_レ、平臥ノ中モ、未ダ眠ラザル間ハ、口称愈ル事莫レ、目覺タラン時ハ、早晩臥ナガラ、先ツ合掌十念シ畢テ、拳頭スベシ、

四九ノ日ニ遇ハ_レ、大掃除、_{ヨリ下東司ニ至ル}、_{午前ヲ}除髮、剪爪、午前ヲ掃除畢テ、直_{ニ作ス}ベシ、_{ヨリ午後ヲ時トス}、_{夜ニ挂ラザルヤウニ}仕舞ベシ、_{モスベシ}、
此三事各法則アリ、須ク法則ニ媚テ、敢テ濫行スル事莫ルベシ、
開浴ノ事、風烈シキ時、又二百十日前後、_{ナフヘ定日タリト雖}、用捨スベキ事、
已上十二ヶ条

○第五 月分規

朔日、白旗上人忌、宿宵ヨリ別回向ノ事、辰ノ正刻、門中一同常念寺

『報恩寺小清規』について

へ登山、当日ノ礼式如常、次ニ門中回礼、

二日、向譽上人忌、此師ハ、淨宗ノ正意タル、一向專修、海内中興ノ大法將ナレハ、回向備膳等、心ヲ尽スベキ事、

五日、光譽上人忌、此師已前ニ當國ニ於テ、高德ノ師有ト雖正、未ダ宗ノ正意タル、專修念仏弘通ノ大導師ナシ、此師頓ニ三昧癡得シ畢竟、為法ニ身命ヲ惜ス、自行化他學々怠ラズ、依レ之勸薦令弁上人、儉營託榮上人、法營純罔上人等ノ、當國在住ノ法將、皆此師ノ法澤ニ浴シ、其修ヲ繼ギ踵キテ、各有緣ヲ化導セラレシヨリ已來、初テ宗ノ正意發暉スル事ヲ得テ、今日ニ至テ其賜ヲ受ク、其功豈ニ淺々ナラニヤ、实ニ宗法ノ再中興ト云ベシ、當今ノ人ハ略此事ヲ知ト雖正、今ハ将来ノ為ニ、殊更ニ之ヲ記シテ、背恩ノ罪過ヲ免シメントス、此故ニ當寺ニ於テハ、例月此日ニ遇ハ_レ、辰ノ刻ヨリ專修念仏会開キ、午前午後二座ノ講釈畢テ、未ノ下刻回向退散、常式ノ如クスベシ、

六日、三祖記主禪師忌、宿宵ヨリ別回向敬礼、常式ノ如シ、

十二日、開山玄譽上人忌、宿宵ヨリ別回向、当日獻供ノ事、

十三日、承譽上人忌、此師ハ、光譽上人ノ資ニシテ、所伝ノ法ヲ皇張シテ、天下ニ顯シ、大ニ化ヲ振ヒ、且_レ廣ク書ヲ著シテ、法門ノ邪正金鑰ヲ明弁シ、又且_レ天下ノ後學新進ノ為ニ、法門弘通ノ楷梯ヲ造テ、能所ヲシテ共ニ不_レ知不_レ識正路ヲ践テ、邪徑ニ趣ザラシム、其宗功モ深広ナル、亦豈ニ浅々ナラニヤ、此故ニ例月此日ニ於テ、且_レハ為報恩_一、且_レハ為伝化_一、專修念仏会ヲ修ス、其法則、光譽上人忌ノ如シ、

十四日、光明大師忌、宿宵ヨリ尊像前ニ、殊更ニ獻灯・炷香、心ヲ尽シ、當日備膳・獻華・別回向敬礼等、常規ノ如シ、

十五日、仏涅槃忌、釈尊前ニ供養敬礼、前条ノ如シ、又此日ハ白月ノ尽日ナレバ、苟クモ円戒受持ノ者ハ、五戒ヨリ納具ノ人ニ至マデ、皆布薩懺法ヲ修シテ、戒体ヲ還生シ、長養スベキ日ナリ、此故ニ早朝ヨリ、殊更ニ廢惡ノ正見ヲ立、念々称名常懺悔ノ故実ニ依テ、隨分ニ勇進念佛シテ、所有ノ破戒罪ヲ懺悔シ、無作ノ戒体ヲ長養シ、初夜の勤行ニ至マテ、釈尊前ニ灯ヲ獻シ、香ヲ炷シ、回願敬礼ヲ尽スベシ、是則別規ノ心行ヲ以、其行両端ニ亘ズシテ、而モ即チ通規ノ布薩法ヲ含容シテ、円頓ノ戒体ヲ、還生シ長養スルノ妙法則ナリ、請フ、学者等閑ニスル事莫レ、而シテ亦別規ヲ妨ガル通規ハ、或ハ廃スペカラズ、是ニ就テ、古來台淨两家ノ相伝ニ、梵網戒ノ布薩法ニ、廣ト略ト、極略トノ、三式アリ、其廣布薩ハ、大ニ時刻ヲ移ス長則ナリ、其略式モ亦寛時ヲ移シテ、毎時之ヲ執行セバ、恐クハ下根ノ行者、是ニ疲倦シテ、定デ其日、別規ノ行法ヲ妨事ヲ、(何ニテモ別規)正定業ヲ礙ル事ハ、祖師ノ意ニ非ズ、是故ニ、是モ亦毎時ノ執行ニ宛難シ、唯其十五勤行後、釈尊ヘ三拜シ畢テ後、各々竊ニ此式ヲ心念口唱^{微音}スベシ、其法左ノ如シ、

初二、釈尊前ニ三拜、(是ハ勤行後ノ三拜ニテ足ル)

次ニ、懺悔文、我昔所造諸惡業、皆由無始貪瞋癡、從身語意之所生、一切我今皆懺悔、

後ニ、正布薩文、諸仏菩薩、慈悲照鑑、今白月

月十五日、

小月若

或唱^ト、諸菩薩衆説戒、我仮名菩薩、弟子某甲、清淨布薩、三

四目^ト已上

此文短少ニシテ、別規ノ行ヲ妨ズシテ、而モ通規ノ式モ備リ云、約所、此日ハ殊更ニ慚愧懺悔、勇進念佛スベキナリ、

廿五日、元祖大師忌、宿宵ヨリ、尊像前ニ、獻灯・炷香・敬礼、當日備膳・供菓・獻花等、本尊ニ同ズ、今日例月ノ專修念佛会ナリ、辰ノ正刻ヨリ初テ、午前午後二座ノ説法畢テ、未ノ下刻回向退散、廿九日、二祖忌、宿宵当日ノ式、全ク三祖忌ノ如シ、
晦日、(月小ナレ)今日ハ黒月ノ尽日ナレバ、早朝ヨリ初夜ニ至マデ、釈尊前ノ供養敬礼、布薩懺法等ノ式、十五日ニ同ス、

○第六 年分規

正月

元旦、本尊前・祖師前獻灯・炷香、寅ノ正刻勤行開白、懺悔文・發願文・光明歎德文・念佛一會^{長香}・勤行中、本尊前・兩祖前・開山前・三師前^{三師合}・神壇^合、各々雜煮供養ノ事、卯ノ刻回向畢リ、神拜畢テ、廟參、夫ヨリ衆僧方丈ニ於テ、拜十念ノ事、畢テ慶賀ヲ申ブ、次ニ食作法ヲ行テ、雜煮受用、辰ノ上刻、本尊・祖師・位牌壇等ヘ、御備餅供養、(前日盛調)其頃數等、別記ノ如シ、午後ニ至バ下納^トベン、辰ノ正刻、末山一同ニ、本寺常念寺ニ至リ、先ツ本尊・祖師順拝、次ニ丈室ヘ書院ニ於テ拝賀、(拜十)念・札式年中雜記ノ如シ、次ニ門中回礼ノ式、亦別記ノ(年中雜記)ノ如シ、事畢テ、已ノ上刻帰寺、已ノ刻齋供、日中・初夜ノ勤行、常式ノ如シ、

二日・三日、勤行供養、元日ノ如シ、但シ御備餅ノ供養、
ハ、元日ノミナリ、

四日、勤行式ハ常式ノ如シ、同下御帳登城、并ニ諸役向ヘ回礼、諸礼

式、別記ノ如シ、

五月、御目見登城、御礼式別記ノ如シ、

十三日、例月会、已下ノ毎月、例知セヨ、

十五日、辰ノ下刻、本寺ノ書院ニ於テ、末山中ヘ御ヶ条、御詠聞ノ

事、又此日白月ノ尽日、布薩儀法、已下ノ毎月モ例知セヨ、

十八日、御忌当番ノ寺ヘ、門中一同集合シテ、仏前莊嚴ノ事、

十九日ヨリ廿五日マデ、当番ノ御忌、其規則、御忌法用軌則ノ如シ、

廿四日、巳ノ正刻、末山中、本寺ノ御忌御遠夜勤、出勤ノ事、

廿六日、卯ノ正刻、御絵伝、御忌門中一同守護シテ、当番寺ヨリ、

後番寺ヘ、還送シ奉ル、

晦日、黒月ノ尽日、布薩儀法、已下ノ毎月、之ニ例ス、

凡ソ正月ヨリ十二月ニ至ルマデ、世代等ノ正忌ニハ、別シテ叮嚀ニ回
向シ供養スペシ、又年回ニ当テハ、弥々誠心ニ追善スペキ事、

二月

朔日、辰ノ正刻、本寺礼式、月分ノ如シ、已下ノ毎月、一々ニ之ヲ

記サズ、皆以例知セヨ、

同日、大師講、常式ノ如シ、已下ノ毎月、例知セヨ、

五日、例月会、已下ノ毎月例知セヨ、

九日八日ノ宵ヨリヨリ十五日ニマデ、至テ、仏涅槃像ヲ展テ、香華灯飯等、

供養敬礼、心ヲ用ベキ事、正ク十五日ハ、初夜ノ勤行ヨリ引続キ、
子ノ刻マデ、衆僧一同、念佛修行、可レ有レ之事、

『報恩寺小清規』について

十六日ヨリ廿四日ニ至テ、定レル別縁ナシ、日月分ノ如ク修行スペ
シ、已下ノ毎月、別縁ナキ時ハ、是ニ例知セヨ、

廿五日、例月会、已下ノ毎月、例知セヨ、

廿七日ヨリ廿九日マデ、二祖国師ノ御正忌、牌前ニ供養敬礼、心ヲ

尽スベキ事、

三月

三日、本寺・門中上巳ノ礼、別記ノ如シ、

八日、来ル十四日ハ善導大師ノ御正忌ナレバ、八日ヨリ宵ヨリ七日ノ十四

日ニ至テ一七日の中、回願供養敬礼、心ヲ用ベキ事、

廿日、辰ノ正刻、末山中本寺ニ於テ宗判并ニ鉄炮請印ノ事、

四月

八日、仏誕会、誕生仏御供養、常式ノ如シ、

十二日、開山玄譽上人正忌ナリ、獻供回願等、叮嚀タルベキ事、

廿一日、来ル廿七日ハ、勲誉上人御正忌ナリ、依テ廿一日ヨリ一七

日ノ中、御忌当番ノ寺ニ於テ、別時念仏定規ノ如シ、此上人、當

御國ニ於テ、宗ニ大功アル事、御城下ノ御忌ニ就テ、抜群ノ元勲

アル事、萩在住ノ僧衆ハ、能々尋テ知ラズバ、背恩ノ罪免ガタカ

ラン云々、

五月

五日、端午本末ノ式等、別記ノ如シ、

六月

朔日、御忌当番ノ寺ニ於テ、門中一同出会ニテ、御絵伝虫干ノ事、

大暑ニ入、三四日ニ当テ、御役向・法中・知音、音ミイ暑候ノ事、

七月

五日ハ、当寺施餓鬼法執行ノ定日ナレバ、例月会ヲ六日ニ勤ベシ、
六日ハ三祖ノ御正忌ナレバナリ、

五日、施餓鬼法執行、此施食法用、希ハ專修專仏会ニ替バ弥々貴シ、已事
ナクバ、總本山ニ行ル、作法、日用念誦下巻ニ出タ
リ、之ニ依テ執行スベシ、淨業課誦附錄ニ出ス法式、小異ハアレモ、亦可
ナリ、然モ法式ハ一樣ヲ貴ブ故ニ、專ラ本山ノ作法ニ依順スベシ、過デモ
他門ノ作法ヲ用事勿レ、且ツ夫此法用、固ヨリ行体難行ナレバ、宗ノ正意
ニハ契ス、然モ仏法ノ通意ニ依テ、且ク執行スルノミ、夫尚執行ノ意地、
実ニ餓鬼ノ悲田ヲ憐感スルガ為ニ、施食スト思ベ
シ、過テモ懶越ノ先亡追善ノ為ニスト思事勿レ、凡ソ施餓鬼法用、諸
宗ニ修スル所ニ準ナラズ、サレモ此ハ且ク置テ論セズ、今淨家ニ
修スル所モ、亦一準ナラズ、其中ニ甚キ非儀不法ノ物アリ、是ハ
簡ハズバアルペカラズ、謂ク、盂蘭盆会と施餓鬼法トヨ合様シテ
修シ、三宝壇ヲ設ケ、六種ノ供物ヲ備フ、一切ノ三宝ニモ供養シ、
又是ヲ餓鬼ニモ施ス者アリ、獻供儀ニハ、三宝壇ヲ設ケ、魂祭ニハ精
各其構エ大ニ差別アリ、必ズ一混スル事勿レ、是功德ヲ得トシテ、却テ非法ノ罪業ヲ加フ、
非礼焉ヨリ甚シキハナシ、又名モ施餓鬼ト号シ、心ニモ施餓鬼ト
思テ、其法ハ盂蘭盆会ヲ行ズル者アリ、是ハ西ニ往ト思テ、東ニ
之ガ如シ、顛狂人ト云ベシ、又盂蘭盆会ハ、必ズ七月十五日ニ修
スペキ法ナルニ、十五日已前ニ予修スル者アリ、是一往ハ其理有
ベキニ似タレモ、再往接ズルニ、是モ亦非法ナリ、謂ク、十五日
已前ニハ、十方界ニ、自恣ノ三乘僧、一人モ在サレバナリ、又
施餓鬼ハ、必ズ七月ニ修スペキ法ト、思ヘルモアリ、施食法ハ日
々修スペキ法ニシテ、七月ニハ限ザルナリ云々、其余宗内新学ノ

徒ニ、宗門別規ノ大善根ト、盆会・施食法等ノ、小善法トノ捌ニ

譲タ、大体本願念仏ノ決定深心未ダ立ザルガ故ニ、大善モ小善モ
十把一束、執ノ行法ヲ修シテモ、虛然トシテ等同ノ思ヲナシ、忽
緒ニ糊口ノ料ト心得タル者、一トシ足ラズ、故ニ今此ガ為ニ蓮宗
盆会施食論ト題スルモノヲ、巻尾ニ附錄ス、乞新学ノ人、能々思
テ、法門ノ區別ヲ胡乱スル事勿レ、宗ノ正意ヲ失事莫レ、

七日、來ル十三日ハ、承晉上人正忌ナレバ、今日ヨリ一七日ノ間、
殊ニ勤行供敬、心ヲ尽スベキ事、

十一日、位牌壇・諸靈膳・払拭ノ事、

十三日、承晉上人、正忌別時ノ事、

同日、回向後、十四四五兩日ノ位牌、繰出シ、而後ニ總壇へ打敷ヲ挂
ケ、諸靈膳ヲ並置、十四日未明ニ靈供ヲ備フ、

十四五六ノ三日ハ、本尊・両祖・三師・開山前等、別シテ供養恭敬、
心ヲ用ベキ事、

十五日ノ夜、廟參拜ニ總墓所勤ノ事、

十六日、法中回勤ノ事、

九月

九日、本寺へ重陽ノ礼式、常例ノ如シ、

十月

十四日、今日ハ十夜ノ宿宵ナレバ、已ノ正刻、本寺へ門中一同出勤
ノ事、

十一月

十六日、總煤払、

廿九日、月小ナレ^ル來五日ハ、光誉上人正忌ナレバ、今日ヨリ一七日

ノ間、殊ニ勤行供敬、心ヲ用ベキ事、

十二月

五日、光誉上人、正忌別時ノ事、

十四日、御帳登城、御留守年ハ、御藏元ニ於テス、

十五日、廿五日ノ例月会ヲ予修スベキ事、

大寒ニ入、三四日ニ当テ、御役向・法中・知音、寒候ノ事、歳ニ依
テ、御帳登城ノ帰路ニ、回勤ノ事モ可レ有レ之、

廿日、餅搗ノ事、餅ノ大小多少等、別記ノ如シ、

廿四日、正月用意ノ為ニ、本堂莊嚴、

廿七日、總位牌壇并諸靈牕、払拭ノ事、

廿八日、門中一同本寺へ歳晏ノ式、別記ノ如シ、帰路法中回勤、例

ノ通り、

廿八九両日、位牌壇^二、大靈薄^一、靈牕ヲ備ル事、

大晦日、位牌壇^一打敷ヲ挂^ケ、備餅ヲ居ベキ夫々ノ膳ヲ飾可^レ置事、

其余勤行式等、常法ノ如シ、

〔追記〕

ここに紹介した報恩寺所蔵の冊子は、朱筆による修正・加筆などがみられるので草稿であろうと思われる。本文第五月分規と第六年分規にある「三師」は「法岸—法洲—法道」ではなく、法道自身の執筆によるところから「閔通—法岸—法洲」と解釈する方が妥当であろう。報恩寺を拠点に秋市中の宗風刷新をはかつて脱稿されたものであるが、その内容を篤と吟味すると、部分的に時代錯誤の観を脱し得ない個所もあるが、多分に現代的な意義も育

んでいるようでもある。

美作誕生寺所蔵近世文書

平祐史

美作誕生寺は、いうまでもなく浄土宗祖法然上人の誕生ゆかりの地に建立された由緒寺院である。その開創年時については、古来より諸説多く決定しがたいが、最近、水野恭一郎教授によつて、十三世紀後半の弘安年間前後に建立されたと推定されている（「美作誕生寺についての若干の考察」恵谷先生記念論文集『浄土教の思想と文化』所収）。

一般に浄土宗寺院の開創期が揆を一にして、中近世の時代的交替期に集中的に開創をみており、また宗派不明の古跡や他宗派よりの転改宗による寺院が多い傾向を示しているのに対して、誕生寺は初期浄土宗形成期とほど遠からぬ時期に開創を見、爾來一向専修念佛の浄土宗寺院として一貫しており、いわば浄土宗初期の数少ない古刹として注目できる。

かかる由緒ある古刹であるにかかわらず、現在誕生寺に伝存する文書や記録の量は、必らずしも多いとは云えず、殊に中世の文書、記録の類は殆んど目に触れることができないのが現状である。

先ず、慶長期の文書（一二二号文書）は、津山藩主となつた森忠政が

入部し、その翌年、つまり慶長九年三月十一日、寺領三十五石を寄せており、同年十一月二日改めて五十石を寄せている。ここに幕藩時代を通じて誕生寺の経済的基礎が確立するわけである。

従つて、誕生寺に所蔵する文書の大部分は近世の文書であつて、法然上人の周辺や初期浄土宗を語る直接の根本史料となり得ないことは幸いにも誕生寺は、この政治的変動期にかかわらず、同十二年十月十

云うまでもない。しかしながら、ここに紹介する文書は、近世において法然上人の生地である誕生寺が、在地の名刹として、教団の内外社会に位置した状況を知る史料の断片として重視したい。なお本稿においては、『柄社記』『柄社山淨土院誕生寺略記』『見聞雑記』等の記録類は所与の紙幅の関係で収録しなかつた。

五日、徳川綱吉から五十石の朱印状を賜わり（六号文書）、寺領は幕府の朱印地となり寺格を高めることとなつた。これに伴つて、堂舎の修復、境内内外の整備等も進み、同十四年五月には、寺社奉行へその御礼口上書（七号文書）を送つてゐる。享保十七年四月には葵紋打舗の寄進（八号文書）、同年七月には塔頭井上院の再興（九号文書）、同十二月には御影堂の修復等（一〇号文書）が行われており寺運の繁栄を示している。

さらに天明から寛政期にかけての文書は、本山祠堂銀等よりの借用証文が多くみられるようになる。それは常行念仏の再興・御影堂及び諸堂の修復などにあてられる資金であるが、特に元禄以降たびたび催される出開帳の奉加金を本山に預け、運用を大阪門中に委嘱していたので、その利潤でもつて相違なく上納すると云うような文書類（二五・一六・一八号文書）がみられる。

天保年間になると、同一年三月淨土門主歴代の尊牌を安置する（三

四号文書）ことになり、知恩院堂尊超法親王が御染筆の額字を寄せられ（三六号文書）、あわせて本尊前の莊嚴と額字の守護のために釣提灯等が寄附されている（三五号文書）。また法親王は安政年間にも御染筆の名号などを寄進され（四二・四三号文書）、誕生寺の法然上人御影に深く心を依せられていたことが知られる。

弘化・嘉永期では、まず弘化三年が法然上人のご両親漆間時国夫妻の七百回忌にあたり、堂舎修復の寄附や永代常灯明料の寄進などの文書（三三号、三四号、三六号、三七号、五五号文書等）が見られ、誕生寺の幕末の復興状況が考えられる。安政期には、戦国期に美作一円で努力

をもち、誕生寺の有力な外護者であつた原田三河守貞佐などの原田一族の旧臣たちが、旧主の供養料として田地等の寄進をしている（四六号、四七号、四八号）ことなど、誕生寺が在地における古刹・名刹として、在地の庶人の帰依を受けたことがうかがわれる。

なお、古文書の解説については、中井真孝・野田秀雄・江島孝導・故西脇達也の諸氏及び写真撮影には竹山靖玄君の協力を得たことをここに記し深謝したい。

凡例

一、文書の体裁については、組版の都合上、原文の改行に点線をもつて示した。

一、字体は正字を用いることを原則としたが、異字・略字・俗字で普通用いられるものは原本にしたがつて用いた。

一、文字の磨滅、虫損の部分は、「字数を推算して、□または■」を以て示した。

一、原文中意味不明のものは（ママ）誤記・誤脱の箇所には（）をつけて傍註し、推定可能のものは（：カ）と傍注した。

一、本文以外の部分には「」を附し、（端書）、（端裏書）、（包紙）、（袋書）、（貼紙）などと傍注した。

美作誕生寺近世文書

五月七日 忠政印
誕生寺

〔一〕森忠政寺領安堵狀
為當寺領、敷…地共參拾五石…并山林有之、右…令寄附之狀如件

慶長九年

三月十一日 忠政（花押）

誕生寺

〔四〕森長成寺領安堵狀
為當寺領、高五拾壱石余、敷地并…山林共任先規令…寄附之訖、全不可…有相違者也

元祿元

十一月朔日 長成（花押）

誕生寺

〔二〕森忠政寺領安堵狀

為當寺領、五十石…余、敷地并山…林共令寄附訖、…全可有領地之…

狀如件

慶長九年

十一月一日 忠政（花押）

誕生寺

〔五〕東山天皇勅書

勅、王法興仏法比等、内外貴典章、…朝家同枳家定律、都鄙仰興盛、…淨土開宗源空上人、先究聖道之…教、后闡淨土之宗、諸弥陀誓願於…胸次、感誓提撕於定中、都寶樹…照妙境內証益明、步金蓮現靈光…密因忽露即是肉身如來、何疑…勢至權跡三朝帝師、德重于當時、…四海良導行庇于末代、皇化…廣布率土、法要永伝普天、特謚…号圓光大師

元祿十年正月十八日

遠路為見廻、…使僧并萩原…到来、喜悅之…至候、猶期來…音候、恐々謹言

〔六〕徳川綱吉朱印状写

(端裏書)

美作國久米南条郡北庄…里方村之内五拾石事、今度…寄附之訖、全可
収納并山林…境内竹木等免除、誕生寺…進止永不可有相違者也

元禄十二年十月十五日

(朱印)

〔八〕葵御紋打舗寄附状

一 葵御紋打舗

右は此たひ

円光大師開帳につき…御祈禱の御ため、右の品…御寄附被遊候、
上々様方御祈禱并ニ…竹姫君様御祈禱、永々…御つとめあるへく候、

以上

享保十七年

子ノ

四月

とめ

〔七〕誕生寺修復済ニ付御礼口上之覚
乍恐御礼奉申上口上之覚

美作國久米南条郡北庄里方村誕生寺儀、院宇…忽及退転候処ニ、依

御絲恵外辰兩年ニ新知境内并…寺領所迄、願之通段々結構被為仰付、
依御威光…寺院弥相統仕、大師前之勤行、末代迄無懈怠様ニ…罷成、

一宗之僧俗千万難有仕合ニ奉存候、其節…毎度御礼申上候得共、余難
有奉存、御奉行所様迄…猶茂御礼申上度奉存罷下候、恐多奉存候得共、
御朱印頂戴已後之御礼、御公儀様江奉願可然…儀ニ被為恩召候者、奉
恐入候得共、蒙御指図御願申上…度奉存候、為御窺口上書奉差上候、

以上

作州里方村

(印)誕生寺印

〔九〕塔頭井上院再興ニ付願書

書付を以奉願御事

(印)塔頭井上院、近來断絶仕候ニ付、一字再建仕度奉存候間、…表大
門之内南之方東西七間半南北六間之舗地奉願候、…新建家之間數三

寺社

御奉行所

御役人衆中

美作誕生寺所藏近世文書

問五間ニ半御免可被下候

〔黒印〕院号文字清淨院与御改被下難有存候、右志者、…為願菩淨本比丘、

誓菩妙本信女建立仕候間、即祠堂料…元米三拾石寄附仕置候、末々

塔中寮舍中御寺領…庄屋立合借付、御寺江御苦勞掛申間敷候御支

〔黒印〕拙僧義、再興開基ニ奉願候、右志之位牌立置申度候御支

〔黒印〕古来塔頭付之田畠并井上氏寄附之山林不殘被為…付置御帳面之通

奉請取候、然上者井上氏先祖諸…精灵永々致供養、廟所掃除等茂不

怠候様ニ可仕候

但シ里方分之田地之儀、追而賣払候ハハ、代米無紛失…外ニ証文

添置當院助成ニ可仕候

〔黒印〕古屋敷勢至堂之後、已前之通、竹敷ニ仕度奉願候、且又…勢至堂

ニ寮舍老人奉願候、末々迄御寺御苦惱ニ…成不申様仕、祠堂料元米

拾石小遣料年々利銀三拾弐匁ツツ納リ候様ニ可仕候御事
右之通宜被為仰付奉願候、以上

願主 清淨院

忍信

淨土院

文証

寮舍

宗哲

修補仕度奉存候、右之趣…何分ニ茂宜被為遊御聞届候ハハ、難有可奉

誕生寺方丈

御役者中

新左衛門

享保十七壬子年十一月

作州 誕生寺

(端裏書)

上来願之趣志勇猛存^(カ)…令許容候、為後証奥書如是

現住印

門脇津海(花押)

〔一〇〕御影堂修復ニ付願書

(袋書)

〔(上) 次〕 享保十七年御寄進

(上) 証狀

御書付

乍恐奉願候事

当寺御影堂、近年及大破、為再興御願…申上、当春中於江戸表開帳仕、

諸奉加施入之…金子を以當時御影堂修復仕候、右余金四百両、…先達

而御願申上、当分御役所江差上置候、何とぞ…此上御威光を以、御影

堂修復料永々相続仕候様…奉願候、尤只今迄大破之節者、御願申上、

度々開帳或者奉加等仕、所之御門中迄御無心中、修復仕候ハ共、…当

分之補而已ニ而、少々之余分等御座候而茂、…辺鄙之儀故、紛失仕、

後々助成無御座候而、修復…難成迷惑仕候、何とぞ先達而差上置候金

子…御威光を以無紛失祠堂料相続仕、永々右…利金ニ而、年々御影堂

修補仕度奉存候、右之趣…何分ニ茂宜被為遊御聞届候ハハ、難有可奉

御本山

御役者中

宝暦三癸酉年八月

大坂四ヶ所役寺

生玉寺町

法音寺(印)

西寺町

淨國寺(印)

八丁目寺町

大通寺(印)

天満寺町

宝縁寺(印)

〔十一〕 惇信院様御判物写

(端裏書貼紙)

〔惇信院様御判物写
家重公〕

美作国久米南条郡北庄里方村之内…五拾石事、并山林境内竹木等…免

除、依当家先判之例、誕生寺…進止永不可有相違者也

延享四年八月十一日

(朱印)

〔十二〕 金子預り証文

預り申金子之貳

一金子四百両也 利足年七歩定

右者貴寺御影堂永代修覆料祠堂金也、…此度当地御門中江預り致世

話候様ニ 御本山より…被仰渡、四箇所役中江慥ニ預り申候、然ル上

者御門中…相応ニ配分借シ付、年々利金二月十日・八月十日役寺…

年番江集ざ勢、貴寺江相渡可申候、尤御門中各寺…証文者役寺江取

置候、永世為無相違仍而如件

美作誕生寺所藏近世文書

〔十三〕 浚明院様御判物写

(端裏書貼紙)
〔浚明院様御判物写
家治公〕

美作国久米南条郡北庄里方村之内…五拾石事、并山林境内竹木等…

免除、依当家先判之例誕生寺…進止永不可有相違者也

宝暦十二年八月十一日

(朱印)

〔十四〕 珠光庵屋敷寄進証文

(端裏書貼紙)
〔珠光庵付田地寄進一札〕

庵屋敷寄進証文之事

野畑新田

一下々畑拾五歩

高五升^⑨

未才御免付

同所同断

一下々烟拾五歩

高五升

同断

同所前同断

一下々烟壺^(印)九歩高壺^(印)斗三升

同断

同所前新同断

一下々烟式^(印)拾壺歩高^(印)七升

言ノ烟

敵^(印)三敵歩高^(印)三斗

右之烟境目者東西南北共道切り

右者此度貴庵屋敷替被成候ニ付、私…抱分之内書面之烟先祖為菩提料

与…庵屋敷ニ寄進仕候、然ル上者当丑才^{タメ}御歳貢諸役、貴庵^ム御勤

メ御心儘ニ…御屋敷取り可被成候、此烟之儀ニ付私義者…不及申ニ、

一家村中少茂茂^(茂カ)故障無御座候、…為其沢村役人中加判取之証文相渡シ
…置申候、為後燈庵屋敷寄進…証文仍如件、

成松村寄進主

十 藏^(印)

沢村組頭

徳兵衛^(印)

同年寄

熊治郎^(印)

一銀三貫目也

〔十六〕金子押借証文

押借仕證文之事

惣本山

塔頭 誕生寺^(印)

天明五年巳五月

淨土院^(印)檀那惣代 岡部為之添^(印)

御役者中

天明元年廿王五月

成松村寄進主

十 藏^(印)

沢村組頭

徳兵衛^(印)

同年寄

熊治郎^(印)右者今般拙寺為風雨 御影堂始所々…及大破修復仕度奉存候ニ付、
押借仕候所矣正ニ…御座候、御上納之儀者拙寺祠堂大坂御門中江…

預ケ置候利銀を以、年々御本山江御上納可仕候、…為其連印證文差

誕生寺末沢村
珠光庵

拝借主作州

誕生寺 (印)

納可仕候、御門中一統拝借仕…候儀ニ御座候故、上納遲滯之儀決而

不仕候、為…後證仍而如件

寛政元巳酉年十月

拝借主

誕生寺

天明六丙午年

同

功 誉 (印)

塔頭

淨土院 (印)

同

剛 誉 (印)

同

本覺寺

同

安養寺

同

蔡 誉 (印)

同

大信寺

同

明 誉 (印)

同

重願寺

同

潤 誉 (印)

同

成道寺

同

法 誉 (印)

同

成覺寺

同

淳 誉 (印)

同

榮嚴寺

同

(貼紙) 無住 (付) 成道寺預り無印

惣御本山

御役者中

〔十七〕文恭院様御判物写

(貼紙) 恭院様御判物写

美作国久米南条郡北庄里方村之内…五拾石事并山林境内竹木等…免除、

依当家先判之例誕生寺…進止永不可有相違者也、

天明八年九月十一日

(朱印)

〔十八〕祠堂銀拝借證文

拝借證文之事

一銀三貫目也

右者御祠堂銀今般誕生寺諸堂及…大破修復差加候ニ付拝借仕候処実
正也、…然ル上上納之儀者來戊年五月元銀五百目并…加銀相添急度上

美作誕生寺所藏近世文書

惣御本山

御役者中

〔十九〕「諷誦文」

敬白諷誦伏請常住宝哀感摄入… 証明功德… 仰願天下泰平國安穩風雨

以百姓無…難結緣近国道俗貴賤息災除病五… 穀豐饒師檀繁榮伽藍修復

能施所…施俱沾利樂…

方今所修熊谷蓮生開白不斷長行念… 仏三昧邀廿一万八千日年月限

一七日莊嚴道場供養香華燈明開白以來所結… 緣先亡後滅諸

聖靈增進菩提經營…回向二者也…

羈以末法万年余教悉滅弥陀一經利物… 偏增矣誠哉今也雖末法五

濁時弥陀覺… 王本願稱名念佛利益廣大而溢三四海迄… 花雜片鄙遠國

派嶋一唱名念佛聲洋々… 盈巷覃尼入道一文不知兒童奴輩… 街歌路譜

稱之結遠因仏性緣一或… 蒙聖衆來迎驗益顯往生淨土現証… 者不

可勝計者乎覺… 大師為遺跡造立精舍勤修不斷斷… 名復為念

仏道場仰宗風寺院於六… 十余州不レ知其數幾千萬… 者哉、就中

… 当山者大師誕生地往昔御父時國公館舍而本堂者大師產處旧迹二

幡… 奇瑞靈場併是勢至薩埵垂跡之地… 也、然大師建立淨土宗享寿四

十三御時… 自躬彫刻影像而屬熊谷入道送故鄉… 擬兩親追慕

焉、正今宮殿奉安置是也… 從尔以来奇瑞靈驗干今不レ絶為常行念… 佛道場雖幾星霜經資財助力無レ之… 癸心願主結衆不少連黑狹鳴… 鉢朝茶… 菘獻三尊容… 布供香華… 礼… 慈蔭… 断称名無怠以是日夜

朝暮參詣道… 俗遠近旅人低頭合掌恭敬拜念… 之者乎、此所謂利物

偏增之妙釈… 明著者也於是企一七日修薦開白… 以來結緣諸聖靈並

於此砌不論多少運施財之志為施入或隨喜或參詣或低頭

拳手之族順逆結緣之輩迄… 現預護念利益除災障厄難… 当来… 令

獲往生淨土果報乃至法界平等… 利益聊為回向廿一万八千日之旨
趣鳴… 梵磬逸韻告三寶照鑑之狀仍如是

維時

寛政二年三月命日

功譽欽言

當山幻住導師

並一山大眾

〔二十〕通日雇御請負一札写

一、御陸尺上人

但し十月と二月迄之間

通日雇御請負一札写

老入二付

金式兩

老分

式朱

ト

金

式兩

老

分

金式兩

老

分

金式兩

老

分

老入二付

金式兩

老分

式朱

ト

金

式兩

老

分

金式兩

老

分

金式兩

老

分

金式兩

老

分

老入二付

金式兩

老分

式朱

ト

金

式兩

老

分

金式兩

老

分

一、狹箱持

老人^{ニ付}

金毫兩 壱分ト
銀拾匁

但し三ノ目持其余

過ノ目者老人^{ニ付}八匁ツツ

一、鎗持

老人^{ニ付}

金毫兩 壱歩ト
銀拾匁

一、傘持

老人^{ニ付}

金毫兩 壱歩ト
銀拾匁

一、草履取

老人^{ニ付}

金毫兩 壱歩ト
銀拾匁

一、平人荷持

老人^{ニ付}

金毫兩 壱歩ト
銀拾匁

但し六ノ目持其余過ノ目者
本貨銀割合

老人^{ニ付}

金毫兩 壱歩ト
銀拾匁

一、才料

武拾人^{ニ付}中人老人

才順被下置候事

一、才料

武拾人^{ニ付}中人老人

才順被下置候事

一、御大守様御供被遊候節者尾張屋…御定直段之通被下置候事

津山^ム大坂廻り又者山崎通伊勢路東海…道佐谷廻り十五泊十六日

御役所

一、御道中川支ニ而居逗留者一日老人^{ニ付}…三匁ツツ二日目^ム本貨銀

御着之積

山口屋

文政元戌寅十二月

一、御道中歩行ニ而御日延ニ相成候節者…十七日目^ム本貨銀割合被下置候事

〔二二〕金子借用証文

預り申金子之支

一、金武拾両也

但し利銀
壱筆定

一、御道中歩行ニ而御日延ニ相成候節者…十七日目^ム本貨銀割合被下置候事

〔二二〕金子借用証文

預り申金子之支

一、金武拾両也

但し利銀
壱筆定

右者門満寺先住性智和尚御代…庫裏屋根替ニ付借財御座候處、此度…
貴寺様^ム御弟子靈浩律師御請待申候ニ付…右金子借財御引請被下此度…
慥ニ請取申候、…若亦御本山御門中并講中^ム故障之義…有之伴僧住職
破談ニ相成候ハハ右請取候金子ニ…利足を加江御戻し可申候、仍之永々

一、木曾路御通被遊候節者陸尺老人^{ニ付}…武拾五匁、刀差之分武拾武
匁、平人拾八匁…右增銀被下置候事

一、老人之内御廻り道老人^{ニ付}…三里ニ茂相成候ハハ老人

備中國賀陽郡

門満寺講中惣代植木

定七(黒印)

△二口賀茂一件済書

北国府

惣助(黒印)

一当村氏神加茂大明神近來及大破ニ相談之上御願奉申上、
則御開濟之上□…再建立仕候ニ付、遷宮式之儀先例之通り夫々
ニ可仕候…處、同宮社人塙嶋長門同社鍵取磯兵衛社役一件…双方申
分ニ相成下方ニ而相済不申、無拠御上沙汰相成…村方一同迷惑仕候
処、御憐愍之上此度□…田外源内上神月村庄屋玉野瀬四郎下
弓削村社人本郷…常盤ハ内済被仰付、双方共ニ申分一条相済候得共、
再…建立棟札相認之儀者往古より貴寺様江我々先祖…より以書付書替之
儀御願可申儀先例□…右長門より差障候ニ付、古棟札西幸村神坂
新右衛門へ永…預ケニ致シ無棟札ニ而此度者遷宮式仕度奉存候間、追
而…先例之通り棟札書替儀、貴寺様へ御願可申上…迄ハ同社へ御勤
方之儀ハ諸事思召次第□…塙嶋長門より棟札跡之物ハ一切相納
申間鋪候、前文之通…此度無棟札ニ而遷宮仕候ニ付、為後日連印書
付差上申候、…仍如件

刑ヶ部村

忠治(黒印)

黒尾村

武八(黒印)

東阿曾村

儀助(黒印)

北窪木村

藤右衛門(黒印)

新町

乙吉(黒印)

西山

作十郎(黒印)

溝手村

長三郎(黒印)

作州

誕生寺

御役僧中

北庄里方村

鍵取□(黒印)

組頭仙之助(黒印)

百姓代八次郎(黒印)

同断孫三郎(黒印)

年寄□(黒印)

同斷瀬兵衛(黒印)

兼常庄屋
西幸村

神坂新右衛門（黒印）

誕生寺
御役者中

（端裏書）

「賀茂宮一件済書」

〔一三〕 林山老ヶ別讓渡シニ付証文

右者山之城村内字畑岡林山老ヶ所同村庄屋…与次兵衛方貴寺江御渡申
有之候处境目…間違之義有之御改之上今般先証文并… 絵図面之通村役
人并与次兵衛人立会先前…之通ニ仕御渡申上候處聊相違無御座候…向
後辻山ニ付獵ヶ間敷養決為致申間敷候、…依之立会印形仕候以上

文政十亥年閏六月

山城村
与次兵衛跡

左平太（黒印）

同村立会人

左右助（黒印）
式百分

小原南村同断

金四郎（黒印）
式百分

山城村年寄

甚四郎（黒印）

庄屋兼

甚四郎（黒印）

誕生寺

御役者中

（包紙）

〔一四〕 浄土門主尊牌安置ニ付達書

〔達書〕

(本文)

天保二年
卯三月
小山治部卿

常朝(花押)

美作国久米南条郡

泰寛(花押)

里方邑之内

誕生律寺

誕生律寺

右依為…大師前根元之御遺跡今般…淨土御門主御曆代之…尊牌被安置
畢者永世常行…念佛御回願不可有退転之條…執達如件

〔二六〕尊超法親王御染筆御額字寄附狀
(華)
清淨香院 権少僧都定舜(花押)

〔二六〕尊超法親王御染筆御額字寄附狀
御寄附之事

天保二年
卯三月

〔二五〕釣提燈等寄附狀
(華)
〔二五〕釣提燈等寄附狀
(黑印)

〔二五〕
(黑印)

一尊超法親王御染筆…御額字 誕生律寺…

右就其寺格別之…御由緒今般御寄附…有之候者也仍証書如件

天保二年
卯三月

岩波少進
庸堅(花押)

武田宮内卿

玄久(花押)

(本文)

〔包紙〕
〔御寄附狀〕

〔黒印〕
榮葵御紋附

〔一、釣提燈〕
式張

同

一、弓張

式張

右就為其寺…本尊前莊嚴并…御額字守護御寄附…有之候者也

仍證

書如件

谷野土佐守

(本文)

〔包紙〕
〔度牒〕

慧智玉潭

初發菩提心之剃髮…受戒名玉潭慧拾…於…大師前而授与度人法…正戒

竟從今清淨…慎莫放逸

天保四年己正月廿三日

誕生比丘察嚴

朱印 朱印

〔二七八〕 慎德院様御判物写

〔端裏書〕 ① 「慎德院様御判物写」
〔貼紙〕 家慶公

〔美作国久米南条郡北庄里方村之内
淨土宗 謹啟
誕生寺 知恩院末

一

〔本文〕

美作国久米南条郡北庄里方村之内…五拾石事并山林境内竹木等…免除

依当家先判之例誕生寺…進止永不可有相違者也

天保十年九月十一日

〔朱印〕

天保十一年

子十二月

借主 常五郎（黒印）

請人 嘉平（黒印）

年寄 薈治郎（黒印）

庄屋 柳蔵（黒印）

同断 弥四郎（黒印）

誕生寺

淨土院

御納所

〔二九〕 誕生寺淨土院祠堂米借用証文

借用申御祠堂米証文之夏

一、米三俵也

此質物

まへ毫反之内

一、中田壱畝拾五分 高式斗壺升

美作誕生寺所藏近世文書

右之内

一、中田三畝拾五分 同四斗九升

三

同所

一、下田壠分半 同 八合

五

右者誕生寺淨土院御祠堂米之内三俵也、只今慥ニ…借用仕候處當于御年貢御上納仕候處実正明白ニ紛無御座候、…依之質物請人加判者立会相改取置候間、貴院様より御改ニ不及申候、尤御年貢諸役共此方より相勤候間、…貴院様へ來る丑方己年迄米三斗宛毎年無滯…御払可申候、若万一小少而も相滯候ハシ、右御田地詰人江引取…貴院様へハ正米ヲ以急度御払可申候、為後日村役人…加判ヲ以借用申御祠堂証文、仍而如件

北庄山手上村

〔三〇〕 誕生寺淨土院祠堂米借用証文
〔端裏書〕 (下方) 「森ノ尾

卯芳太郎

(本文)

借用申御詞堂証文之文

但シ來ル辰ニ申迄
三割五年拵差上候

内訣此質物也

一、下田壱畝廿七分
高武斗六升六合
武

同断

一、下田三分
同壱升武合
新三森尾
一、下畑四畝分

同廿武歩半

同三斗武升五合
六

右者誕生寺淨土院御詞堂米之内書面之通…

慥ニ借用仕当卯御年貢ニ御

上納仕候処紛無御座候、…依之質物地所村役人并加判之者立会相改取

…置申候間、貴寺ニ御改ニ不及申候、尤御年貢諸役…等此方々上納仕、

右加徳米を以年銀中米六斗宛…十月上旬ニ御拵可申候、若シ又借主才

覺相成…不申候ハハ、右質物地所村役人并請入江…引請貴寺ヘハ正米

ヲ以急度御拵可申候、為其…村役人連印ヲ以借用仕候處相違無御座候、

為…後日証文仍而如件

天保十四年卯十一月

北庄山手下村借主

受入 芳太郎 (黒印)

吉五郎 (黒印)

リ村々御返し可被下候、…已上

百姓代
八藏 (黒印)
年寄 新藏 (黒印)
庄屋 代次郎 (黒印)

淨土院

御納所

〔三一〕誕生寺内通行ニ付廻章

(袋書)

廻文

誕生寺

役僧

廻章を以得御意候、然者當山儀…御公儀尊牌、古來々被為在…御安置、就中去列三月京都…華頂御殿宮様御歴代尊牌…被為在御安置候、并御染筆之…御額御紋附之提灯等被為在…御寄附候、右ニ付、大門より裏江…通り抜ケ、裏より表大門江通行…之儀

大師前其外諸堂江參詣之仁者、仮令何れ之人々ニ而茂…手ニ持候荷物者、格別棒ニ而…荷なひ持通行者不相成候、…且又笠手拭頭巾冠物致し、…又者高声雜談等堅無用之…制札立置候、若荷物寺用之…人者、外ニ別門拵置候間、是より…出入可有之様致し候、御近領之…事付、為心得小前衆中江…乍御面倒御申喩可被下候、自然…差支之儀御座候得者、却而氣之…毒ニ存候故、前以得御意置候、尤…御請印之上、留

八月十五日

誕生寺

役僧

八神村 仙助 殿

堺名八 殿

押淵村 倉右衛門 殿

福渡村 外三郎 殿

同 殿

逸平 殿

川口村 伊七郎 殿

別所村 弥兵衛 殿

下糀村 斎次郎 殿

藤原村 与惣治 殿

豐樂寺村 利兵衛 殿

同 殿

神目中村 利兵衛 殿

同 殿

久五郎 殿

大戸下村 利兵衛 殿

同 殿

山之上村 利兵衛 殿

太三郎 殿

國平 殿

大戸上村 利兵衛 殿

久五郎 殿

塚角村

米山寺村	上打穴村
安ヶ以村	藤四郎 殿
金間村	下打穴西上下
同	彦右衛門 殿
臺八 殿	打穴上村
下二ヶ山村	弥惣次 殿
万兵衛 殿	兩山寺村
恒四郎 殿	宮尾村
同	治郎左衛門 殿
宮地村	幸次郎 殿
仏教寺村	同
倉之丞 殿	勝三郎 殿
上二ヶ村	寺方中村
榮蔵 殿	(貼紙)
福田村	久米上村
武平太 殿	又市 殿
同	勝三郎 殿
足山村	殿
里公文村	忠右衛門 殿
同 下村	武平太 殿
福田上村	源左衛門 殿
北条郡上打穴里村	松三郎 殿

太郎右衛門殿

山手公文南村

同

留藏殿

周吉殿

福田下村

和兵衛殿

油木上村
弥尾吉殿

桑上村

孫次郎殿

中北上村
善作殿

桑下村

兵平殿

甚三郎殿

蓑上村

葭郎殿

庭藏殿

同

甚藏殿

甚三郎殿

戸村

類平殿

中北上村
甚三郎殿

領家村

流藏殿

中北上村
甚三郎殿

同

義兵衛殿

〔三二〕誕生寺内通行ニ付廻章
(袋書)
「廻文
誕生寺
役僧」

廻章ヲ以得御意候、然者…当山儀

御公儀尊牌、古來カ被為在…御安置、就中去卯三月…京都

華頂御殿宮様御脣代…尊牌被為在御安置候、并…御染筆之御額御紋附

之…提灯等被為在御寄附候、右ニ付、大門より裏江通り抜ケ、…裏より表大門江通行之儀、…大師前其外諸堂江参詣之…仁者、仮令何れ之人々ニ而も、…手ニ持候荷物ハ、格別棒ニ而…荷なひ持通行者不相成

候、…且又笠手拭頭巾冠物致し、…又者高声雜談等堅無用之…制札立置候、若荷物寺用之…人者、外ニ別門拵置候間、是ゞ…出入可有之様致し候、御近領…之事ニ付、為心得小前衆中江…乍御面倒御申喻可被下候、自然…差支之儀御座候得者、却而…氣之毒ニ存候故、前以得御意置候、…尤御請印之上、留り村より…御返し可被下候、已上

誕生寺

役僧

境村庄屋

金 藏 殿

兼市郎

殿

吉左衛門

殿

助

殿

吉

殿

榮

殿

助

殿

政之助

殿

和田北村庄屋

伊兵衛

殿

榮助 殿

吉

殿

吉

殿

助

殿

吉

殿

助

殿

政之助

殿

政之助

同村庄屋

金 藏 殿

殿

榮助 殿

吉

殿

吉

殿

助

殿

吉

殿

助

殿

政之助

殿

政之助

大坪和西村庄屋

円 藏 殿

殿

榮助 殿

吉

殿

吉

殿

助

殿

吉

殿

助

殿

政之助

殿

政之助

角石祖母村庄屋

宗兵衛 殿

殿

榮助 殿

吉

殿

吉

殿

助

殿

吉

殿

助

殿

政之助

殿

政之助

同

銀左衛門 殿

殿

榮助 殿

吉

殿

吉

殿

助

殿

吉

殿

助

殿

政之助

殿

政之助

〔三四〕 大師前双親七百回忌ニ付寄附状
一、白銀拾枚
証

誕生寺

御役僧中

角石谷村庄屋

吉左衛門 殿

殿

榮助 殿

吉

殿

吉

殿

助

殿

吉

殿

助

殿

政之助

殿

政之助

〔三四〕 大師前双親七百回忌ニ付寄附状
一、白銀拾枚

喜平治 殿

殿

榮助 殿

吉

殿

吉

殿

助

殿

吉

殿

助

殿

政之助

殿

政之助

三明寺村庄屋

榮助 殿

殿

吉

殿

吉

殿

助

殿

吉

殿

助

殿

政之助

殿

政之助

右者 … 大師前御双親被…当七百回忌候ニ付…被致寄附候条件如件

金戒光明寺役者

〔三六〕 堂舎修復ニ付寄附状
（包紙）「寄附証狀」

（本文）

弘化三年年四月 懿徵（黒印）

信道（黒印）

一、銀三拾枚

（本文）

榮摶院（黒印）
顯谷院（黒印）

作州

誕生寺

右者 … 大師前御降誕格別之…御旧跡ニ候處諸堂舎大破ニ付…修復為御
助情御寄附之…御事ニ候、猶精々可懸丹誠者也

惣本山

弘化三年年閏五月 都鑑（黒印）

作州

誕生寺

〔三五〕 大師前双親七百回忌堂舎修復助成銀寄附状
（包紙）「証書」

（本文）

一、銀拾枚

右者今般其寺 … 大師前御双親七百回忌 … 就相当諸堂舎修復 … 為御助情
格別以…思召御寄附被為在候 … 者也

〔三七〕 永世常灯明料等寄附状
寄附証狀

一、真鍮灯籠并台

但攝立添

樺田右京亮

直靖（花押）

武基

式通

弘化三年年四月

佐州

誕生寺

一、真鍮生華瓶
一、黑塗華瓶台
一、真鍮生華挿中筒
一、日用供華中筒台

一、金百両

永世常灯明料
永世日供生華料

手形差入申処…依而如件

元村借主
同人
同人請人
治左衛門（花押）

右元金 懿本山御役所江永世御預り相願…毎年子益金五両宛貴寺江

御渡之旨万代…不易規定事、但証券者當万江預り蹕右子分…金五両

宛貴寺江御渡之分を以可被備永代長日…供養灯華之資料者也

右者 …宗祖大師根本御旧跡之地ニ付為…上酬慈恩今般寄附之以御囑

永世…日別供養無怠緩旦回此功德所冀…先師考妣諸靈儀及愚納身後永代…日別回向也、寄附狀仍如件

嘉永七年甲寅二月

武陽天徳寺三十九主

仁誉（花押）

（香炉印）

〔三九〕金子拝借証書
一
証書

（金印）

一、金三拾両也

右之金子此度入仏要用ニ付…拝借仕候之処実正ニ御座候、然ル…
上者拙寺勸財之内九州一円并ニ…安芸備後此両国相添御引当ニ…
拝借仕候、為後日之金子拝借証文…依而如件

美作國
誕生寺
聚善定嚴和上

誕生寺
知事（黒印）

嘉永四年
正月日

役寺
淨土院（黒印）

作州
誕生寺（黒印）

〔三八〕銀札借用証文

借用中銀札手形之事

一銀札四拾匁也 但し当卯十二月拾四匁御払可申候

右書面之通少茂（旧カ）□無御座候、然ル上者右…定メ之通無滞御（弘カ）□可申候

若又相滞…候節者、請人之者（兵カ）□急度御返済…可申候、為後日之（吾カ）□人

惣御本山
御役者中

〔四〇〕 隠居後住ニ付願口上書

奉願上候口上書

一拙僧儀近來多病ニ付寺務難相成隠居仕度御願…奉申上候、後住之儀者四代以前雲沾和上弟子聚譽…戒伝江被仰付候様、宜敷御披露奉願上候、法類一…統熟談之上連印を以奉願上候、以御憐愍右兩様速…御聞濟被為下候ハミ難有仕合奉存候以上

嘉永四年亥五月

作州

誕生寺

土州

巨海(花押)

淡州

知事

白雄

隱州

役院

淨土院

觸頭中

法類惣代播州赤穂

大蓮寺

惣門中

惣御本山

御役者中

(包紙)

〔四一〕 御寄附状

〔四二〕 尊超親王御染筆御名号寄附状

大光明院一品尊超親王御染筆

一御名号 一枚

御寄附之事

右貴寺就御山緒此度…御寄附有之候、永可…為護持候、仍証書…如作州誕生寺儀者…大師御降誕之靈場ニ…候之處、諸堂舎及大破…修復難及自力旨、追々…御遠忌茂被為近寄…當惑之趣、依之相對…勸化巡行之儀願出…則…御聞濟之事候、尤…伊予・土佐・淡路・隱岐…四ヶ

安政四年

谷野土佐守

常彰(花押)

美作誕生寺所藏近世文書

國之寺院并又末ニ…至迄不洩賴談として…同寺役僧可罷越候間、…所々触頭并門中…得其意於各所為申合…喜捨有之度、且又…各寺檀越并有信輩…致勸諭助勢修復…成就候様可被想…丹誠もの也

惣本山

安政三辰
十月

予州

役者(印)

巳十月廿六日

角田加賀守

俊徳

(花押)

(包紙)

〔証書〕

〔四四〕知恩院大僧正大師前御備料書状

武田宮内卿

信徴

(花押)

〔証書〕

今般貴寺江從…伏見宮御方灰筋壁…御寄附被成下則…大師御旧跡之御
莊嚴…大僧正御方弥御隨喜依之…白銀五枚…大師前江被遊御備遊…事

美作国久米南条郡北庄里方村
誕生寺金誉玉潭和上

惣本山

安政四年十月役者(印)

作州里方村

誕生寺

〔四五〕尊超親王御染筆寄附状

(包紙)

〔証書〕

嘉志こし那の御染筆

御懷紙 一副

御紋附表具
并御文庫添

〔四五〕田地小作証文
一下田武拾步 高九升三合 三田

字正面
但し此御加徳毎年壹俵宛之定

右者・大光明院一品尊超親王…御染筆文政六年専念寺…順阿江被下置
候處由有而、越後…新発田大善寺近譽入牛…御室江被相納候處、此度

…思召を以其寺江被下置候…間、永々大切ニ可為護持依執…達如件

安政四年巳十月廿六日

美作国久米南条郡北庄里方村之内

法印信徴(花押)

柄社山

誕生寺金誉玉潭和上

久米北条郡

久米中村田地小作人

誕生寺

安政六年己未

原田又市 (印)

御役者中

三月日

同断証形

原田良四郎 (印)

同断

原田安右衛門 (印)

同断

原田小十郎 (印)

(端裏書)

〔四七〕原田家供養料寄進状

誕生寺

御役者中

〔四六〕御供養料寄附状

(本文)

肥山奉寄附証文之事

頬元村地内字楨松

一肥山上下四畝分 但御連上銀弐分八厘

此塙立南者筑山堀西者道切北東者田辺り堀堀

同字神子免

一同中下中老畝分 但 同断 四厘

此塙立東者農窪下者田辺り堀堀上者道切堀

同字又治 下モト

一同中下四畝拾五分 但 同断 三分四厘

此塙立下者女下太市田辺り堀堀西者近江山道堀南上者道切

同兼吉 (印)

同字五郎善道下

一同中下式畝分 但 同断 九厘六毛

此塙立 式筆合南者□□小瀬道下東西下道切右山堀

同字坂田

一同中下式畝分 但 同断 九厘六毛

原田岸松 (印)

同植五郎 (印)

同銀左衛門 (印)

同兼吉 (印)

同友之介 (印)

同判頭

同順左衛門 (印)

同名主

同権四郎 (印)

此反別々壱反壹畝拾五分御運上銀八分六厘

右肥山立米毎年玄米壱俵ヅツ

右前書之肥山反別此度原田參河守様御廟所修復并御尊牌追善料と

して前文之通候家臣磯山姓申合御貴寺江奉納仕候處相違無御

座候左候上者御運上銀等当村役場江御勤メ可被為成下候依之致連

印形永代…寄附証文奉差上候処仍而如件

原田參河守旧臣

頬元村

磯山芳太郎(印)

磯山治左衛門(印)

磯山近江之輔(印)

磯山^(子)健治(印)

誕生寺

御役者中

同断

休太郎(印)

同断

岩太郎(印)

同断

万吉(印)

同断

原田良四郎(印)

同断

原田又市(印)

同断

原田小十郎(印)

同断

儀兵衛(印)

同断

原田安右衛門(印)

同断

同村組頭

為成下後年ニ至リ當人者…不及申方ニ至迄聊申分毛頭無御座候、依之…村役連印形取之、永代寄附証文奉差…上候処、仍而如件

安政六年未歲三月日

久米北条郡

久米中村

發起人

原田又市(印)

同断

原田良四郎(印)

同断

原田又市(印)

同断

原田小十郎(印)

同断

儀兵衛(印)

同断

原田安右衛門(印)

同断

同村組頭

同断

万吉(印)

同断

岩太郎(印)

同断

休太郎(印)

同断

原田良四郎(印)

同断

原田又市(印)

同断

原田小十郎(印)

同断

儀兵衛(印)

同断

原田安右衛門(印)

同断

同村組頭

同断

万吉(印)

字正面(印)

一下田式拾歩高九升三合三田

〔四八〕田地寄附証文
寄附申上候田地証文之文

右前書之通田地壹ヶ所反別此度原田三河守様御廟修復并御尊牌再興ニ付御供養料として御貴寺様江永代…奉納仕候處相違無御座候然ル上者當來歳…より名寄帳面御切替御年貢諸役共御上納…御勤可被

精一郎 (印)

誠生寺

御役者中

〔四九〕 林山寄附証文

林山奉寄附証文之事

小原北村之地内
字造通

一 下下山老畠分

御運上銀武厘

前書之通林山此度…原田參河守様御廟所修復并ニ…御尊牌追善料とし
て前文之通り家臣…延原姓中合御貴寺へ奉納仕候処相違…無御座候、
左候上へ御運上銀等当村役場江御勤…可為成下候、依之致連印形永代
寄附…証文奉差上候処、仍而如件

原田參河守旧臣

小原北村奉納主

延原久藏 (印)

同 孫四郎 (印)

同 順 蔽 (印)

同 重 蔽 (印)

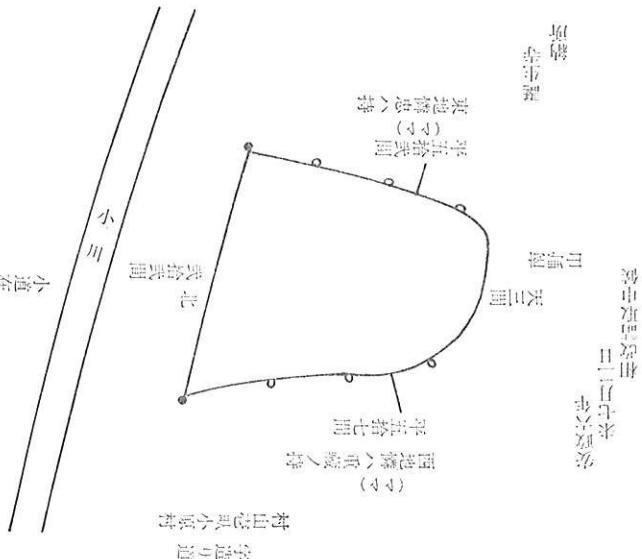
安政六年未七月朔日

誕生寺

御役者中

右之通相違無御座候尔付、兩者…印形致置候、依而如件

美作誕生寺所藏近世文書



〔五〇〕 廻在修行尼きぬ死去ニ付差上一札
奉差上一札

一武州江戸八丁堀之産きぬ尼同人母…同人娘右之者御当山御茶堂借居

…申候処、去ル十二日廻在修行ニ罷出津山…在横山村ニおゆて去ル十五日病死仕…廻同行中より右茶堂へ死人連帰リ…御寺様へ御窺御聞済被為下、尚又…御茶堂舗地御村方も御聞済被下…御山内ニ葬埋被為下難有奉存候…右横山邑者不及申廻国同行一統ニ…至迄故障無之難有仕合ニ奉存候、…依之一札奉差上置候処如件

きぬ娘

ふ さ(一)

同人母

た み(一)

廻國江戸

吉 藏(印)

徳之丞(印)

寛 龍(印)

喜代藏(印)

安政七申年三月

冠簪大僧正御代役者

慶度院

萬迪(花押)

常照院

滿閑(花押)

宥 故

樂譽(花押)

豊 舟

祥譽(花押)

美作國誕生寺

御役者

作州

誕生寺

聚贊定敵

〔五一〕金子預り置ニ付本山役者書状

証狀

貴寺從來難渋寺ニ而相統方ニ茂…差支困難之折柄來西年稀成…御遠忌ニ被為當候付、無余儀御當山始…御配下寺院助成之儀此節柄難被及…御沙汰候得共、余寺不共之御旧跡格別之…訛を以勸化…御免不被仰出候、依之追々諸向より…喜捨有之候内、金七百両者永々御供養向…其外修復為手當御当山江御預中上置度旨、…右者無余儀次第三相聞候間、

願之通…御当山大衆年番江永世預置年々八朱之…子分相渡候、然ル上者向後…大師前御供養向者勿論致喜捨候、施主…家之回向無怠慢諸堂舍修復等常々…心掛後代住持心得達無之様堅致規定…置弥以可為真俗繁榮之条如件

安政六年
未七月

〔五二〕出開帳ニ付書状

今般弥助御企、去ル十八日…同十九日之尊書拝見仕候、…先以 御

山御静謐益…尊前御多福被遊御座…奉恐悦候、隨而小弟無異…罷在

候間御安慮可被下候

〔脱カ〕
御朱印桐油

一御鳳輦よふらく

一白幡壱流

一挾箱桐油 三通り

一侍羽織 六ツ

一清光寺様証文入状 壱通

一よねや紙包之衣 壱

一御じばん 壱

右今度遣候間御落手…可被下候、

一今般之御状ニ、靈宝物ハ…船廻しニ相成不申段被仰…下御尤奉存候、
先書申出候者…船廻しとハ不申上候、どふで…行例列ニ長持為御持夫
を…先ニ御越可然と申上候、疾と…申上候書面御熟覽被下度…奉頼
候、夫共ニ是非ニも…御道中御一所ニ申事ニ候へ者、…宜御座候、
此方者先ニ御廻シ…被成候ハハ、此方へ御入輦…之後響ケ敷無之候
而、…甚身仰合兼何用之…支度御入仮前ニ仕立…置度奉存候故申上
候、其外…打敷類・幕類も右同断、…疾御賢慮を以何れとも…可被
遊候、万々当十八日…津山武兵衛帰國之節委…申上候、定而御披見
被下候者…奉察候

一御双親之御厨子ニ昔ヨリ…厨無之段、尤左様ニも御座候、…夫を今

般御越ニ申上候

一津山御屋敷之事、揃々…氣之毒ニ奉存候、夫共ニ…御工夫第一之事
ニ御座候

一土井屋敷 宇井五郎八殿、…右へ此方ニて頼込候様御申…越承知仕
候、中々左様…之事ニテハ不参候、内意…其方ニテ御申入其下役中

ム…書状ニも参候ハハ、夫々便ニ…可申入、唯御使僧ニも御頼…斗
ニテ者無覺束存候、…然共先々諸方聞合…何れ共相勧候て可申候、

…右其御元ニテ不参事ニ候へ者、…此方と尚不之字ニ御座候、…御
寺中方之御砌き無之と…申中のニ御座候、此段も…疾と御賢察可被
下候

一棕之事揃々氣之毒千万、…何角左様之御手支、唯…尊前之御心労奉
察候、…とふそ早く参候様奉祈候、

一淨土院も今般ハ不参訣ハ、…去年災難之儀氣之毒、…然共當人と万
事ノ長ニ…仕置、とかくこれハ淨土院…不致得心者、キヤツヲ三市
…右衛門役ニいたし度故、亦之…塔頭壱統も不参候而者…不外聞奉
存候、疾と…御賢察之上御申付被成候、

一去年ヨリ段々遣候注文…書、能々心ヲしつめて…披見可致事と被仰
越候、…委細悉奉畏候、とふで…不調法勝チニ御座候、其段ハ…兼
而御存知之御事ニ御座候、…追々御注文之通無間違…差上候と奉存
候得共、万一…失念之事も御座候ハ早速…御申越可被下候、且御
帰寺…後十二月廿日ニ仮厨子之…船荷相達、尤送狀も…無之候、其
後正月二日ニ…十二月廿二日夜四ツ半時之…尊書來候、其後十一日
ニ…十二月十七日出候、尊書來候…同十二月正月五日出候尊書…記

録等武兵衛持參仕候、…右同日ニようらく入之…箱來候、同廿一日ニ
弥介…來候、右之通御座候、…尤此方ニ御便を不申上段…失礼仕候、
われもノ…今か／＼と御国元ニ御様…子奉侍事、何角之…一件短

才目カ一人して…八人芸を仕事故万事…不行届、其段ハ御高免…此
上者御状之趣ヲ隨分…心をしづめ拝見仕候而、用…向相達申上候間
…亦後…尊前方ニても此方も御書…状等ヲ心をしづめ…御披見被下

度奉願候、…尊前も數多之隨從も…在之共御心勞ハ御壱人…我等者
唯壱人、然者…氣根くらべニハ木寿…かちたり、御一笑(マ)

一御影之事、山田ヘ相談仕候処…中々少キ事ニ候、三月九日ハ…別ニ
大御影在之申候ヘハ、…其大御影一式ニて宜候…大小在之候而ハ惡
敷候、…然者大御影板木早々…御越可被下候、當五日出之…愚札ニ
板木類事、早々…相御登申上候ニナゼニ…今般能便ニ御越不被下候、
…何分大御影板木・觀音…之縁起板木者、是非々々…早々御越可被

下候、

一練供養裝束等一式…無御失念御持參被仰付…奉頤候、

一所々進物御状等相違、…尚宜申上真候様申付候、…尤年玉として思

召之一品…忝御北堂様より御手掛…幾久敷忝拝受仕候、

一宗名一件、京・江戸甚以…大騒動、とふやら不ノ字ニ…相聞候、拟

々痛心々々…又開帳之障ニもと甚以…痛心仕事ニ御座候、何分…御

一山 大師前へ御祈…願奉願候、道カ第一ノ…事ニ御座候、此儀成
就ノ…之上者開帳御繁榮も…おのづから増上、定而…順東上人ニも
御取込、縁山…騒動ニ候へ共 御紋付之事も…延引と痛心至極仕候、
…早夕御祈願之為万遍…第一之御事ニ御座候、

謹言、

功誉老人人様

等劣

〔五三〕 葵御紋附之儀ニ付書狀

一開帳申下勵事、十式人…斗此方ニ御残置候事、隨分…沢山ニ御座候、
其余ハ此方ニて…何れ共いたし申候、国人ハ…あまり此方之使用等
ニハ…間合者不申候、先ツ十式人ニて…宜御座候、
一縁起僧之事、所化兩人…小僧兩人之外ニ木願寺…御弟子、又外ニ大
師前…縁起僧壱人、隨分夫ニて…宜御座候、とふで八人…入用ニ候
間、其外ハ此方ニて…相頼可申事、
一先年御開帳之節…者、玄闕帳在之候ハハ…、御持參可被下候、とふ
ぞ…御吟味被下度奉願候、
一弥介儀廿一日夜四ツ時…着後、早速帰國可申…付候処、此表用事之
向…不出来ニ付、講中にても…留置候様ニ申候付、則…今日迄留置
申候、延引…之段御呵り御無用此表ニモ…甚無人故用立申大悦…仕
候、万々弥介へ申聞置候間…御聞被遊可被下候、道中之儀…明日より
罷越、委曲別紙ニ…申上候、已上、

二月二日

葵御紋附之儀ニ付書狀

御札致拝見候、弥御堅固…可被成御寺務珍重奉存候、…然者去八月
従…公儀触在之候、葵…御紋附之儀是迄御用…來候品、御別紙之通
本山江茂…御届在之候由、右ニ付尙…役所江茂被及御断候者、委曲
…致承知候、早速江府江茂…可申遣候、右御報如此御座候、…恐惶

清水庄太夫

重武（花押）

二月十七日

〔五五〕大師前双親八百回忌修復助成銀寄附状
証狀

宇井五郎八
包脩（花押）

一、銀七枚
右者 … 大師前御双親御七百 … 喪忌就御相当諸堂舎…修復為助成被致
寄附候以上

午四月

知恩寺
役者（黒印）

誕生寺
玉床下

〔五四〕有銀高請取ニ付覺

覺

一金四拾五両壱歩

一銀七百八拾八匁

八分五厘

一銀札式貫七百三拾匁
式分

一錢拾貫文

右之通有銀高…無相違御請取可…被成候、以上

未 三月廿七日

誓願寺
本願寺
大善寺

御知事

靈依求齊

美作誕生寺所藏近世文書

誕生寺
御役僧中

御役僧中

〔五六〕誕生寺境内ニ付中渡

中渡

作州里方村

誕生寺

松仙

其寺 … 御朱印領之義到来触頭…之趣を以御宗法之外者…諸事一已之
取計ニ而、… 是迄濟來候ニ付、去亥年…中其寺於境内人集等…いたし富
ニ似寄候義興…行有之候趣、尤先住代々…仕来故、其催も可有之…事
へ候共、… 御嚴制之時節も左弁…右牘之義者有之間敷…候之処無其儀
既ニ右等…之義故障相成到来触頭…之姿も今般寺法之外者…土井大炊
頭殿御領分…御朱印地寺院並ニ相改候義…御宗門之瑕穢不過之不
念…之至候、依之被…仰付方も可有之候へ共、…御憐憇之御沙汰を以、

嚴敷…御呵之事ニ候、爾來心得…違無之様可有之候、右之趣…被仰出

候条帰國之上可…申達候已上

惣本山

役者（黒印）

六月

作州

誕生寺
役僧

〔五七〕御寺内人別寄帳落手ニ付書状

去月廿五日之貴翰去ル…十日相達致拝見候、残暑…之節御座候得共、
弥以…御安康被成御寺務珍重…奉存候、然者兼而被仰聞候…御寺内
人別寄、如先例…當午 公儀江被書上候…に付、當年之義大炊頭…
書上与一緒ニ被差出度候…に付、今便右寄帳御差…越致落手候、右
御報為可…得御意如此御座候、恐惶謹言

七月十二日

宇井五郎八

包脩（花押）

美作
誕生寺

峰

新助

正容（花押）

誕生寺

功營様

御報

〔五九〕伏見宮灰筋壁寄附ニ付書状

今般…宮御方依御頼從…伏見宮灰筋壁…御寄附在之候ニ付、右…御寄
附状御渡ニ相…成候、不容易事柄ニ付…大切ニ相心得可被申…事

御殿月番

武田宮内卿（印）

柄社山
誕生寺金脊玉潭和上

〔五八〕御朱印ニ付書状

一翰令啓達候、然者…昨廿日於馬場讚岐守殿…御宅、今度…御朱印之
儀被仰出候而…御書付御渡被成候、則右之…写一通遣之候間可被得

…其意候、恐々謹言、

惣本山役者

閏十二月廿一日

帰命院（印）

善想寺（印）

高樹院（印）

専念寺（印）

長香寺（印）

同 山役者

信重院（印）

源光院（印）

編集後記

- 本誌は創刊号からこんにちまで、浄土宗におけるもつとも充実した学術雑誌として、内外の関係学界から高く評価されてきた。編集子にとって、まずその伝統をまもり続けていくことの大切さが痛感される。
- さいわい本号も浄土宗教学院の助成研究の成果を中心として編集することができた。四共同研究と二個人研究、それに編集部から寄稿をお願いしたものとが収められている。これらの論文が関係学会に裨益すること大なるものと信ずる。
- 本号の最後二篇は、近世浄土宗史における貴重な史料報告である。とくに近世浄土宗史の研究はこれからのがれでいる。十分に利用されることを期待したい。
- 浄土宗教学院の助成研究の成果は、いずれも二年間にわたって研究費をうけられた方がたの報告である。ここにご多忙のなかでご執筆いただいた諸先生に厚くお礼申しあげるとともに、本誌二十二号を世におくることを報告する次第である。

(K・T)

佛教文化研究

第22号

昭和51年10月23日 印刷

昭和51年11月1日 発行

編集者 浄土宗教学院研究所
京都市東山区林下町浄土宗宗務院内

印刷所 株式会社 合同印刷
京都市下京区猪熊通梅小路上ル

発行所 浄土宗教学院研究所

STUDIES IN BUDDHISM
AND
BUDDHIST CIVILIZATION

(BUKKYÔ BUNKA KENKYŪ)

No. 22. October 1976

Published by

THE INSTITUTE OF DOCTRINAL STUDIES
THE PURE LAND SECT
(JODOSHU-KYOGAKUIN-KENKYUSHO)
KYOTO, JAPAN

STUDIES IN BUDDHISM AND BUDDHIST CIVILIZATION
(BUKKYŌ BUNKA KENKYŪ)

Number. 22

CONTENTS

On the thought of Confession in Buddhism.....	Kensyō Sawada	1
A viewof the Pure Land by the Zen Master Tao-chó —the Pure Land of the close connection of Sentient Beings writh the Times—.....	Ken Sato	12
The Stir of the Teaching of Exclusive Invocation of the Name of Amida Buddha Expounded by Hōnen —Various Problems on the 'Kotukujisōjō, the Lotters of the Kotuji Monastery—.....	Teikan Narita	28
On the Jōkein, the Head Temple of the Jōdo Sect in the Medieval Ages.....	Shinkō Nakai	38
A Study on the Biographies of priests in Jōdo Sect	Yūki Taira	
	Ryūzen Fukuhara	50
On the Hōonji-shōshinki.....	Hideo Noda	67
Edo period's documents of Tanjyōji-temple.....	Yūshi Taira	80